

香芝市地域防災計画

香芝市防災会議

目 次

第 1 編 総則編

第 1 節	本計画の目的	1
第 2 節	地域の概要	2
第 3 節	災害危険区域・危険箇所	4
第 4 節	災害の想定	6
第 5 節	防災に関する基本方針	10
第 6 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	14
第 7 節	計画の修正及び周知徹底	19

第 2 編 基本計画編

第 1 章 災害に強いまちづくり

第 1 節	都市の防災機能の強化	21
第 2 節	建築物の安全強化	24
第 3 節	水害予防対策の推進	25
第 4 節	土砂災害予防対策の推進	27
第 5 節	危険物等災害予防対策の推進	28
第 6 節	雪害予防対策の推進	30
第 7 節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	30

第 2 章 “安全” “安心” を支えるシステムづくり

第 1 節	総合的防災体制の整備	31
第 2 節	情報収集伝達体制の整備	33
第 3 節	火災予防対策の推進	35
第 4 節	消火・救助・救急体制の整備	36
第 5 節	災害時医療体制の整備	39
第 6 節	緊急輸送体制の整備	40
第 7 節	避難収容体制の整備	41
第 8 節	二次災害防止体制の整備	45
第 9 節	緊急物資確保体制の整備	46
第 10 節	ライフライン確保体制の整備	47
第 11 節	交通確保体制の整備	49
第 12 節	防災営農計画	50

第13節	防災意識の高揚	51
第14節	自主防災体制等の整備	53
第15節	ボランティアの活動環境の整備	55

第3編 震災対策編

第1部 地震災害応急対策

第1章 災害対策のための体制

第1節	地震発生時における組織動員の概要	57
第2節	災害警戒体制	58
第3節	災害対策本部	58
第4節	非常配備体制	65
第5節	動員体制	67
第6節	人員の確保等	68

第2章 初動期の応急活動

第1節	地震情報の収集伝達	70
第2節	災害広報	80
第3節	広域応援等の要請・受入れ	81
第4節	自衛隊災害派遣	87
第5節	消火、救助・救急活動	90
第6節	医療活動	92
第7節	避難誘導	94
第8節	二次災害の防止	97
第9節	緊急輸送活動	100
第10節	交通規制	102
第11節	ライフラインの緊急対応	104
第12節	交通の安全確保	105

第3章 応急復旧期の活動

第1節	災害救助法等による救助	106
第2節	避難所の開設・運営	108
第3節	緊急物資の供給	110
第4節	保健衛生活動	113
第5節	福祉活動	115
第6節	社会秩序の維持	116
第7節	ライフラインの確保	117

第8節	交通の機能確保	117
第9節	住宅の確保	118
第10節	応急教育等	119
第11節	文化財災害応急対策	121
第12節	廃棄物の処理	122
第13節	遺体の処理・埋葬	124
第14節	自発的支援の受入れ	125

第2部 警戒宣言発令時の対応

第1節	警戒宣言が発令されたときの基本方針	129
第2節	警戒宣言情報等の伝達	129
第3節	警戒体制	130
第4節	市民・事業所等への広報	131
第5節	東南海・南海地震への準用	131

第3部 災害復旧・復興対策

第1節	災害に係る市民相談の実施	133
第2節	生活の確保	134
第3節	り災証明書等の発行	138
第4節	民生安定計画	139
第5節	中小企業及び農林業関係者の復興支援	140
第6節	公共施設等の復旧計画	141
第7節	災害復旧に係る財政援助の確保	142
第8節	復興計画	144

第4編 風水害等対策編

第1部 風水害応急対策

第1章 災害対策のための体制

第1節	風水害等における組織動員の概要	145
第2節	災害警戒体制	146
第3節	災害対策本部	146
第4節	動員体制	154
第5節	人員の確保等	156

第2章 災害警戒期の活動

第1節	警報等の伝達	158
第2節	水防活動	164
第3節	土砂災害警戒活動	168
第4節	ライフライン・交通等警戒活動	169
第5節	避難誘導	170

第3章 災害発生後の活動

第1節	災害情報の収集伝達	174
第2節	災害広報	182
第3節	広域応援等の要請・受入れ	183
第4節	自衛隊災害派遣	188
第5節	救助・救急活動	191
第6節	医療活動	192
第7節	緊急輸送活動	194
第8節	交通規制	196
第9節	公共土木施設等応急対策	198
第10節	ライフラインの確保	200
第11節	交通の機能確保	201
第12節	災害救助法等による救助	202
第13節	避難所の開設・運営	204
第14節	緊急物資の供給	206
第15節	保健衛生活動	209
第16節	福祉活動	211
第17節	社会秩序の維持	212
第18節	住宅の確保	213
第19節	応急教育等	214
第20節	文化財災害応急対策	216
第21節	廃棄物の処理	217
第22節	遺体の処理・埋葬	219
第23節	自発的支援の受入れ	220

第2部 その他の災害応急対策

第1章 大規模火災

第1節 警戒活動	223
第2節 応急対策	224

第2章 その他の災害

第1節 大規模交通災害応急対策	228
第2節 危険物等災害応急計画	229
第3節 化学テロ災害応急対策	229
第4節 その他突発災害応急対策	231

第3部 災害復旧・復興対策

第1節 災害に係る市民相談の実施	233
第2節 生活の確保	234
第3節 被災証明書の発行	238
第4節 民生安定計画	239
第5節 中小企業及び農林業関係者の復興支援	240
第6節 公共施設等の復旧計画	241
第7節 災害復旧に係る財政援助の確保	242
第8節 復興計画	244

第1節 本計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、香芝市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務を中心として、市域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守り、もって市民生活の安全を保護することを目的とする。

その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1．市に係る防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は事務の大綱
- 2．市域に係る災害に関する予報、又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生等災害予防及び災害応急対策、災害復旧に関する事項
- 3．前各号に掲げるもののほか、防災に関し必要な事項

なお、この計画は、過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基本に災害を想定し、次の事項について定めるものとする。

総	則	編	計画の目的を明らかにし、市及び関係機関等の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定める。 また、現在及び将来を見通した香芝市における防災行政の基本となる“防災ビジョン”を明らかにする。
基本 計画 編		災害 予 防 対 策	地震、風水害をはじめとする各種災害（以下「各種災害」という。）の未然防止対策、被害を最小限に食い止めるための措置、市民への啓発活動及び災害発生直後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて明記し、平常時にとるべき防災活動全般についての総合的な計画を定める。
震 災 対 策 編		地震 災 害 応 急 対 策	大規模な地震災害に対応するため、災害を想定しての防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
		警 戒 宣 言 発 令 時 の 対 応	東海地震の警戒宣言及び東南海・南海地震の発生に伴う対応について定める。
		災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策	地震災害が発生した後の公共施設及び住民生活を復旧・安定化させるための措置を定め、地域社会復興のための基本方針を定める。
風 水 害 等 対 策 編		風 水 害 応 急 対 策	風水害、土砂災害に対応するため、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
		そ の 他 の 災 害 応 急 対 策	その他の災害に対応するため、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。
		災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策	風水害等が発生した後の公共施設及び住民生活を復旧・安定化させるための措置を定め、地域社会復興のための基本方針を定める。
資	料	編	各対策の実施に必要な法令・様式・資料等を収録する。

第2節 地域の概要

1. 自然的条件

(1) 位置及び地勢

本市は奈良県の北西部に位置し、金剛生駒山系の山々の緑豊かな山すそに広がっている。古くから交通の要衝として開け、現在でも伝統と新しい文化のいびきがみなぎる都市として発展している。

香芝市の概要は下表のとおりである。

[香 芝 市 の 概 要]

人	口	66,241人	
面	積	24.23km ²	
地 勢	位 置	東経135°41'56"	北緯34°32'29"
	範 囲	東西7.27km	南北6.27km
	標 高	最高269.7m	最低40.0m

(平成14年1月1日現在)

(2) 地形・地質

市の地形は、大別して山地、丘陵地、扇状地、低地に分類される。

また、地質は地形に対応している。

ア. 山地（明神山地・二上山地）

明神山地は市域の北西部に位置している。大和川狭窄部の南側で北東 - 南西方向にのびる小起伏山地である。王寺町に近い北東部は花崗岩よりなるが明神山付近は安山岩質の火山岩からなる。山地の南西側は新屋敷から関屋方向の丘陵地に面する一連の急斜面となっている。この山麓線に沿って丘陵を構成する大阪層群の地層は50度以上南東に傾斜し明神山地の隆起に伴うひきずりを示している。すなわち明神山地の南東斜面も構造性の急斜面である。山頂の小起伏面は大きく見て二段に分けることができる。明神山を中心とする小起伏面は標高200~280mにあり、北東部の花崗岩地域を中心に発達するものは140~180mにあり起伏も相対的に小さく宅地開発が進んでいる。

二上山地は市域の西南部に位置する。二上山の雄岳、雌岳は本市に隣接する當麻町に属している。地質は新第三紀の火山活動による安山岩（讃岐岩）や流紋岩等の火山岩よりなる。本市域では起伏量200m以下の小起伏山地であるが浸食されて谷が刻まれているところもある。

イ．丘陵地（香芝丘陵・馬見丘陵）

香芝丘陵は市域の西部、明神山地の南側に接している。香芝インターチェンジ西方は安山岩質の火山岩よりなる平頂峯がやや突出している。その北東の白鳳台及び西部の関屋付近は、大阪層群よりなる小起伏地であったが宅地造成が進んでいる。香芝丘陵の西南域は二上層群の凝灰石よりなり、傾斜した凝灰岩層が選択的な浸食を受けて屯鶴峯の景勝地を形成している。

馬見丘陵は市域の東部に位置する大阪層群よりなる小起伏丘陵である。本市域における標高は50～70mであり、風化や浸食により多数の小谷形成されていたが大規模な宅地開発が進んでおりもとの地形はほとんど見られない。

ウ．扇状地（二上山麓扇状地）

二上山麓扇状地は市域の南西部において、二上山地東麓から葛下川低地に接している。本地形区は段丘化した扇状地及び現成の緩傾斜扇状地よりなる。近鉄大阪線の二上駅、近鉄下田駅付近には現扇状地面との比高5m内外のややくさり礫化した扇状地礫よりなる段丘化した扇状地があり、中位砂礫台地となっている。

また、二上山麓の二上神社付近から段丘化した扇状地が北東方向に発達しているが、これは上記の中位面よりもまとまりのある分布を示すもので、下位砂礫台地とされている。

エ．低地（葛下川低地）

葛下川低地は市域中央部に位置しており、葛下川に沿う東部縦谷地域から東南部に開ける標高50～60mの低平地帯である。地質は砂がち堆積物である。鳥居川、初田川、熊谷川等が本流葛下川に合流して豊かな沖積を形成している。

(3) 気 象

平成9年～平成13年の5年間について、市における気象状況を取りまとめると、以下ようになる。

(ア) 気候的には、盆地型の内陸性気候であり、一般的に夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが厳しい。

(イ) 年間総雨量は約1,300mmである。

(ウ) 降雨量が多いのは6月及び9月であって、降雨量はそれぞれ215mm、162mmである。逆に降雨量が少ない月は12月及び2月であり、それぞれ31mm、53mmである。

(エ) 年平均気温は15.8℃である。

(オ) 月別最高気温の年平均は20℃前後、月別最低気温の年平均は10℃前後であり、その較差は10℃を大きく超えない。

2. 社会的条件

昭和55年以降の本市の人口推移を、国勢調査に基づいて示すと次表のとおりである。市では、これまで長年にわたり民間開発と土地区画整理事業の進展により宅地が増加し、これに伴って人口も増加し続けている。

一方、人口構成に関しては、15歳未満が約17%、15～64歳が約70%、65歳以上が約13%となっている。出生率の低下により若年層の増加は見込めず、高齢化の進展により「逆釣り鐘」型の傾向を強めている。

[年次別人口推移表] (単位：人)

年 度	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
人 口	36,314	43,485	52,817	56,739	63,487

資料：国勢調査

次に、市の都市環境に関しては、かつてはスイカ栽培等の農業が盛んな地域であったが、近年では急速な住宅開発が進み、大阪市を中心とする大都市圏のベッドタウンとして大きく変貌した。更に市は、大和平野を中心とした10市18町からなる「大和都市計画区域」に含まれており、市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園・下水道等の都市整備を推進することが計画されている。

第3節 災害危険区域・危険箇所

本市の災害危険区域・危険箇所については、法的規制等に関するもの、地震災害危険要因等に関するものがある。

1. 法的規制等

(1) 水防区域

葛下川が重要水防区域、要水防区域に指定されており、竹田川及び原川が要水防区域に指定されている。

(2) 土石流危険渓流

ア. 土石流危険渓流の定義

土石流危険渓流とは、「昭和53年8月4日付け建設省河砂第46号」に基づき、渓床勾配が3度（1/20）以上で、豪雨に際して表流水と土砂とが混然一体となっかゆ状に流下する土石流が発生する危険性があり、かつそれによる危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等に及ぶような渓流をいう。

イ. 土石流危険渓流の現況

県による調査の結果、市内には、12渓流の土石流危険渓流がある。また、保全対象5戸未満の土石流危険渓流に準ずる渓流が8本ある。

(3) 地すべり危険箇所・地すべり防止区域

ア．地すべり危険箇所と地すべり防止区域の定義

地すべり危険箇所とは、山地や丘陵地の山腹斜面を構成する地塊の一部が、降雨や融雪等の誘因によって、斜面下方へ移動する危険性のある土地をいい、そのうち「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」第3条に基づき、国土交通大臣あるいは農林水産大臣が指定した区域を地すべり防止区域という。

イ．地すべり危険箇所と地すべり防止区域の現況

県による調査の結果、地すべり危険箇所及び地すべり防止区域はない。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域

ア．急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域の定義

急傾斜地崩壊危険箇所とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5m以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等に危険が生じるおそれのある土地をいい、そのうち「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」第3条に基づき、知事が指定した区域を急傾斜地崩壊危険区域という。

イ．急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域の現況

県による調査の結果、市内には、自然斜面16箇所、人工斜面2箇所の合計18箇所の急傾斜地崩壊危険箇所がある。そのうち、法令に基づく危険区域が1箇所指定されている。

(5) 山地災害危険地区（治山）

ア．山地災害危険地区の定義

山地災害危険地区とは、「平成7年10月20日付け林野庁長官通達 山地災害危険地区調査について」に基づき、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が発生又は発生のおそれのある林野で、その危害が人家又は公共施設に直接及びおそれのある地区をいい、山腹崩壊危険地区と崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区に区分されている。

イ．山地災害危険地区の現況

県による調査の結果、山腹崩壊危険地区は、関屋北に2地区、今泉に2地区、穴虫に3地区、畑に1地区の合計8地区がある。また、崩壊土砂流出危険地区は、関屋北に3地区、今泉に2地区、田尻に1地区、穴虫に3地区の合計9地区がある。なお、地すべり発生危険地区はない。

(6) 老朽ため池危険箇所

市内には9基の老朽ため池危険箇所がある。

(7) 宅地造成工事規制区域

ア．宅地造成工事規制区域の定義

宅地造成規制区域とは、宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内において、災害の防止のため宅地造成に関する工事等について規制する区域であり、「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」第3条に基づき、都道府県知事及び指定都市の長が指

定した区域をいう。

イ．宅地造成工事規制区域の現況

市内には宅地造成工事規制区域が1,220ha指定されている。

(8) 防火・準防火地域

ア．防火・準防火地域の定義

防火・準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」第8条に基づき、市長が定めた地域をいう。防火・準防火地域では、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第61条及び第62条で建物の階数や規模（延べ面積）により、耐火建築物あるいは準耐火建築物としなければならないことが定められている。

イ．防火地域・準防火地域の現況

市内には準防火地域が指定されている。

2．地震災害危険要因等

(1) 危険物等災害

地震発生時に、二次災害の要因となるものとして危険物等がある。市内には危険物の製造所はないが、貯蔵所62箇所、取扱所30箇所がある。

また、一般高圧ガスの第一種製造事業所、火薬類製造業者がある。

なお、液化石油ガスの第一種製造事業所、高圧ガス貯蔵所、火薬類販売業者、毒物・劇物等の製造業者・輸入業者・使用業者及び放射性物質施設はない。

(2) 社会的混乱

ア．延焼危険区域

火災による延焼危険区域は、主として建物密度が高くかつ木造建物が密集する地域があげられる。また、焼失率が高くなることが予想される。

イ．人口集中地域

人間の社会的活動の一環として人口が集中する地域があり、JR和歌山線の下田駅や近鉄大阪線の五位堂駅及び近鉄下田駅では朝夕は混雑し、商店街でも多数の人々が往来している。

また、市内で防火管理者の選任を要する防火対象物は合計で497箇所がある。その種別として代表的なものは、集会場、共同住宅、病院、診療所、社会福祉施設、学校、事務所等である。

第4節 災害の想定

この計画の作成に当たって、本市における地勢、地形・地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中度、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び災害履歴を勘案して災害を想定し、これを前提とする。

この計画において想定する主な災害は、次のとおりである。

オ．人的被害

(ア) 大和川断層帯

市内全域で、死者155人、負傷者291人、り災者11,687人、避難生活者2,805人と予測される。

(イ) 南海トラフ

市内全域で、死者11人、負傷者22人、り災者712人、避難生活者144人と予測される。

カ．ライフライン被害

(ア) 大和川断層帯

被害の大きいところでは250m×250m四方の区域で、上水道7箇所以上、下水道2箇所以上、ガス管5箇所以上、電力柱1本以上、電話柱0.5本以上の被害が予測される。

(イ) 南海トラフ

被害の大きいところでは、250m×250m四方の区域で、上水道1～3箇所、下水道0.1～0.2箇所、ガス管0.5～1箇所、電力柱1本以上、電話柱0.5本以上の被害が予測される。

キ．土木構造物の危険度

市域の道路盛土は、地盤状況が比較的良質な土質であるため危険度は低く、のり面状況も安定している。また、橋りょうについては現地調査では危険度の高いものはなかったが、地盤状況による危険性の高い橋りょうについては、更に詳細な調査が必要となっている。

香芝市における地震被害の予測結果

種 別		大和川断層帯	南海トラフ	
予 測 震 度		震度5強～6弱	震度5弱～5強	
建物被害	全壊	木造建物	495棟（存在建物の3.5%）	73棟（存在建物の0.5%）
		非木造建物	35棟（存在建物の0.7%）	3棟（存在建物の0.1%）
	半壊	木造建物	2,091棟（存在建物の14.7%）	127棟（存在建物の0.9%）
		非木造建物	342棟（存在建物の6.7%）	10棟（存在建物の0.2%）
地震 火災	炎上出火件数		6件	-
	焼失	木造建物	816棟（存在建物の5.8%）	-
		非木造建物	259棟（存在建物の5.1%）	-
人的被害	死 者		155人（総人口比の0.27%）	11人（総人口比の0.02%）
	負 傷 者		291人（総人口比の0.50%）	22人（総人口比の0.04%）
	り 災 者		11,687人（総人口比の20.0%）	712人（総人口比の1.2%）
	避 難 生 活 者		2,805人（総人口比の4.8%）	144人（総人口比の0.2%）

注)平成8年度の防災アセスメントによる。

炎上出火件数及び焼失建物数は、地震発生後1日目の値である。

総人口は、平成8年12月末現在の人口58,454人を用いている。

表中の各値は、想定条件に基づいた予測結果であり、災害の発生時間、状況等によって被害程度は異なる。

2．風水害

本市における風水害の主要な要因としては、梅雨期や台風期の豪雨、近年の異常気象による集中豪雨が想定される。

水害については、都市化に伴い地表の多くが舗装される等、雨水の不浸透化が進み、豪雨時の中小河川では雨水流入量が排水能力を上回るおそれがあり、氾濫に対する注意が必要である。また、農地の宅地化やため池の埋立て等によって市域の遊水機能が低下し、洪水到達時間が短くなっているため、中小河川が合流する葛下川の流量が増加し、破堤・溢水等が起こりやすくなっている。一般に、このような川沿いの地域は排水能力が低く、浸水すれば帯水時間が長くなる危険性を有している。

さらに、台風期には、突風により建物の屋根や塀に被害が生じるとともに、電柱の倒壊や電線の切断等、ライフライン施設に被害が生じるおそれがある。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害

3．その他の災害

本市における地震災害及び風水害以外の災害として、下記の災害を想定する。

- (1) 市街地等における大規模火災及び林野火災
- (2) 危険物の爆発等による災害
- (3) 航空機、鉄道等による災害
- (4) テロ等による災害
- (5) その他による災害

第5節 防災に関する基本方針

本市では、昭和57年の豪雨により、葛下川、竹田川、尼寺川をはじめとする河川の増水により多数の住民が浸水等の被害にあい、その生活が脅かされることとなり、災害防止のための河川改修等の治水事業を実施してきた。また、平成10年には台風7号により市内の多くの建物で屋根や塀等が破損したほか、電柱や電線等のライフラインにも大きな被害が生じ、数日間にわたり生活に支障を来すこととなった。

また、平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人以上の尊い命を奪い、我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。

地域防災計画の策定に当たっては、過去の災害を教訓にして、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災に関する基本方針（防災ビジョン）が必要となっている。

防災行政は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い都市構造を形成することにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

本市では、住宅の密集と集合住宅増加、危険物施設及び多数の人が集中するスーパーマーケット等の大規模建築物の増加により、地震や火災等が発生した場合に、複合的及び広域的災害となる危険性が增大する傾向にある。

このように、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、市、消防機関及び他の関係機関の機能充実と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等都市基盤の整備を推進し、都市構造の防災化を図る。

また、今後、市民の高齢化や生活様式の変化等によって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性が考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図る。

1. 行政の責務と市民の心がまえ

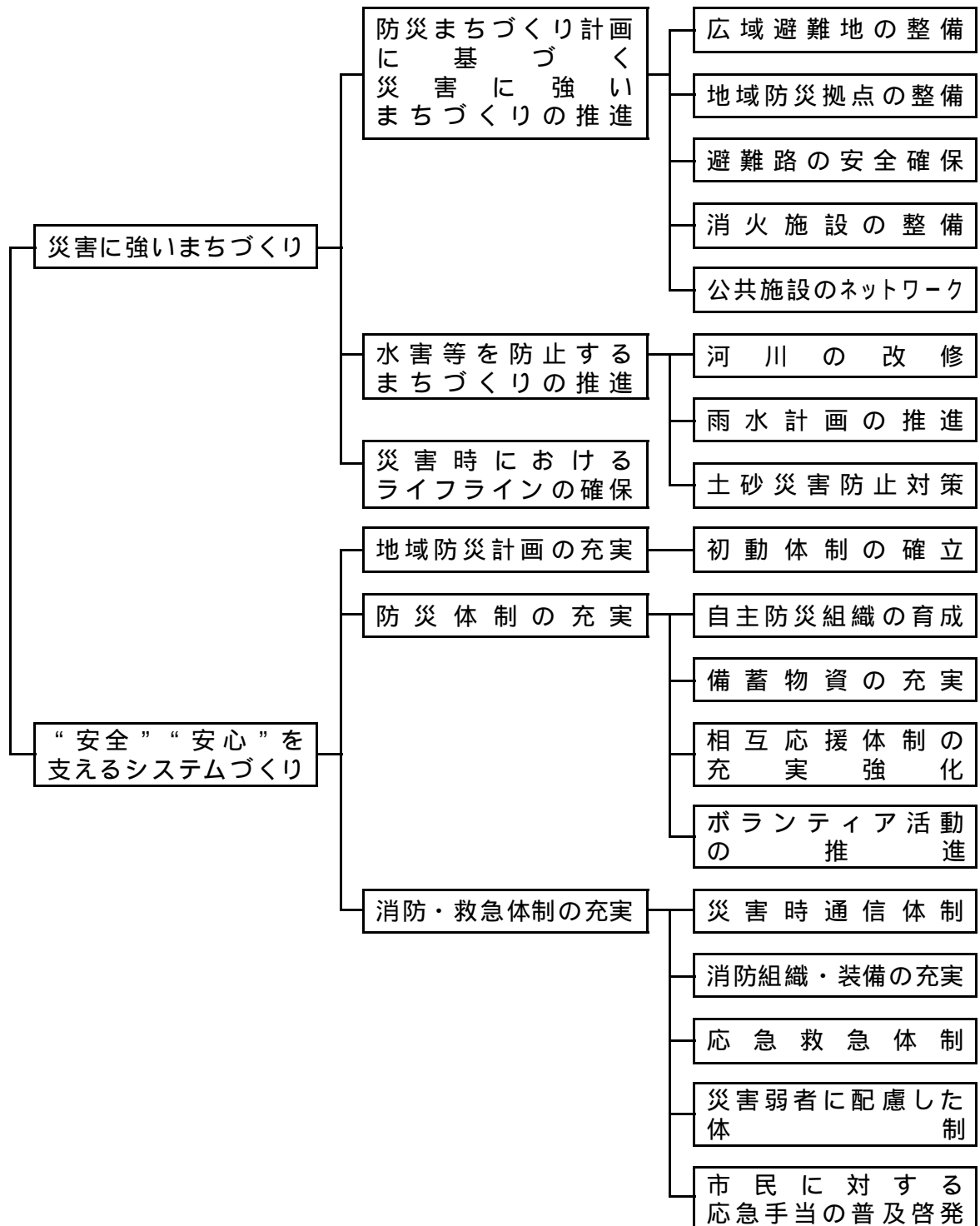
市と県、関係機関等は、緊密な連携のもとに、生命の安全を第一にして防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。

市民、事業所等は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。

特に大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であり、日常における防災対策を心がける。

2. 防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。



[防災に関わる基本方針（防災ビジョン）]

防災基本計画、香芝市総合計画等より作成

(1) 災害に強いまちづくり

ア．防災まちづくり計画に基づく災害に強いまちづくりの推進

(ア) 広域避難地の整備

運動公園及び香芝総合公園を、大規模災害時に広域避難地として利用できる防災機能を備えた公園として整備する。

(イ) 地域防災拠点の整備

避難所となる学校等の公共建築物については耐震化を進めると同時に、自家発電装置や太陽光発電装置、災害用備蓄倉庫や浄化型プールを整備し、災害時にも地域の防災拠点として機能する態勢を整える。

(ウ) 避難路の安全確保

消防車が進入できないような狭隘道路については、拡幅整備を行い早期消火が可能な基盤整備を行うと同時に沿道の不燃化、耐震化を促進し、学校等の一時避難地への避難路としての安全を確保する。

(エ) 消火施設の整備

耐震性貯水槽など震災時にも消火活動が可能な施設の整備を進める。

(オ) 公共施設のネットワーク

防災性に優れた道路・公園等の公共施設ネットワークを実現するため、安全市街地形成土地区画整理事業等の面的基盤整備事業の導入を図る。

イ．水害等を防止するまちづくりの推進

(ア) 河川の改修

溢水や堤防の決壊を防止するため、県施工の葛下川をはじめとする市内の河川改修を推進する。

(イ) 雨水計画の推進

河川については、豪雨時の浸水被害を防止するため、雨水計画に基づく事業を推進する。また、河川の増水の抑制や大和川本流への負荷の軽減を図るため、公共施設やため池を利用した雨水貯留浸透施設を整備する等、雨水の貯留、浸透にも十分に配慮した整備を進める。

(ウ) 土砂災害防止対策

集中豪雨や地震による土砂流出や崖崩れに備えた砂防事業や急傾斜地崩壊対策を推進する。

ウ．災害時におけるライフラインの確保

地震等の大規模な災害時においても断水を極力防止するため、老朽化した上水道管の取替や管路監視システムの導入を推進するとともに、応急給水資材の充実に図り、断水時でも直ちに飲料水が届けられる対策を講じる。

また、電気、ガス、電話等その他のライフラインについても、事業者に対して災害時の安定供給等の確保を要請していく。

(2) 災害応急対策体制の整備

ア．地域防災計画の充実

各種の災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、周知徹底に努める。また、市、市民・事業所、関係機関は災害直後の初動体制を整え、災害時の役割分担を明確にして、確実に計画内容を実行できるようにする。

イ．防災体制の充実

(ア) 自主防災組織の育成

大規模な災害時においては、行政の緊急救援活動が行きわたらないことを前提としなければならない。災害時においては、現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくするので、市民の役割は極めて重要になってくる。

近年、都市化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、また高齢化等による災害弱者が増加しているため、自主防災組織の防災活動における比重がますます大きくなっていく。

市は、市民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の育成、整備を図る。

(イ) 備蓄物資の充実

災害に備えた備蓄物資の充実を進めるとともに、各学校区単位程度の市内各地区への災害備蓄物資の拠点となるべき施設の整備を図る。

(ウ) 災害応援体制の充実強化

災害協定自治体との連携強化を進めるとともに、大規模な災害に備えて、近隣市町との相互応援体制の充実強化を推進する。

(エ) ボランティア活動の推進

災害時のボランティアの受入体制を整えるとともに、平常時のボランティア活動を支援し、災害時のボランティア活動の組織・体制・基盤づくりを行う。

ウ．消防・救急体制の充実

(ア) 災害時通信体制

防災行政無線をはじめとする通信機能の向上、並びに情報収集や伝達体制の確立に努める。

(イ) 消防組織・装備の充実

香芝・広陵消防組合の組織、装備の充実を図るとともに、地域社会における消防防災の中核として、消防団の装備の充実及び人員の確保を図る。

(ウ) 応急救急体制

応急救急のための装備及び技術の高度化を図るとともに、医療機関との連携をさらに緊密化する。

(エ) 災害弱者に配慮した体制

高齢者、障害者、病人、観光客、外国人等のいわゆる災害弱者に配慮した防災・救助体制の整備を推進する。

(オ) 市民に対する応急手当の普及啓発

防災教育や防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚及び個人の災害時の防災活動力の向上を図るとともに、救命講習など応急手当の普及啓発を図る。

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等はおおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1. 香芝市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
香 芝 市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関する事務 2. 災害に関する予警報等の連絡 3. 防災知識・防災思想の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 公共建築物・公共施設の耐震性の向上 10. 都市の防災構造の強化 11. 上水道の確保体制の整備 12. 避難計画の作成及び避難所等の整備 13. ボランティア活動支援の環境整備 14. 災害弱者の安全確保体制の整備 15. 食糧、飲料水、生活必需品の備蓄 16. 防疫予防体制の整備 17. 廃棄物処理体制の整備 18. 火葬場等の確保体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等の保護 8. ボランティアの活動支援 9. 災害弱者の福祉的処遇 10. 避難の勧告又は指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食糧、飲料水、生活必需品の供給 14. 防疫等応急保健衛生対策 15. 遺体の搜索、火葬等 16. 廃棄物の処理及び清掃 17. 災害時における文教対策 18. 復旧資材の確保 19. 施設及び設備の応急復旧 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分

2. 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
高田警察署		<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災情報の収集・伝達 2. 救出・救助活動 3. 避難誘導 4. 交通規制の実施 5. 社会秩序の維持 	
高田土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管公共土木施設の耐震化と整備 2. 水防力の整備強化 3. 災害危険区域の指定 4. 地震被災建築物の応急危険度判定士体制の整備 5. 公共建築物の耐震性能向上 6. 火災拡大要因の除去 7. 緊急輸送網の整備 8. 都市の防災構造の強化 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災公共土木施設の応急対策 2. 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策 3. 応急仮設住宅の建設 4. 被災建築物の応急危険度判定 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災公共土木施設の復旧 2. 被災公共建築物の復旧
葛城保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 初期医療救護体制の整備 2. 後方医療体制の整備 3. 医薬品等の確保体制の整備 4. 精神障害者、在宅難病患者対策等の体制整備 5. 防疫予防体制の整備 6. 上水道の確保体制の整備 7. 火葬場等の確保体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療、助産救護 2. 医療ボランティア 3. 防疫等応急保健衛生対策 4. 給水対策 	被災医療、保健衛生施設の復旧

3. 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
大阪食糧事務所 奈良事務所	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾パンの備蓄	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾パンの供給(売却)	
奈良地方気象台	1. 気象予警報の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及		
香芝郵便局		1. 災害時における郵政業務運営の確保 2. 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 3. 災害時における被災者の避難先等の情報提供	1. 被災郵政業務施設の復旧 2. 地方公共団体に対する簡易保険積立金による長期融資

4. 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1)防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2)災害派遣計画の作成 (3)災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

5. 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と防災管理	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社	1. 公衆電気通信施設設備の保全と防災管理 2. 気象情報の伝達	1. 公衆電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災公衆電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社奈良県支部	1. 医療救護班・赤十字飛行隊の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 義援金品の募集並びに分配のあっせん 3. 労力奉仕班の編成及び派遣のあっせん 4. 血液製剤の確保	
日本道路公団	所管有料道路の整備と防災管理	所管有料道路の応急対策	所管有料道路の復旧
大阪ガス株式会社	ガスの供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
関西電力株式会社	1. 電力施設の保全と防災管理 2. 気象観測についての協力対策	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

6. 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿日本鉄道株式会社	輸送施設等の保全と防災対策	1. 災害時における交通輸送の協力 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と防災対策	1. 災害時における交通輸送の協力 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧

7. 公共的団体・機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
香芝・広陵 消防組合	1. 防災に関する施設並びに組織の整備と訓練 2. 災害に関する予警報の連絡	1. 災害情報等の収集及び必要な広報 2. 災害の防除、警戒、鎮圧 3. 要救助被災者の救出、救助 4. 傷病者の救出、搬送 5. その他、防災会議が必要と認める事務又は業務	
奈良県農業 協同組合	共同利用施設の整備と防災管理	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農業生産資材及び農家生活資材の確保あつせん 3. 県、市が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の災害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資又はこのあつせん
病院等	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預金の中途解約、払出事務の簡便化等特例措置
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力あつせん	1. 商工業者への融資あつせん実施 2. 災害時における中央資金源の導入

第7節 計画の修正及び周知徹底

1. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは香芝市防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正に当たっては、原則として次の手順で行うものとする。

- (1) 香芝市防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
- (2) 香芝市防災会議は、作成した防災計画の修正案について、災害対策基本法第42条第3項の規定により奈良県知事に協議する。
- (3) 香芝市防災会議を開催し、防災計画を審議・決定する。
- (4) 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、市広報紙に掲載する等により周知するものとする。

2. 計画の周知徹底

計画の円滑な実施を図るため、市の全職員はもとより、関係機関、その他防災に関し重要な施設の管理者等に対し、計画の内容を周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、市民に対しても周知徹底するものとする。

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市及び関係機関は、建築物の耐震化・不燃化、都市空間の確保と整備及び都市整備事業等により、都市環境並びに防災対策の整備を図り、都市の防災化を推進するものとする。

1. 防災空間の整備

避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場等の都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。

(1) 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

ア. 広域避難地となる都市基幹公園の整備

広域的な避難の用に供する総合公園や運動公園を整備する。

イ. 一時避難地となる住区基幹公園の整備

(ア) 近隣の住民が一時的に避難する地区公園や近隣公園等を整備する。

(イ) 緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

(2) 道路・緑道の整備

ア. 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の拡幅等を行い、多重ネットワーク化に努める。

イ. 広域避難地や一時避難地等に通じる避難路となる道路・緑道を整備する。

ウ. 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物の除去や沿道建築物の耐震化・不燃化に努める。

エ. 延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

2. 都市基盤施設の防災機能の強化

小・中学校をはじめとする公共施設や公園、道路、河川、ため池等の都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

(1) 避難地となる都市公園や小・中学校等における災害応急対策に必要となる施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽、自家発電装置、放送設備及びヘリポート等)の設置

(2) 河川における防災機能の強化

緊急輸送道路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進

(3) 河川水やため池の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

3. 土地区画整理事業等の促進

本市は、住宅団地開発期における急激な人口増加により、根幹的都市施設等の整備が立ち遅れる結果となった。このことは、都市機能の低下及び都市環境の悪化をもたらし、また災害発生時における危険度増大という事態を深刻化させる要因となっている。

本市は、これらの事態に対処するため、土地区画整理事業を積極的に推進する。更に住宅密集地区では、老朽化した木造住宅の建て替えの促進及び都市基盤施設の整備を推進し、生活環境を改善することにより都市災害の防止を図る。

(1) 各種規制・誘導

ア. 防火地域等の指定

(ア) 防火地域の指定

防火地域は、原則として商業地域について指定を行うものとする。

(イ) 準防火地域の指定

準防火地域は、原則として近隣商業地域について指定を行うものとする。

イ. 特定賃貸住宅建設融資等の助成

ウ. 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

(2) 各種事業の推進

ア. 土地区画整理事業

イ. 駅前整備事業

ウ. 公園事業

エ. 街路事業

オ. 道路事業

カ. 河川整備事業

4. 土木構造物の耐震対策の推進

市が管理する土木構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

(1) 基本的考え方

ア. 施設構造物は、一般的な地震に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性及び施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。

イ. 防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせる等、総合的な都市防災システム系としての機能確保に努める。

ウ. 既存構造物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

エ. 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 道路施設

道路橋・横断歩道橋等の耐震対策を実施する。

なお、防災アセスメントにおいて、橋りょうの地震危険度判定を行った。緊急輸送道路の管理者は、これらの結果や耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策

を実施する。

(3) 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

5. ライフライン災害予防対策

各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

(1) 上水道

市では、老朽化しつつある配水管の敷設替えをはじめとする管路網整備を進めるとともに、中央今泉配水場の拡充のため、改修工事及び畑配水場、高区配水場の整備を実施してきた。今後も、各種災害による断水、減水を防止するため、水道施設設備の強化と保全に努める。

ア．水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

イ．重要度の高い施設設備の耐震化を促進する。特に、管路には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

ウ．管路の多重化（連絡管等の整備）及び水源の複数化等による補完機能強化を進める。

エ．常時監視、並びに巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

オ．施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

カ．配水池等には、地震時に作動する緊急遮断弁を設置する等、水源の確保に努める。

キ．OA機器の導入を推進し、災害時の早期復旧に役立てる。

ク．配管図面の複数保管に努める。

(2) 下水道

各種災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。

ア．施設設備の新設・増設に当たっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

イ．巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。

ウ．補強・再整備に当たっては、緊急度等（危険度、重要度）の高いものから進める。

エ．配管図面の複数保管に努める。

6. 林野火災予防対策の推進

林野火災の拡大を防止し、人家被害や森林資源の焼失等の軽減を図る。

(1) 防火帯の構築

本市と王寺町、當麻町及び大阪府との間に防火帯を構築し、火災の延焼を防止する。

(2) 林道の構築及び整備

林道は防災上特に重要と考えられるので、その維持補修に努める。

(3) 山林位置表示杭の設置

林野火災等の発生時における災害位置確認のため、香芝・広陵消防組合は、関係機関と協力して、林道に表示杭を設置する。

第2節 建築物の安全強化

市及び関係機関は、所管施設について、各種災害による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震性・耐火性を保つよう配慮する。特に、公立学校、消防署等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震構造・耐火構造の普及に努める。

1. 建築物等の耐震対策

市、県及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年の「建築基準法」の改正（新耐震基準）以前に設計・施工された建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の趣旨を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。また、防災上の重要度に応じて、新耐震基準が適用された後に設計・施工された建築物についても耐震性能の向上を図るとともに、建築物の新築に際しても十分な耐震対策を実施するよう努める。

(1) 公共建築物の耐震性能の向上

民間建築物の模範となるよう、同法及び防災性能の向上という観点から、率先して市有建築物の耐震改修を行うとともに、診断の結果に基づき耐震改修の実施を計画的に進める。特に、災害時に重要な機能を果たすべき建築物や多くの人が利用する建築物について、重点的に耐震診断及び耐震改修の実施に努める。

また、老朽化した市有建築物については、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペースや防火水槽等の一体的整備に努め、防災性能の向上を図る。

(2) 民間建築物の耐震性能の向上

建築物の重要度を考慮し、不特定多数の人が利用する建築物や災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に対し、同法及び防災性能の向上という観点から、耐震診断や必要な耐震改修の指導・助言、指示等を行う。

また、木造住宅が密集する地区等の災害上の問題を抱えている地区の建築物の所有者に対して、耐震診断や必要な耐震改修、建て替え等に努めるよう指導・助言し、防災性能の向上を促進する。

(3) 関連施策の推進

災害時の避難路や救援路の確保のため、建築物の外壁や看板等の落下物対策及びブロック塀や道路に面した自動販売機の転倒防止等の安全対策を推進する。

2．建築物の安全性に関する指導等

県は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- (1) 「災害危険区域」（県建築基準法施行条例）の指定による、建築物の構造制限等
- (2) 定期報告制度（建築基準法第12条）の推進、特殊建築物等の調査・検査報告
- (3) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (4) 液状化対策の啓発

3．文化財

市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、各種災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識・対策の徹底
- (3) 予防体制の確立
 - ア．初期消火と自衛組織の確立
 - イ．関係機関との連携
 - ウ．地域住民との連携
- (4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - ア．消防用設備等の設置促進
 - イ．建造物、美術工芸品保存施設の耐震・耐火構造化の促進

第3節 水害予防対策の推進

大和川流域は歴史的にみても数多くの水害が起きてきた地域である。氾濫の原因は流域の豪雨と大和川の水はけの悪さであるが、その要因としては、宅地開発に伴い上流の奈良県側では流量が増大している反面、下流の大阪側は河川改修が進んでいないことが大きく影響している。奈良県側の上流部に比べて川幅も狭く、川床も浅い亀の瀬地区で水がせき止められたかたちになり、奈良県側の水位が増大する。このため、支流から本流への流入を阻むことになり、大和川はもちろん、葛下川等支流の氾濫を引き起こすことになる。

市では、昭和57年の豪雨により、葛下川をはじめとする河川の増水により家屋の浸水等多数の住民が被害にあった。市は、大雨・台風時における破堤等による河川・ため池における洪水等の災害を未然に防止するため、「奈良県水防計画」に準拠して計画的な水害予防対策の実施を推進する。なお、昭和58年から5箇年にわたって大和川激甚災害対策特別緊急事業が実施されて河川改修も行われた。

1．香芝市の水害危険性

葛下川低地の上中付近は、旧河道及び過去の洪水氾濫の繰り返しによって形成された自然堤防起源の微高地が存在する。このような地形は何度となく洪水氾濫している浸水常襲地である。

市域の雨水は尼寺川、平野川、竹田川等により葛下川に排水されるが、都市化による地表面上の変化（アスファルト化）のため、洪水到達時間の短縮、流域からの雨水流入量の増大により葛下川の水位が上昇する。これら河川は葛下川の排水性が低下すると水位上昇や河川の逆流が生じ水害が起こりやすくなる。

なお、葛下川は奈良県知事が県民経済上相当の損害を生じるおそれがあるとして指定して公示した水防警報指定河川である。

2．河川の改修

(1) 国土交通省・奈良県管理の河川

降雨等により水害をもたらすおそれのある市域の河川及び大和川水系の総合的な治水対策を県及び国に要望する。

ア．葛下川治水対策事業

イ．熊谷川治水対策事業

(2) 市管理の河川・水路の治水対策

降雨等により水害をもたらすおそれのある市域の河川・水路については、市において改修中であり、その改修も年次的に雨水計画等により整備していく。

3．農地防災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

(1) 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

(2) 老朽ため池

市は、主要なため池について詳細に調査のうえ、老朽化の著しいため池の管理者に対し、その対策について指導するとともに、特に危険なため池について改修補強等の措置をとるよう指導し、整備していく。

4．下水道の整備

公共下水道の排水区域内において、浸水被害が問題となっている地域を重点に、計画的に整備をすすめる。

第4節 土砂災害予防対策の推進

本市では、昭和57年の豪雨により、崖崩れ等の土砂災害が数箇所が発生した。市及び関係機関は、土砂災害を防止するため、危険箇所について防災体制の整備及び自主防災組織の育成等の予防対策を講じ、当該区域住民の安全確保に努める。

1．急傾斜地対策

市域の急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊危険のある自然斜面並びに人工斜面の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

2．地すべり対策

市域の地すべりによる災害を防止するため、現に地すべり運動が発生している地域ないしは地すべり運動が起こるおそれのある地域の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

3．土石流対策

市域の土石流による災害を防止するため、渓流の地形、土質、植生等の特性からその危険性の現況を把握し、かつ砂防指定地との関連も考慮して、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

4．山地災害対策

市域の山地災害を防止するため、山腹の地形、土質、植生等の特性からその危険性の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

5．宅地造成工事対策

県及び関係機関は、人口増加による丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い土砂災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域としての指定を行い、崖崩れや土砂の流出等を防止する。

6．警戒避難体制等の整備

(1) 警戒避難体制の整備

市は、関係住民が安全な避難が行えるよう警戒避難体制の整備を図る。

ア．危険箇所の周知

土砂災害に係る危険箇所について、必要に応じて地区別の防災に関する総合的な資料を作成するとともに、危険箇所において看板等を設置し、また広報紙等により地域住民に周知する。

イ．自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法第5条第2項に基づき、関係住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

(2) 危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

梅雨期及び台風期の前に定期的に市内の危険箇所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施して当該危険箇所についての状況を的確に把握する。

(3) 情報収集及び伝達体制の整備

市は、気象予警報等の情報収集に努め、収集及び伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線等の通信機器の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順及びルートを定めておく。

また、危険箇所周辺に乳幼児、高齢者、障害者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

(4) 防災知識の普及

市は、関係住民に対して日ごろから防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、市民への広報に努める。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

各種危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防隊の育成と防災思想の普及を図る。

また、特に地震発生時の被害拡大及び二次災害の防止のため、管理者が施設の耐震性向上を行うよう指導、教育に努める。

1．危険物施設対策（消防法第2条第7項の危険物）

(1) 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者及び危険物保安監督者等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携し、講習会並びに研修会等の保安教育を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設に対し、消防職員の立入検査を次の事項を重点に実施するとともに、強力な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア．危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ．危険物の貯蔵、取扱い、運搬及び積載等の方法についての検査並びに安全管理についての指導の強化

ウ．危険物施設の管理者及び危険物保安監督者等に対する災害時にとるべき措置の

指導の強化

エ．施設の異常状態及び地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査

移動タンク貯蔵所等の常置場所に対し、消防職員の立入検査及び危険物運搬車両等の街頭取締りを警察等の関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

(4) 自衛消防隊の組織強化

自衛消防隊の組織強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

(5) 消防資機材の整備

ア．危険物火災の消火活動に必要な化学消防車等の整備を図り、消防力の強化を推進する。

イ．危険物災害の拡大防止を図るため、危険物事業所に必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

(6) 防火研修会等の実施

市内の事業所相互の連絡協調を図り、火災予防知識の普及を目的として防火研修会等を実施して事業所の火災予防に関する意識を促すとともに、火気取扱設備等の維持管理と消防法令等の遵守の徹底を図る。

2．その他の危険物施設対策

前項1．以外の危険物については、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び放射性物質があげられるが、それぞれ、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、医療法（昭和23年法律第205号）等の適用を受けるほか、県が主体となって指導を行うものであるが、今後、市域にこれらの取扱い施設等が設置される場合は、事業所の自主保安体制の強化等、関係機関と協力して安全化に努めることとする。

第6節 雪害予防対策の推進

雪害の予防については、交通の確保を図ることによりその効果を期し、産業・経済の停滞を防ぎ、住民生活の安定に寄与するものとするが、経済効果の著しい主要国、県、市道の交通確保を優先し、予期しない降雪に伴う被害を軽減するための措置をとるものとする。

1. 方針

市内の冬期道路交通を確保するために、降雪前期に関係機関は除雪機械及び要員の確保を図り除雪体制の整備に努めるものとする。

2. 実施機関

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 一般国道 | 直轄区間は国土交通省、その他は県 |
| (2) 主要地方道及び一般県道 | 県、ただし市街地については市が協力を行う |
| (3) 一般市道 | 市 |

3. 除雪機械の確保

豪雪時においては、機械力を必要とするので、積雪の深度に対応した除雪機械を確保するものとする。また、必要により建設業者等を動員するものとする。

第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、奈良県地震防災緊急事業五箇年計画（第二次五箇年）に基づく次の事業を推進する。

1. 計画期間 平成13年度～平成17年度

2. 対象事業

市の地域防災計画に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

- (1) 避難地（広域避難地、一時避難地）
- (2) 消防用施設
- (3) 備蓄倉庫
- (4) 緊急輸送道路
- (5) 公立小・中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (6) 浄水型水泳プール、自家発電装置、耐震性貯水槽

第2章 “安全” “安心”を支えるシステムづくり

第1節 総合的防災体制の整備

市及び関係機関は、平常時から自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じて、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

1. 中枢組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制、勤務時間外における参集体制の整備を図る。

2. 防災中枢機能等の確保、充実

発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

(1) 防災中枢施設の整備

市は、災害対策本部となる市役所の防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時においても通信システム、上下水道等ライフラインの応急確保ができるシステム構築に努める。

また、バックアップ対策として、ふたかみ文化センター等の公共施設を代替施設として位置づける。

(2) 現地対策本部施設の確保

市内の特定地域で大規模な災害が発生した場合に、災害発生箇所の近くで緊急対応ができる災害対策本部を設置できるよう各地域において公共施設や公園等の整備に努めるとともに、地域の集会施設や民間の空地等を活用できるよう協力体制を確保する。

(3) 災害対策本部用品の備蓄

市の災害対策本部用として、防災中枢機能を確保できる物品等を備蓄する。

3. 防災拠点の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に市内に整備する。

総合体育館等の公共施設を市域への応援部隊の受入れ及び活動拠点として位置づけ、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

4. 装備資機材等の備蓄

二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

(1) 資機材等の備蓄、点検及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実、点検に努めるとともに、関係団体との連携により資機材、技術者等の確保体制の整備に努める。

(2) データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図・構造図等の復旧に必要な各種データを整備して保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

5. 防災訓練の実施

地域防災計画や水防計画等の習熟、連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合的訓練及び大規模地震、並びに水防、危険物、市街地大火災等の災害別防災訓練を実施する。

また、市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の体制づくりを図るため、住民等を主体とした訓練を実施する。

6. 人材の育成

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、市職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ア．講習会、研修会等の実施
- イ．見学、現地調査等の実施
- ウ．防災活動マニュアル等の配付

(2) 教育の内容

- ア．市地域防災計画等及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ．非常参集の方法
- ウ．気象、水象、地象、その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ．過去の主な災害・被害事例
- オ．防災知識と技術
- カ．防災関係法令
- キ．その他必要な事項

7. 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

8. 広域応援体制の整備

平常時から大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

国内で発生した大規模災害時における救助活動・消防活動等をより効果的に実施す

るため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入体制の整備を図る。

また、近隣での同時被災を考慮し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援協定の締結等を検討する。

9．自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から県及び近隣市町村との連絡体制の強化や派遣の依頼手続の明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

10．災害活動用緊急ヘリポートの整備

災害時の救助・救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリポートの面積、周囲の障害物等を考慮して、市内の公共施設及びそれに準ずる施設の中からヘリコプターの離発着が可能な場所を選定し、緊急時の開設に備えて必要な準備を進める。なお、災害活動用緊急ヘリポートの選定に当たっては、各中学校区で1箇所を選定することを基本とし、災害の状況に応じて必要となるヘリポートを開設する。

また、広域避難地として位置づける運動公園の整備にあわせて、災害活動用緊急ヘリポートの整備が可能な広場を設ける。

[ヘリコプター臨時離発着場]

名 称	所 在 地
大阪商業大学グラウンド	関屋北一丁目
観正山近隣公園	真美ヶ丘三丁目4番
香芝中学校運動場	磯壁一丁目1058番地の2
香芝西中学校運動場	穴虫3096番地の2
香芝東中学校運動場	真美ヶ丘二丁目12番27号
香芝北中学校運動場	上中1004番地の1
奈良県香芝健民運動場	上中273番地の1

第2節 情報収集伝達体制の整備

市及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から通信設備等の整備拡充等、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の伝達体制の整備を図る。

1．災害情報収集伝達システムの基盤整備

無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、

相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

(1) 無線通信設備の整備

緊急時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、通信設備の整備及び運用体制の強化を図る。

- ア．市防災行政無線の整備
- イ．同報系無線・地域防災系無線の導入
- ウ．消防無線の整備充実
- エ．指定避難所との連絡体制の整備
- オ．自治会等との連絡体制の整備

(2) 整備項目

- ア．移動系携帯型、車載型無線機の増強
- イ．防災相互通信用無線の整備増強
- ウ．有線通信設備（災害時優先扱い電話等）の整備

2．情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図る等情報収集伝達体制の強化に努める。

3．災害広報体制の整備

(1) 市民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット等による情報提供を検討する。

また、避難所となる公民館、集会所、学校との通信手段の整備及び災害弱者にも配慮した多様できめ細やかな広報手段の確保に努める。

(2) 市民への広報手段の周知

- ア．災害時はテレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- イ．あらかじめ、市役所、消防署、駅、避難所及び市の掲示板等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報等の広報手段を定めておく。

(3) 災害時の広聴体制

市民等から寄せられる被害情報や災害応急状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう電話やファクシミリ、インターネット等の広聴体制の整備に努める。

第3節 火災予防対策の推進

市及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地大火と林野火災等に対し延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防災管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気取扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

1．建築物等の火災予防

防火対象物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 火災予防査察の強化

市内の防火対象物について消防法に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の解消について、改善指導する。

ア．防火対象物に対する査察

イ．一般建築物に対する査察

ウ．その他の査察（特別査察、臨時査察）

(2) 防火管理者制度の推進

防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法に基づく防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(3) 防火基準適合表示制度の推進

対象施設関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取組を推進する。

(4) 建築物の不燃化

木造建築物及び不特定多数の人の用に供する建築物等について、耐火構造又は耐火簡易構造にする等建築物の不燃化・耐火化の指導を行う。

(5) 市民、事業所に対する指導

市民、事業者に対して、消火器の使用方法、災害発生時の火気器具の取扱い等の指導を行う。

2．林野火災予防

林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 監視体制等の強化

ア．火災警報の発令、周知徹底

イ．森林法に基づく火入れの許可

ウ．一定区域内のたき火、喫煙等の制限

エ．入山者等への火気使用の規制

(2) 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防備資機材の整備と備蓄を推進する。

第4節 消火・救助・救急体制の整備

市は、大規模火災等の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の充実に努める。

1. 消防計画の策定

香芝・広陵消防組合及び香芝市消防団が消防活動を行ううえでの基本指針となる消防計画を市の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び内容の主な事項は次のとおりである。

(1) 消防計画の大綱

- ア．消防力の整備に関すること。
- イ．防災のための調査に関すること。
- ウ．防災教育訓練に関すること。
- エ．災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- オ．災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- カ．その他災害対策に関すること。

(2) 消防計画の内容

- ア．組織計画（組織機構、災害時の消防隊等の班及び隊の編成）
- イ．消防力等の整備計画（消防力等の現況、施設及び資機材の整備点検）
- ウ．調査計画（消防水利調査、災害危険区域等調査）
- エ．教育訓練（教育、訓練）
- オ．災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、地震災害の予防指導、風水害等の予防指導、広報活動）
- カ．警報発令伝達計画（火災警報、その他警報の伝達及び周知）
- キ．情報計画（情報収集・報告・連絡、情報広報、情報記録）
- ク．火災警備計画（消防職員の出勤、団員の招集、警戒、通信、火災防御）
- ケ．地震災害計画（職員の出勤、招集、警戒、通信、事前処置）
- コ．風水害等計画（職員の出勤、招集、警戒、通信、事前処置）
- サ．避難計画（勧告及び指示の基準、伝達、避難所への誘導方法、避難所の警戒）
- シ．救助救急計画（非常招集、出動、医療機関との協力体制）
- ス．応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

2. 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の基準」（昭和36年8月1日 消防庁告示第2号）に基づき消防本部を配置し、消防車両等の消防施設整備、情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図る等、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓、防火水槽を配置する。また、河川、ため池等の自然水利の確保、遠距離大量送水シ

ステムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア．体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進等により、組織強化に努める。

イ．消防施設、装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ等の消防資機材の充実強化を図る。

ウ．消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識及び技能の向上を図るため、教育訓練の計画を策定し教育訓練を実施する。

3．防火思想の普及

(1) 一般家庭に対して、災害発生時の火気器具の取扱い及び消火器の使用方法等についての指導を行う。

(2) 震災時に多発することが予想される出火を防止するため、耐震安全装置付器具の普及を図る。

(3) 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士又は自治会、自主防災組織、婦人団体等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等を行う。

(4) 地域住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより、火災又は水災の多発時期及び火災予防運動週間等に広報活動を実施する。

(5) 家庭内における火災予防の徹底を図るため、婦人防火クラブの結成を促進し、初期消火訓練、防火講習会及び防災訓練等への参加を通して一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。

(6) 保育所、幼稚園等において幼年消防クラブの結成を促進し、防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図るとともに、将来的な予防的成果を期待し、小中学生を対象とした少年消防クラブの結成・育成も推進する。

4．救助・救急体制の充実

救助・救急の充実を図るため、救助隊員・救急隊員の知識の高度化、救急車両の整備拡充、資機材の充実強化及び市民への啓発に努める。

(1) 救急救命士の育成に努める。

(2) 災害時に救急隊員が負傷者の トリアージを適切に行えるよう研修の実施に努める。

(3) 救命・救急機能を強化した救急車両の整備拡充を図る。

(4) 救助工作車や救助用資機材、高度救助用資機材の整備拡充を図る。

- (5) 救命講習会等を開催し、市民の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- (6) 市民による救助活動が行えるよう避難所等に必要な資機材の整備を促進する。

トリアージ

震災などの大規模災害による災害現場、医療救護所等における傷病者の重傷度、緊急度等を分析し、医療機関や搬送の優先順位を決めることであり、医師、保健師、看護師、救急隊員が実施主体となる。

5．防火管理者に対する指導

消防法により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

6．広域消防応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、消防機関相互の応援協定の締結に努めるほか、受入体制の整備に努める。

市及び香芝・広陵消防組合では以下の協定を締結している。

- (1) 奈良県消防広域相互応援協定
- (2) 山辺広域行政事務組合、香芝・広陵消防組合消防相互応援協定
- (3) 中南和消防相互応援協定
- (4) 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定
- (5) 阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定
- (6) 西名阪自動車道消防相互応援協定

第5節 災害時医療体制の整備

市は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

1．現地医療体制の整備

市は、医療関係機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、災害時の医療体制の整備を図る。

(1) 災害医療情報の収集伝達体制（医療情報システム）の整備

現行の救急医療情報システムを活用するとともに、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

(2) 医師会等との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、香芝市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、県及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

(3) 医療救護班の整備

香芝市医師会等の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等についてあらかじめ計画する。

(4) 医療救護所の設置

災害発生直後から、主に軽傷病者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう保健センターや指定避難所となる小・中学校医務室等を調査し、救護所設置予定場所について検討する。

2．医薬品等の確保供給体制の整備

医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資機材及び医薬品等の確保供給体制を整備する。

(1) 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要となる医療資機材等については、備蓄を推進する。また、香芝市医師会や関連業者との協力によって医療用資機材の調達体制の整備を図る。

(2) 医薬品等の確保供給体制の整備

保健センターを中心に医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から香芝市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

3．災害医療に関する普及啓発

県は、県民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルスクエア等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

第6節 緊急輸送体制の整備

市は、災害発生時に消火、救助、救急並びに緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1. 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急輸送道路の選定

ア. 県選定の緊急輸送道路

県が選定している本市に係る緊急輸送道路は次のとおりである。

道路区分	路線名称
高速自動車国道	西名阪自動車道
一般道路	国道165号 国道165号バイパス 国道168号 県道御所・香芝線 中和幹線

イ. 市の緊急輸送道路の指定

市は、県が選定する緊急輸送道路と市の防災中枢施設や防災拠点、市が選定する災害活動用緊急ヘリポート、市で指定する地域医療機関、災害協力病院及び避難所等を連絡する道路を市の緊急輸送道路として指定する。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、多重性・代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送道路網の整備を図る。

(3) 災害時の応急点検体制等の整備

緊急輸送道路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

2. 輸送手段の確保体制

関係機関は、陸上輸送等の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用手段を整備する。

更に関係機関は、緊急時において確保できる車両等の配備や運用をあらかじめ計画する。不足が生じる場合を想定して、民間業者との協定に努める。

3. 交通規制・管理体制の整備

道路管理者は、市における道路施設の破損・決壊等が生じて通行が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第7節 避難収容体制の整備

市は、各種災害から市民の安全を確保するため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

1. 避難地、避難路の選定

市は、避難地及び避難路を選定する。

(1) 火災時の避難地及び避難路の選定

ア. 一時避難地

火災発生時に市民が一時的に避難できる場所を一時避難地として選定する。

イ. 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域避難地として選定する。

現在、市には広域避難地の指定がないため、総合公園や運動公園の整備にあわせて、広域避難地の指定を行う。

ウ. 避難路

広域避難地や一時避難地に通じる避難路を選定する。

(2) その他の避難地及び避難路の選定

浸水、土石流、地すべり及び崖崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

広域避難地一覧

名称	住 所	面積 (㎡)
運 動 公 園	平野・今泉	約237,000
香 芝 総 合 公 園	穴虫	約110,000

注)運動公園は、都市計画決定の手続き中であり、整備に伴い広域避難地として指定する。

なお、面積については都市計画(案)の面積を記している。

香芝総合公園は、平成14年1月1日現在部分供用中であり、一時避難地として指定しているが、全体が整備された後は広域避難地として指定する。なお、面積については都市計画決定の面積を記している。

一時避難地一覧

小学校区	名 称	住 所	面積 (㎡)
五 位 堂	五位堂小学校運動場	五位堂二丁目300番地の1	3,751
下 田	下田小学校運動場	下田西二丁目9番41号	9,033
二 上	二上小学校運動場	畑四丁目573番地	5,457
	香芝西中学校運動場	穴虫3096番地の2	17,234
	郡ヶ池近隣公園	高山台三丁目14番地12	25,111
志 都 美	志都美小学校運動場	今泉104番地の1	3,305
三 和	三和小学校運動場	良福寺665番地の2	6,128
	香芝中学校運動場	磯壁一丁目1058番地の2	18,898
関 屋	関屋小学校運動場	関屋北五丁目7番1号	12,913
	大阪樟蔭女子大学	関屋958番地	10,264
	香芝総合公園	穴虫2864番地の1	16,761
鎌 田	鎌田小学校運動場	鎌田370番地	10,199
真美ヶ丘東	真美ヶ丘東小学校運動場	真美ヶ丘三丁目2番70号	10,855
	香芝東中学校運動場	真美ヶ丘二丁目12番27号	11,356
	城山児童公園	真美ヶ丘四丁目5番	11,080
	観正山近隣公園	真美ヶ丘三丁目4番	28,377
	高塚地区公園	真美ヶ丘六丁目11番	45,746
真美ヶ丘西	真美ヶ丘西小学校運動場	真美ヶ丘五丁目4番20号	10,587
	県立香芝高等学校運動場	真美ヶ丘五丁目1番53号	24,068
旭 ヶ 丘	旭ヶ丘小学校運動場	今泉1160番地	9,273
	香芝北中学校運動場	上中1004番地の1	14,345
	旭ヶ丘近隣公園	逢坂51番地	20,000
	香芝健民運動場	上中273番地の1	12,192

注)香芝総合公園は、平成14年1月1日現在部分供用中であり、全体が整備された後は広域避難地として指定する。

2. 避難地、避難路の安全性の向上

関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を、災害弱者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 一時避難地

- ア．避難地標識等による住民への周知
- イ．周辺の緑化の促進
- ウ．複数の進入口の整備

(2) 広域避難地

- ア．避難地標識の設置
- イ．非常電源付きの照明設備・放送設備の整備
- ウ．周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- エ．複数の進入口の整備

(3) 避難路

- ア．沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ．落下・倒壊物対策の推進
- ウ．誘導標識、誘導灯の設置
- エ．段差解消、誘導ブロックの設置等

3. 避難所の選定、整備

家屋の滅失、損壊により避難を必要とする市民を臨時に收容することのできる避難所を選定、整備する。

(1) 避難所の選定

避難所は、小学校区を基本に、河川、道路、鉄道等の地形・地物や避難に要する距離等を考慮し、小・中学校をはじめとする公共施設を選定したうえで、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、災害弱者に配慮して整備する。

また、総合福祉センター等の福祉施設を活用し、高齢者や身体障害者をはじめとする災害弱者への対応を行う。

(2) 指定避難所以外の避難収用施設の確保

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、市所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者と協議を行うなど、指定避難所以外の避難収容施設の確保に努める。

(3) 避難所の運営管理体制の整備

市は、避難所の運営管理体制を整備する。

- ア．避難所の管理者不在時の開設体制
- イ．避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ．災害対策本部との連絡体制
- エ．自主防災組織、施設管理者との協力体制

避難所一覧

避難所名称	所在地	収容可能人数	電話番号
五位堂小学校	五位堂二丁目300番地の1	299	77-3133
下田小学校	下田西二丁目9番41号	318	77-3058
二上小学校	畑四丁目573番地	286	77-3144
志都美小学校	今泉104番地の1	286	77-2352
三和小学校	良福寺665番地の2	286	76-5260
関屋小学校	関屋北五丁目7番1号	286	77-7766
鎌田小学校	鎌田370番地	326	76-7776
真美ヶ丘東小学校	真美ヶ丘三丁目2番70号	295	78-1414
真美ヶ丘西小学校	真美ヶ丘五丁目4番20号	353	77-5888
旭ヶ丘小学校	今泉1160番地	397	78-7123
香芝中学校	磯壁一丁目1058番地の2	1,306	77-3161～2
香芝西中学校	穴虫3096番地の2	753	76-8881
香芝東中学校	真美ヶ丘二丁目12番27号	704	78-2637
香芝北中学校	上中1004番地の1	836	79-0200
香芝健民運動場 (北部地域体育館)	上中273番地の1	347	-
県立香芝高等学校	真美ヶ丘五丁目1番53号	655	76-6772
大阪樟蔭女子大学	関屋958番地	440	71-3151
合計		7,337	

災害弱者対応避難所一覧

避難所名称	所在地	収容可能人数	電話番号
香芝市総合福祉センター	逢坂一丁目374番地の1		79-7520
特別養護老人ホーム 「すばる」	鎌田157番地の1		71-7171

4. 避難誘導體制の整備

(1) 市

ア. 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害弱者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等、地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

イ. 平常時から、民生委員・児童委員を通じ、福祉サービスを利用している要援護高齢者、障害者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。

ウ. 言葉の不自由な外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレットを作成・配布するよう努める。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の人が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

5. 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

(1) 建設候補地の事前選定

あらかじめ、市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の選定に努める。

(2) 高齢者・障害者に配慮した住宅確保体制の整備

高齢者や障害者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう県と連絡調整を行う。

第8節 二次災害防止体制の整備

市及び県は、各種災害後の二次災害の発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、被災した建築物や地盤等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

1. 応急危険度判定制度等の整備

地震又は豪雨等による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる人命への危害（二次災害）を防止するため、被災した建築物や宅地の危険度判定制度の整備に努める。

(1) 被災建築物・宅地応急危険度判定士の養成

県及び建築関係団体の主催による危険度判定講習会の受講を普及し、被災建築物・宅地応急危険度判定士の養成に努める。

(2) 実施体制の整備

応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、県へ要請し、派遣された被災建築物・宅地応急危険度判定士の受入体制の整備を図る。

(3) 制度の普及啓発

県及び建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう広報紙等を通じて普及啓発に努める。

2. 砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用

土砂災害から市民を守るために、県と県砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定士制度の活用を推進する。

(1) 実施主体の整備

県及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定士制度の活用を図る。

(2) 制度の普及啓発

県及び県砂防ボランティア協会と協力して、斜面判定士制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第9節 緊急物資確保体制の整備

市は、各種災害による家屋の滅失、損壊等により水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。市民・事業所は、災害発生直後の水、物資（食糧、生活必需品）の確保を自ら図っておく。

1．給水体制の整備

関係機関は相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

- ア．貯留施設の増強・整備
- イ．緊急遮断弁の設置
- ウ．緊急給水装置の設置
- エ．耐震性貯水槽の整備
- オ．浄化型水泳プールの整備

(2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路による調達及びその情報交換等の体制の整備

(3) 配水場タンクでの備蓄

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、県及び近隣市町村と相互に協力する。

2．生活必需物資確保体制の整備

市は、県及び近隣市町村と相互に協力して、食糧・生活必需品を確保する。

(1) 重要物資の備蓄

- ア．アルファ米、乾パン等
- イ．高齢者用食、粉ミルク、ほ乳ビン
- ウ．毛布
- エ．衛生用品（おむつ、生理用品等）
- オ．簡易トイレ

(2) その他の物資の確保

備蓄物資の他に必要な物資を確保するため、民間事業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送・提供するため、分散備蓄等の体制整備に努める。

- ア．広域避難地及び避難所を併設する一時避難地での備蓄倉庫の確保
- イ．備蓄物資の点検及び更新
- ウ．定期的な流通在庫量の調査の実施

エ．供給体制の整備

3．市民による備蓄の推進

最低限の水（1日1人当たり3リットル）と食糧、衣類等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、必要な当座の物資を各人で確保しておくよう周知する。

第10節 ライフライン確保体制の整備

市及び関係機関は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時からライフラインの防災体制の整備に努める。

1．上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア．上水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

イ．応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

ア．被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。

イ．平常時から給水車等の保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力体制の整備

ア．災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

イ．災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な上水道施設の情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、県及び近隣市町村との相互協力体制を整備する。

また、災害時に備え、平常時から県営水道との連絡体制の強化に努める。

2．下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から下水道の防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア．下水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

イ．応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

ア．被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。

イ．平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力体制の整備

災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるとともに、県及び近隣市町村との協力応援体制を整備する。

3．その他のライフライン（電力、ガス、電話等）

災害時における被害の拡大防止、電力、ガスの安定供給、電気通信の確保、並びにこれらのライフラインの迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

ア．市は、ライフライン関連事業者（以下「各事業者」という。）との連絡体制を確保し、ライフライン施設の被災状況の収集や伝達に努める。

イ．各事業者は、所管する施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、情報伝達施設の整備等により被災情報の連絡体制を強化する。

ウ．各事業者は、重要施設へのライフラインの供給を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

エ．電力及びガス事業者は、電力やガスによる二次災害を防止するため、緊急時供給停止システムを強化するとともに、被災施設の巡視点検の体制や方法について、あらかじめ定める。

オ．各事業者は、所管する施設について応急復旧マニュアル等を整備するとともに、施設管理図面等の整備・分散保管を図る。

カ．各事業者は、所管する施設の被災状況や復旧情報等についての的確に広報できるよう平常時から市との連携体制の整備に努める。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

ア．各事業者は、被災したライフライン施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。

イ．各事業者は、平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

ア．各事業者は、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに従業者の防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

イ．情報収集連絡体制や関係機関との協力体制の充実強化を図るため、国の中央防災会議や都道府県、市町村の防災会議が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力するものとする。

(4) 協力体制の整備

ア．災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関連工事会社や他の地域のライフライン事業者との相互協力体制を整備する。

イ．災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他の地域のライフライン事業者との相互融通体制を確保する。

4．市民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

(1) 市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水放流排除の制限等について広報に努める。

(2) 電力会社及びガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

(3) 電気通信事業者は、災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

5．災害伝言ダイヤルの運用

災害が発生し、被災地等への安否確認等の通話が増加し、通信の電話が著しく輻輳したり、かかりにくい場合、災害措置計画に基づき災害用伝言ダイヤル（安否確認）の運用を開始するとともに、テレビ・ラジオ等による広報活動及び県や市町村等の防災無線等により、利用方法を周知するように依頼する。

録音：1 7 1 + 1 + 被災者の電話番号 + 伝言内容（被災地エリアの利用者）

再生：1 7 1 + 2 + 被災者の電話番号

第11節 交通確保体制の整備

道路及び鉄道の管理者は、各種災害時における安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から交通確保体制の整備に努める。

1．道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

2．鉄道施設

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材を整備する。また、災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第12節 防災 営農計画

市及び関係機関は、各種災害から農畜産物の被害を未然に防止し、又は最小限に食いとめるため、技術の普及、指導体制の確立等必要な措置を講じる。

1．防災 営農指導体制の確立

市及び農業協同組合は、各種災害による農産物等の被害の軽減を図り、防災 営農を推進するため、防災 営農指導体制の確立を図る。

2．防災 営農技術の普及

市は、営農指導に関して広報及び研修会等を実施し、防災 営農技術の普及を図る。

3．家畜伝染病の予防

家畜伝染病の発生予防及び蔓延防止のため、奈良県家畜保健衛生所の協力を得て、注射・消毒等の指導を行う。

第13節 防災意識の高揚

市は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施等により、市民の防災意識の高揚に努める。これらの実施に当たっては、災害弱者に配慮するとともに、平常時から地域において災害弱者を支援する体制の整備を図る。

1. 防災知識の普及啓発

市民が、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。

(1) 普及啓発の内容

ア. 災害の知識

- (ア) 災害の態様や危険性
- (イ) 各関係機関の防災体制及びこれらの機関が講じる措置
- (ウ) 地域の危険場所

イ. 災害への備え

- (ア) 飲料水、食糧及び生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品の準備
- (ウ) 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- (エ) 避難所、家族との連絡方法等の確認
- (オ) 自主防災組織活動、防災訓練等の防災活動への参加

ウ. 災害時の行動

- (ア) 身の安全確保の方法、初期消火、救助、応急手当の方法
- (イ) 情報入手の方法
- (ウ) 自家用車の使用自粛等の注意事項
- (エ) 災害弱者への支援

(2) 普及啓発の方法

ア. パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成・活用するとともに、市広報紙及びテレビ、ラジオ等マスメディアを利用した普及啓発を実施する。また、外国語、点字版の作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等が理解できるよう、多様できめ細かな措置をとる。

イ. 活動等を通じた啓発

防災週間（9月1日を含む1週間）、防災とボランティアの週間（1月15日～21日）をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

ウ．防災教育啓発施設の整備・活用

市民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災センター等を整備する。

2．防災訓練

市及び関係機関は、市民の防災思想の高揚を図るため、関係機関の積極的参加と市民、自主防災組織及びその他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施する。

(1) 総合訓練

本計画で定める被害想定を基本として関係機関との合同により、下記の各種訓練を統合して行う。

(2) 個別訓練

ア．組織動員訓練

休日、夜間等、勤務時間外において、災害が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に招集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

イ．非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続、無線機の操作及び非常通信に関する訓練を実施する。

ウ．消防訓練

火災の防御と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防活動訓練を実施する。

エ．災害救護訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等市民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

オ．避難訓練

避難の指示、勧告及び避難誘導等市民を安全に避難させるための訓練を実施する。また、災害弱者の積極的参加をもって、孤立者、負傷者、高齢者及び障害者等の避難誘導や介助方法等についても重点的に実施する。

カ．施設復旧訓練

災害により土木施設、水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

キ．水防訓練

水防管理団体は、水防活動を円滑に遂行するため、水位・雨量観測、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報の伝達等について訓練する。

(3) 市民防災訓練

市は、住民の防災に関する意識と防災行政力の向上に資するため、自主防災組織等の住民を主体とする地区別ごとの訓練に対し、関係者の派遣等の援助を実施するとともに、関係機関などの訓練にも市民が積極的に参加するよう要請する。

第14節 自主防災体制等の整備

市、市民、事業所は、地域の住民、事業所による自主的な防災活動が被害の拡大の防止に果たす役割をふまえて、地域における自主防災体制の整備に努める。

1. 自主防災組織の育成

平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組について啓発し、自主防災組織の育成に努める。

(1) 活動内容

ア. 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催等）
- (イ) 災害発生の未然防止（消火器等の防災用品の啓発、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断等）
- (ウ) 災害発生への備え（災害弱者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、消防資機材や備蓄品の管理等）
- (エ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練等）

イ. 災害時の活動

- (ア) 避難誘導（安否確認、集団避難、災害弱者への援助等）
- (イ) 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- (ウ) 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火等）
- (エ) 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報等の市民への周知等）
- (オ) 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

(2) 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

- ア. 自主防災組織の必要性の啓発
- イ. 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ. 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- オ. 消防資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- カ. 防災訓練の実施

2. 事業所による自衛消防組織の整備

事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自衛消防組織を整備するよう啓発する。

(1) 啓発の内容

ア. 平常時の活動

(ア) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）

(イ) 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）

(ウ) 災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等）

(エ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等）

イ. 災害時の活動

(ア) 避難誘導（安否確認、避難誘導、災害弱者援助等）

(イ) 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）

(ウ) 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）

(エ) 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報等の周知等）

(オ) 地域活動への貢献（地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放等）

(2) 啓発の方法

香芝市商工会等の経済団体と連携して、事業所による自衛消防組織の整備について指導・助言する。

ア. 市広報紙等を活用した啓発

イ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施

ウ. 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

3. 救助活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、平常時から関係機関等の必要な場所に救助・救急用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練及び応急手当訓練を実施する。

第15節 ボランティアの活動環境の整備

大規模な災害の発生時には、国内・海外から多くの支援申入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定等の幅広い分野での協力を得ることができる。そのため、市及び関係機関は活動分野の把握や受入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動環境の整備に努める。

1．基本的な考え

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市（災害対策本部）の連携・支援が必要となることから、市との関係を明確にする必要がある。

- (1) 市は、ボランティアの自主性を尊重する。
- (2) ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてもボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）の自主性を尊重する。
- (3) 市は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対して支援と協力を行う。

2．ボランティアの受入体制の整備

市及び社会福祉協議会を中心として、下記の支援活動を行うボランティアの受入体制を整備する。

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 救援物資の受付・配分の協力
- (3) 高齢者等災害弱者の介助
- (4) 避難所運営の手伝い
- (5) 避難所内における給食・給水・清掃等の世話
- (6) 要介護者等のニーズ把握や安否確認
- (7) 近隣住民等と連携した様々な生活支援活動
- (8) その他被災者に対する支援の協力に係る活動

3．平常時の連携

- (1) 災害時に迅速に、ボランティア調整機関が機能し、自主的に活動できるようにするためには、平常時から香芝市社会福祉協議会ボランティア連絡協議会等のボランティア組織と連携し、災害時にボランティア調整機関が円滑に組織化されるように活動リーダーの育成を図る等、ボランティア活動が活発に行われるように住民意識の高揚を図る。また、災害時には、市とボランティアとが相互に協調し合えることが必要であり、ボランティア調整機関の組織化が図れるよう、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。更に災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行えるように努める。

- ア．市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織
- イ．市内のアマチュア無線クラブ
- ウ．住民組織
- エ．他市町村のボランティア組織
- オ．企業労働団体
- カ．学 校
- キ．一般ボランティア

(2) ボランティア調整機関の中核を担えるコーディネーターの養成に努める。

4．ボランティア活動への支援

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、資機材及び活動時の保障等の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備に努める。

市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あつせん若しくは提供できるように努める。

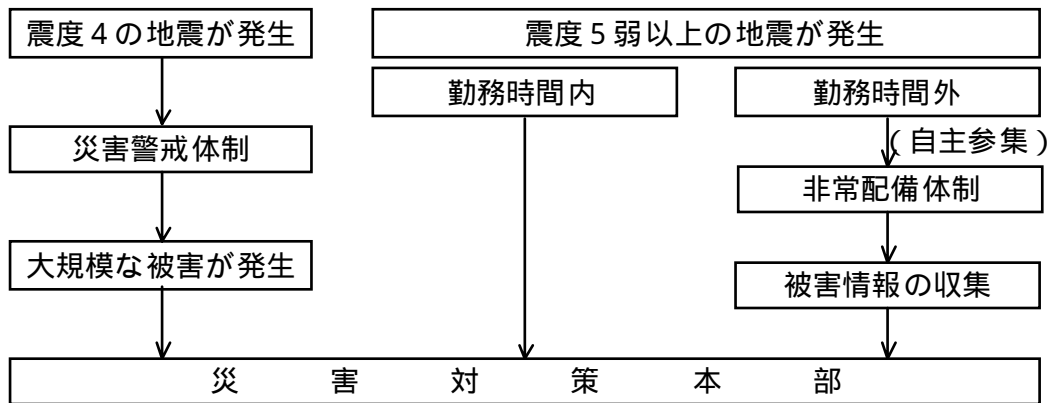
第 1 章 災害対策のための体制

第 1 節 地震発生時における組織動員の概要

震度 4 の地震が発生した場合、被害情報の収集など災害応急対策を実施するために、企画調整部長を指揮者とする災害警戒体制をとる。

また、震度 5 弱以上の地震が発生した場合、市長は自らを本部長として「香芝市災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

なお、職員は、休日夜間等の勤務時間外であっても、参集指令を待つことなく、発生した地震の震度に応じて、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定した場所に参集するものとする。



1. 災害警戒体制

災害対策本部を設置するに至らない地震が発生した場合、又は応急対策の必要が生じた場合は、市長の指示により企画調整部長を長とする災害警戒体制をとり、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

2. 災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づき、市域に地震が発生し、その対策を必要とする場合、市長は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部は、市長が本部長となり、職員を統括して災害応急対策及び二次災害予防を実施する。

3. 非常配備体制

勤務時間外に市域に震度 5 弱以上の地震が起き、大災害が発生した場合、本庁に参集できる職員の人数が少なくなることが想定され、また、市域も庁舎内も混乱し、災害対策本部が稼働するまでに時間を要することが予測される。このため、勤務時間外の地震発生直後から災害対策本部が設置されるまでの間、災害対策本部に準じた体制で初期活動を開始する。

第2節 災害警戒体制

1. 設置基準

- (1) 市域に震度4の地震が発生した場合
- (2) 東海（東南海・南海）地震警戒宣言発令の報を受けた場合
- (3) その他、市長が必要と認めた場合

2. 廃止基準

- (1) 市長が、災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、災害対策本部の設置により災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると市長が認めた場合

3. 組織及び運営

災害警戒体制の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に準じるものとする。

4. 設置及び廃止の通知

市長は、災害警戒体制を設置又は廃止した場合は、各部にその旨を通知する。

第3節 災害対策本部

1. 設置基準

- (1) 市域に震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) その他、市長が必要と認めた場合

2. 廃止基準

- (1) 本部長が、市域において災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めた場合
この場合、必要に応じて被害状況に即した体制（災害警戒体制等）に移行する。

3. 組織及び運営

(1) 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に基づくものとする。

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施時の指令を行う。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項を協議し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

災害対策本部会議の構成及び協議事項

本部会議の構成	職名	構 成 員
	本部長	市長
	副本部長	助役、収入役、教育長
	本部員	部長級の職員 企画政策課長 その他本部長が指名する者
本部会議における協議事項		<ul style="list-style-type: none">・災害応急対策の基本方針に関すること。・動員配備体制に関すること。・各部各班間の調整事項に関すること。・避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。・自衛隊災害派遣依頼に関すること。・他市町村への応援要請に関すること。・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。・災害救助法適用要請に関すること。・激甚災害の指定の要請に関すること。・その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

4．設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各部、知事、防災会議委員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

5．設置場所

災害対策本部は、市役所西側会議室棟第6会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図る必要がある場合は、市長の判断によりふたかみ文化センター等の市有施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等には、電話等によって周知徹底を図るものとする。

6．本部表示等の掲示

- (1) 災害対策本部が設置された場合、市役所正面玄関及び本部の入口に「香芝市災害対策本部」の標識を掲示する。
- (2) 本部長、副本部長、部長、班長及び班員は、災害時において非常招集に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、別図の規格による腕章を左腕に着用するものとする。
- (3) 職員の身分証明は、職員が常に所持している職員証によるものとする。ただし、災害対策基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票については別図のとおりとする。

7．職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合には、助役、収入役、教育長の順位で代行する。

8．対策の実施

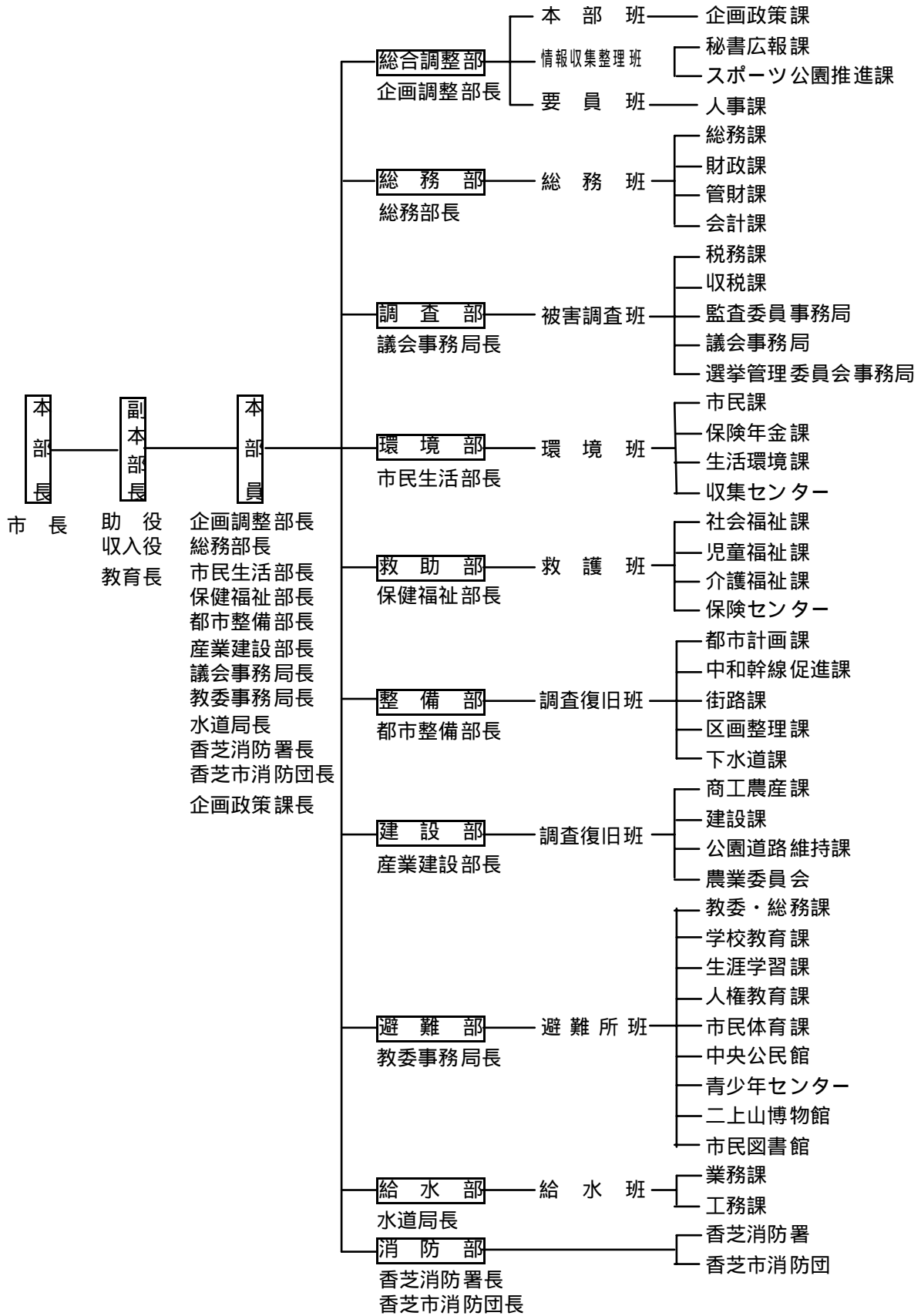
各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害対策活動を実施する。本部から各部各班へ決定事項が迅速かつ的確に伝わるよう、各部の部長は、災害対策本部に集まるものとする。

9．現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域において重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する活動内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

災害対策本部組織表



香芝市災害対策本部所掌事務

部（担当部）	班（担当課）	所 掌 事 務
総合調整部 （企画調整部）	本部班 （企画政策課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．本部の運営及び庶務並びに総合企画に関すること。 2．本部会議に関すること。 3．本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 4．各部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 5．国及び県への報告に関すること。 6．自衛隊及び関係機関等への応援要請に関すること。 7．臨時ヘリポートの開設に関すること。 8．情報網の確保及び通信機器の管理に関すること。 9．災害に関する文化振興財団との連絡調整に関すること。
	情報収集整理班 （秘書広報課） （スポーツ公園 推進課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．被害情報、災害情報及び気象情報の収集及び集約に関すること。 2．各部、各機関から収集、集約した情報の伝達に関すること。 3．避難勧告及び災害広報の伝達に関すること。 4．被害状況の記録に関すること。
	要員班 （人事課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．各部間の応援動員及び人員調整に関すること。 2．職員の食糧の確保及び配給に関すること。 3．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
総務部 （総務部）	総務班 （総務課） （財政課） （管財課） （会計課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．災害に関する自治会との連絡調整に関すること。 2．災害に関する財政・出納等に関すること。 3．市有施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 4．公用車両の確保及び配車に関すること。 5．応急仮設住宅の建設に関すること。 6．義援金の受領及び配付に関すること。 7．災害に関する土地開発公社との連絡調整に関すること。 8．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

部（担当部）	班（担当課）	所 掌 事 務
調査部 （議会事務局）	被害調査班 （税務課） （収税課） （監査委員事務局） （議会事務局） （選挙管理委員会事務局）	<ol style="list-style-type: none"> 1．一般民家の被害状況の調査、収集及び報告に関する こと。 2．り災証明等の発行に関すること。 3．避難勧告の実施に関すること。 4．交通機関の被害調査に関すること。 5．災害に関する市議会との連絡に関すること。 6．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との 連絡調整に関すること。
環境部 （市民生活部）	環境班 （市民課） （保険年金課） （生活環境課） （収集センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1．応急食糧の調達、配給に関すること。 2．炊き出し協力要請に関すること。 3．防疫活動に関すること。 4．臨時ゴミ収集に関すること。 5．臨時し尿収集に関すること。 6．遺体の収容・埋火葬に関すること。 7．災害に関する香芝・王寺環境施設組合との連絡調整 に関すること。 8．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との 連絡調整に関すること。
救援部 （保健福祉部）	救援班 （社会福祉課） （児童福祉課） （介護福祉課） （保健センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1．救援物資等の輸送に関すること。 2．救援物資の受入配分並びに管理に関すること。 3．被服、寝具その他生活必需品の調達、配給に関する こと。 4．ボランティアの受入体制の確立に関すること。 5．医療・助産活動に関すること。 6．医薬品等の確保に関すること。 7．医療機関との連絡調整に関すること。 8．医療救護班の編成及び出動計画に関すること。 9．災害に関する社会福祉協議会との連絡調整に関す ること。 10．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との 連絡調整に関すること。

部（担当部）	班（担当課）	所 掌 事 務
整備部 （都市整備部）	調査復旧班 （都市計画課） （中和幹線促進課） （街路課） （区画整理課） （下水道課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．緊急輸送道路の被害状況調査及び復旧に関すること。 2．道路交通情報の収集に関すること。 3．被災建築物応急危険度判定に関すること。 4．下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5．被害（復旧）状況の記録に関すること。 6．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
建設部 （産業建設部）	調査復旧班 （商工農産課） （建設課） （公園道路維持課） （農業委員会）	<ol style="list-style-type: none"> 1．道路、河川、橋りょう、公園等、公共施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 2．農林水産業・商工業の被害調査及び復旧に関すること。 3．交通規制の実施に関すること。 4．被害（復旧）状況の記録に関すること。 5．災害用資機材の確保及び輸送に関すること。 6．災害に関する香芝市商工会との連絡調整に関すること。 7．災害に関するシルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 8．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
避難部 （教委事務局）	避難所班 （教委・総務課） （学校教育課） （生涯学習課） （人権教育課） （市民体育課） （中央公民館） （青少年センター） （二上山博物館） （市民図書館）	<ol style="list-style-type: none"> 1．学校教育施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 2．社会教育施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 3．教育施設の使用協力及び教員、給食調理員等の動員に関すること。 4．避難所の開設及び管理運営に関すること。 5．ボランティア活動の支援に関すること。 6．被災学校における授業の応急措置に関すること。 7．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

部（担当部）	班（担当課）	所 掌 事 務
給水部 （水道局）	給水班 （業務課） （工務課）	1．水道施設の被害調査、応急復旧に関すること。 2．飲料水の供給に関すること。 3．水質検査に関すること。 4．県水道局との連絡調整に関すること。 5．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
消防部 （香芝消防署） （香芝市消防団）		1．火災処理、救出・救助活動に関すること。 2．香芝・広陵消防組合との連絡に関すること。 3．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

第4節 非常配備体制

1．非常配備体制による活動期間

勤務時間外に市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、職員は、速やかに自主参集を行い、地震発生直後の概ね3時間以内の対応として、災害対策本部が設置されるまでの間、非常配備体制により初動期の活動を行う。

2．参集途上の活動

勤務時間外等において参集場所に参集する場合、その途上において情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

(1) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後直ちに「応急被災状況報告書」（資料編 資料4-2）を作成し、所属班長を通じて総合調整部情報収集整理班に報告するものとする。

ア．道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況

イ．鉄道施設の被害状況及び運行状況

ウ．建築物等の倒壊等被災状況

エ．河川、ため池等の被災状況及び水位の状況

オ．崖崩れ等の土砂災害の状況

カ．火災発生状況

キ．被災者・避難者の状況

ク．その他必要な状況

(2) 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、警察、消防署に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

3．参集後の活動

参集職員の確認及び調整を行い、地震発生直後の活動体制を整えるとともに、災害対策本部設置の準備を行う。

(1) 関係機関との連絡

通信手段を確保し、県、自衛隊、その他防災関係機関との連絡をとり、地震情報の収集や協力・応援体制の確保を行う。

(2) 被害情報の収集・集約

迅速かつ的確に災害応急対策活動が実施できるよう、職員の参集途上における被害状況報告や市民、自治会等からの被害情報を収集・集約する。

(3) 緊急輸送体制の確保

車両の確保を行うとともに、あらかじめ緊急輸送路として指定している道路の被害状況調査や交通規制のための準備を行う。

(4) 救急医療体制の確保

医療機関と連絡をとり重傷者搬送先病院を確保するとともに、医療救護班の要員の確保や医療救護所の開設準備等、医療救護活動のための体制を整える。

(5) 生活必需品等の確保

備蓄している食糧や生活必需品等の点検を行うとともに、災害時における物資の援助や調達に関する協定を結んでいる関係機関との連絡をとり、被災者への食糧や生活必需品等の配布準備を行う。

(6) 飲料水の確保

水道局職員は、上水道施設の被害状況を調査するとともに、被災者への給水活動のための準備を行う。

4．避難所開設の準備

あらかじめ避難所に参集することが指名されている職員は、速やかに定められた避難所に参集し、災害対策本部が設置され避難部避難所班が避難所に到着するまでの間、避難所の開設のための準備を行う。

(1) 被害状況調査

小・中学校等の避難所として指定されている施設の被害状況調査を行うとともに、周辺地域の被害情報を把握し、避難者の実態把握に努める。

(2) 避難者の受入れ準備

避難してきた市民が冷静に避難行動が行えるように、避難者の受入れ準備を行う。

5．消防署・消防団における活動

消防署員及び消防団員は、被災者の人命救助や火災の処理を行う。

第5節 動員体制

1. 動員基準

- (1) 市域に震度4（気象庁発表）の地震が発生した場合、又は東海（東南海・南海）地震警戒宣言発令の報を受けた場合は災害警戒体制における動員とする。
- (2) 市域に震度5弱以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は全職員の動員とする。

体制	動員区分	動員基準	動員内容
災害警戒体制	災害警戒体制時における動員	市域で震度4の地震が発生した場合、又は東海（東南海・南海）地震警戒宣言発令の報を受けた場合	災害対策本部設置以前の体制として状況に応じて速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
災害対策本部	全職員	市域で震度5弱以上の地震が発生した場合	大規模の災害が発生した場合は、各部、各班の全員をもって直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。
非常配備体制	自主参集	勤務時間外に、市域で震度5弱以上の地震が発生し、災害対策本部を設置するいとまがない場合	災害対策本部の設置に至るまでの体制として、被害情報の収集をはじめとする初動期の対応が可能な体制とする。

2. 勤務時間内における動員体制

(1) 連絡方法

各対策部への連絡は、総合調整部本部班が庁内放送又は電話によって行う。

(2) 活動体制への移行

平常時の勤務体制から、各班を編制して直ちに災害応急活動時の動員体制に切り替える。

3. 勤務時間外における動員体制

(1) 参集方法

職員は自らラジオ・テレビ等によって地震情報を収集し、動員基準に定める震度の地震を確認した場合は、動員配備該当職員は、連絡がなくとも直ちに参集する。

なお、参集手段は、原則として徒歩、自転車及びバイクによるものとし、自動車で参集する場合は、通行が可能かどうかを判断したうえで参集する。

(2) 参集場所

職員の参集場所は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とする。ただし、勤務場所に不在の場合や勤務時間外において非常招集を受けた場合で、交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、可能な限り最寄りの市の施設に参集し、本部に連絡を取り指示を受けるものとする。

(3) 動員状況の報告及び連絡

- ア．すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- イ．班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を部長に報告するとともに、参集状況を総合調整部要員班へも報告する。
- ウ．総合調整部本部班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

第6節 人員の確保等

他の部・班により応援に回ることができるよう、総合調整部要員班は、被害の状況や程度によって、臨機応変に人員調整を行う。

1．人員確保

各部長は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員調整をし、なおかつ応援が必要な場合は、総合調整部要員班に要請する。この場合、総合調整部要員班は速やかに可能な範囲において、応援要員の派遣を行う。

2．平常業務の機能確保

全職員が動員の配備体制下では、災害発生から時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能の確保については、総合調整部本部班と協議のうえ、市民サービス部門等から優先して平常業務を確保していく。

3．動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、速やかに災害対策本部に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束出来次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生により傷病の程度が重傷である場合
- (2) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (3) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (4) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (5) 当該職員が居住する自宅が全壊、半壊等の被害を受けた場合
- (6) その他の事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

香芝市災害対策本部動員表

部	班	課	災害警戒体制	災害対策本部	非常配備体制 (勤務時間外)
			震度 4	震度 5弱以上	震度 5弱以上
総合調整部	本部班	企画政策課	100%	100%	100% (自主参集)
	情報収集 整理班	秘書広報課	係長級以上		
		ｽﾍﾟｰｽ公園推進課			
要員班	人事課				
総務部	総務班	総務課	部長級以上		
		財政課			
		管財課			
調査部	被害班	会計課			
		税務課			
		収税課			
		監査委員事務局			
環境部	環境班	議会事務局			
		選挙管理委員会事務局			
		市民課			
		保険年金課			
救援部	救援班	生活環境課			
		収集センター			
		社会福祉課			
		児童福祉課			
整備部	調査班	介護福祉課			
		保健センター			
		都市計画課			
		中和幹線促進課			
建設部	調査班	街路課			
		区画整理課			
		下水道課			
		商工農産課			
避難部	避難所班	建設課			
		公園道路維持課			
		農業委員会			
		教委・総務課			
		学校教育課			
		生涯学習課			
		人権教育課			
		市民体育課			
中央公民館					
給水部	給水班	青少年センター			
		二上博物館			
消防部		市民図書館			
		業務課			
消防部		工務課			
		香芝消防署			
消防部		香芝市消防団			
		主任級以上			
消防部		香芝市消防団			
		団長			

注) 幼稚園、小・中学校及び保育所職員を除く

第 2 章 初動期の応急活動

第 1 節 地震情報の収集伝達

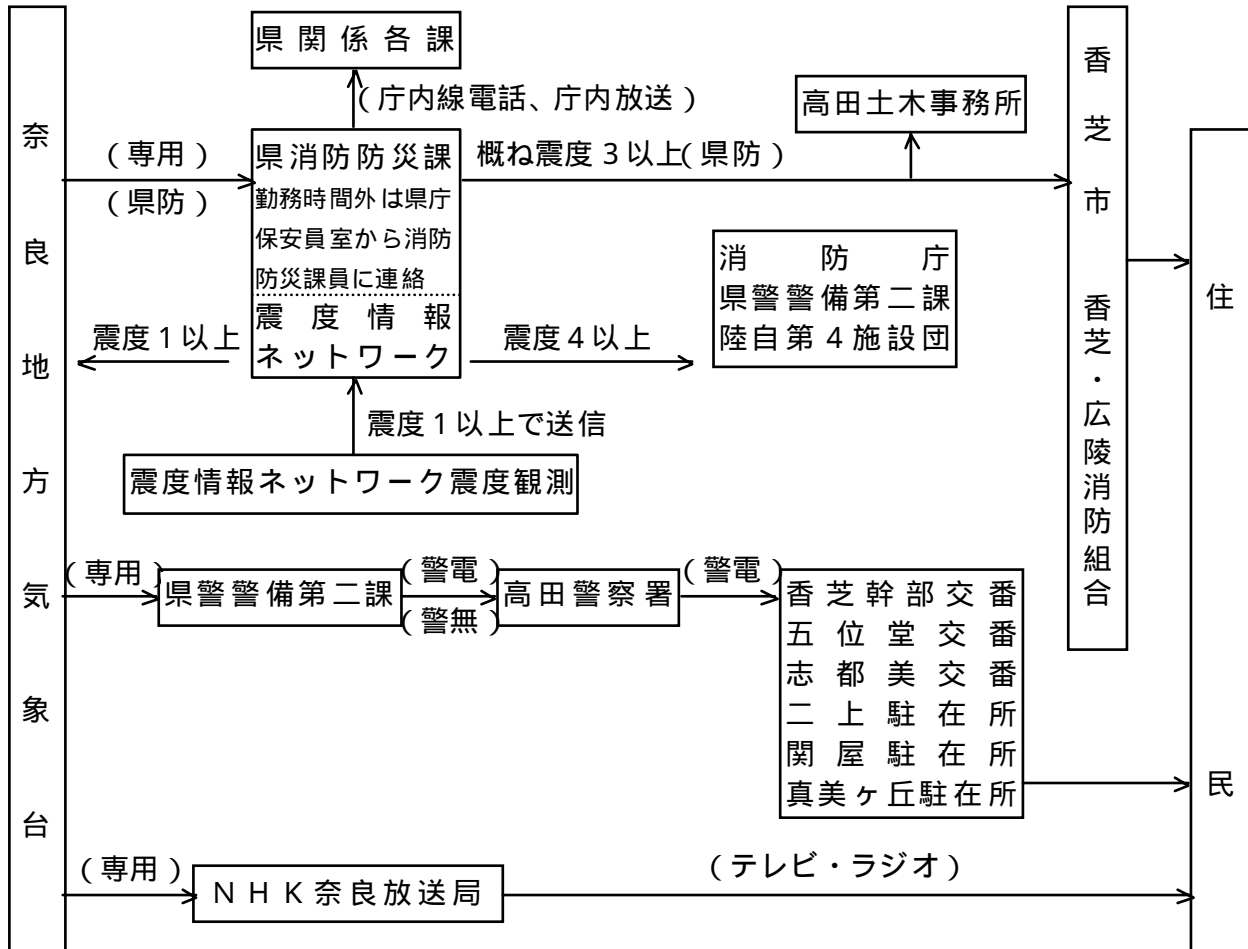
1. 地震に関する情報の種類

地震に関する情報の種類及びその内容は次のとおりである。

種 類	発表官署	内 容
震 度 速 報	大阪管区 気 象 台	大阪管区気象台管内で、震度 3 以上が観測された場合、その地域名を発表する。 この情報は、緊急防災情報ネットワーク(衛星系)により伝達する。 奈良県全域は「奈良県」の地域名称で発表する。
震 源 及 び 震 度 に 関 する 情 報	大阪管区 気 象 台	大阪管区気象台管内で、震度 3 以上が観測された場合、震源要素及び地震の規模並びに地域ごと及び大きなゆれが観測された市町村等の震度を発表するとともに、参考事項として、津波の有無を付記する。
各 地 の 震 度 に 関 する 情 報	奈良地方 気 象 台	震源要素及び地震の規模並びに観測地点ごとの震度を発表する。
奈良県震度情報 ネットワーク システムの震度	奈 良 県	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度 1 以上で震度を観測するが、その内、震度 2 以上の震度情報が県消防防災課に送信される。 県消防防災課では、この震度情報を震度 1 以上で奈良地方気象台に、震度 3 以上で県内市町村及び消防本部に、震度 4 以上で消防庁、県警警備 2 課、陸上自衛隊第 4 施設団に通知する。

2. 地震情報の伝統系統

地震情報の伝達系統については次のとおりである。

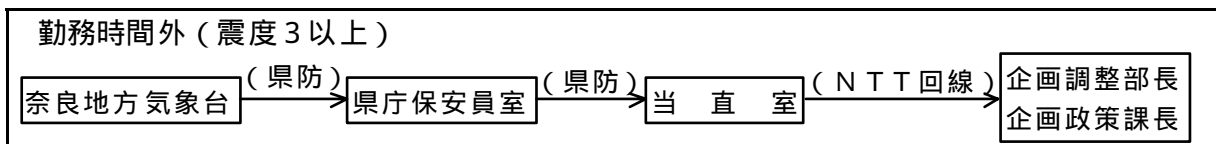
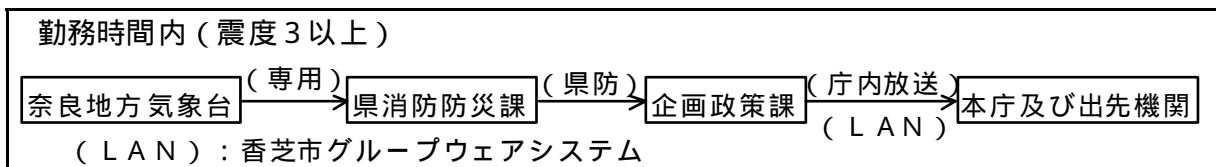


(県防)：県防災行政通信ネットワークシステム (専用)：専用電話又は無線
(警電)：警察電話 (警無)：警察無線

3. 地震情報等の伝達機関における措置

地震情報等を受けた場合、直ちに庁内各部、出先機関に通知する。各部、出先機関にあっては、通報を待つのみでなく、積極的に関係機関と情報交換を行うとともに、ラジオ、テレビ放送等にも注意し、的確な情報収集に留意しなければならない。

気象予警報別伝達ルート

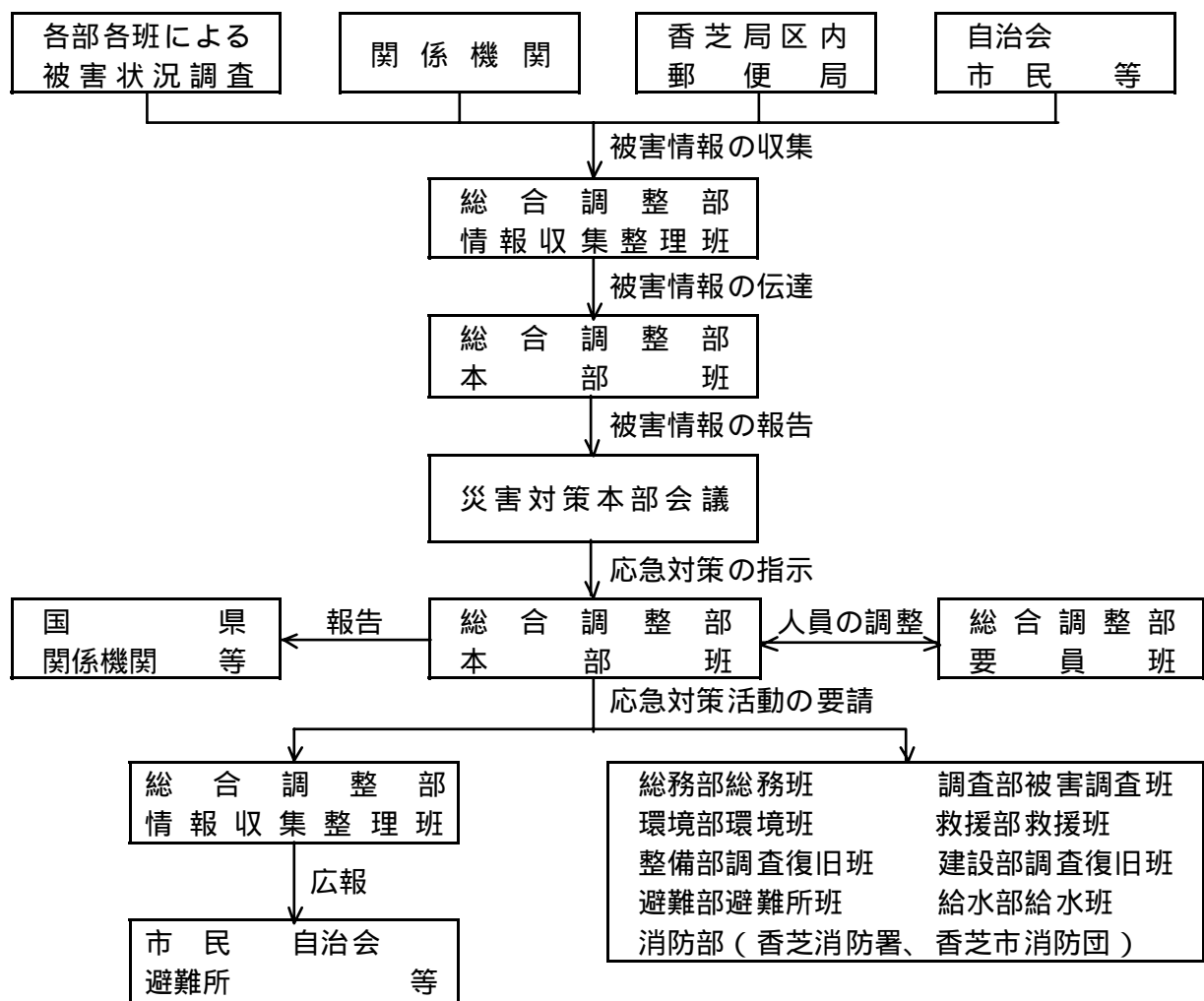


4. 異常現象発見措置

地震発生後に堤防からの漏水や、地割れ等、被害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、施設管理者、警察官又は消防職（団）員に通報する。通報を受けた者はその旨を速やかに市長に、また市長は県及び関係機関に通報するとともに、市民に対してその危険性を周知徹底する。

5. 地震被害に関する情報の収集・伝達系統

市内に地震が発生した場合に、その災害に係わる各種情報を、市、市民及び関係機関に速やかに伝達する。また、香芝局区内郵便局と締結した「災害時における香芝市と香芝局区内郵便局との相互協力に関する覚書」により、被災者の避難先及び被災状況等の情報や災害弱者等についての情報の提供を要請する。



6. 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概要について、地震発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、市民等の協力を得て詳細な被害状況を把握する。

(1) 被害状況の把握

ア．実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき被害状況を把握し、総合調整部情報収集整理班に報告する。なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

イ．把握する内容

(ア) 人的被害の発生状況

(イ) 建物被害（全壊、半壊、全焼、半焼、一部損壊）の状況

(ウ) 火災・土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性

(エ) 避難の状況、市民の動向

(オ) 道路交通の状況

(カ) ライフラインの被害状況、供給等の停止状況

(キ) その他災害の拡大防止措置上必要な状況

ウ．把握の手段

(ア) 防災行政無線を用いる。

(イ) 電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。

(ウ) 市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

(2) 被害概況の集約

総合調整部情報収集整理班は、各部各班からの報告に基づき、次の被害概況を取りまとめる。

ア．人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

イ．建物被害

全壊、半壊、全焼、半焼、一部損壊の状況

ウ．公共土木施設等の被害

(ア) 道路、橋りょうの状況

(イ) 河川、水路、ため池の状況

(ウ) 土砂災害の状況

(エ) 道路交通、公共交通機関の状況

(オ) ライフラインの状況

エ．その他

(ア) 消火・人命救助活動の状況

(イ) 医療活動の状況

(ウ) 避難の勧告又は指示、警戒区域の設定状況

(エ) その他必要な情報

7．詳細被害状況の把握

(1) 把握する内容及び実務担当

各部各班は、災害発生後速やかに、市内全域について自己の班に属する被害状況の把握を行う。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	総合調整部情報収集整理班
	負傷者の状況	総合調整部情報収集整理班
住家被害	全壊、半壊、全焼、半焼、一部損壊の状況	調査部被害調査班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎等）	総務部総務班
	その他（倉庫、車庫等）	調査部被害調査班
その他被害	田畑の被害状況	建設部調査復旧班
	文教施設の被害状況	避難部避難所班
	医療機関の被害状況	救援部救援班
	道路、橋りょうの被害状況	建設部調査復旧班
	河川、水路、ため池の被害状況	建設部調査復旧班
	山地災害危険地区等の被害状況	建設部調査復旧班
	上水道施設の被害状況	給水部給水班
	下水道施設の被害状況	整備部調査復旧班
	ごみ焼却施設等の被害状況	環境部環境班
	火葬場の被害状況	環境部環境班
電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総合調整部情報収集整理班	

(2) 調査方法

被害状況の調査方法は、2人1組で外観目視により行うものとする。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(3) り災状況、被害金額の把握

現地調査により把握した被害状況に基づき、自己の班に属するり災状況と被害金額を把握する。

把握する内容		実施担当
り災状況	り災世帯数、り災者数	総合調整部情報収集整理班
被害金額	公共文教施設の被害金額	避難部避難所班
	その他公共施設の被害金額	総務部総務班
	農林水産業施設の被害金額	建設部調査復旧班
	公共土木施設の被害金額	整備部調査復旧班 建設部調査普及班
	農林、商工の被害金額	建設部調査復旧班

(4) 被害状況の報告

現地調査により把握した被害状況、り災状況及び被害金額を「被害状況調査報告書（別紙様式）」（資料編 資料4 - 4）にとりまとめ、総合調整部情報収集整理

班に報告する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総合調整部情報収集整理班へ報告する。

(5) 被害状況等の判定

被害状況等の判定は、下記の災害救助法の適用基準に該当する程度のものとする。

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、埋没、焼失したもので、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	住家の損壊程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

注) 住戸被害戸数については「独立した家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作物を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害項目			報 告 基 準
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	河川	「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする川岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	砂防	「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	
	電話	「電話」とは、通信不能となった一般電話回線のうち、最大時の回線数をいう。	
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち、最大時の戸数をいう。	
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最大時の戸数をいう。	
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最大時の戸数をいう。	
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石垣の箇所数をいう。	
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。	

8. 被害状況等の集約・整理等

(1) 被害状況等の集約・整理

総合調整部本部班及び情報収集整理班は、各部から収集した被害状況等の情報及

び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて、速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア．被害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ．被害分布図等

ウ．市内における被害総額

(2) 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

ア．確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。

イ．確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。

ウ．応援要請等に係る情報を整理すること。

エ．情報の空白地帯を把握すること。

オ．被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

9．県及び国への報告

災害の状況が次の基準に該当する場合は、総合調整部本部班は県に報告する。

(1) 報告の基準

ア．市域で震度 4 以上の地震が発生した場合

イ．災害救助法の適用基準又は小災害に対する救助内規の適用基準に合致する災害が発生した場合

ウ．災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要性があるもの

エ．災害に対し、国の財政的援助を要すると認められる場合

オ．災害が当初は軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、あるいは 2 市町村にまたがるような広域的な災害で、市が軽微な被害であっても、全体的に大規模な同一災害の場合

カ．災害対策本部を設置した場合

キ．その他、特に報告の指示があった場合

(2) 報告要領

災害が発生したときから、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、「災害概況即報（別紙様式）」（資料編 資料 4 - 5）又は「被害状況即報（第 1 号様式）」（資料編 資料 4 - 6）により、県消防防災課に対して、次の要領により報告を行う。

ア．災害概況即報（早期災害報告様式）

災害発生時の早期報告として、個別の災害現場の概況等を報告する場合には、「災害概況即報（別紙様式）」（資料編 資料 4 - 5）により、直ちに次の情報を県防災行政無線等で県（消防防災課）に報告する。

(ア) 人命危険の有無及び人命災害の発生状況

(イ) 火災等の二次災害の発生状況及びその危険性

(ウ) 避難の必要の有無及び避難の状況

(エ) 住民の動向

(オ) 道路交通状況

(カ) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害時の第1報のように死傷者の有無、火災の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、県に報告する。

イ．被害状況即報

地震による被害を覚知したときは、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、「被害状況即報（第1号様式）」により第1報を報告し、以後判明したも
のから逐次県防災行政無線等により報告する。ただし、知事が必要と認める場合
は、その指示にしたがって報告する。

ウ．災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報（第1号様式）」により報告する
ものである。ただし知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告する。

エ．災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日まで
に「災害年報（第2号様式）」により報告するものとする。

(3) 119番通報殺到状況の報告

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場
合には、直ちに消防庁、県消防防災課それぞれに対し、通報が殺到している状況を
報告する。

(4) 国への報告

ア．震度5強以上の地震が発生した場合は、第1報を県に対してだけでなく、消防
庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告
する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第1報
後の報告についても引き続き行う。

イ．県への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、内閣総理大臣（消防庁）
に対して直接災害情報を報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に
努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

奈良県消防防災課の連絡先

代表電話	0742-22-1101	内線2275
直通電話	0742-24-4150	
F A X	0742-23-9244	
奈良県防災行政無線（衛星）	67-111-9011	
奈良県防災行政無線F A X（衛星）	67-111-9210	
夜間等代表電話	0742-22-1001	

（保安員室対応、保安員室から消防防災課員の自宅を呼び出し対応します。）

消防庁への報告先

区 分		平日（9:30～17:45）	左記以外（宿直室）
N T T回線	T E L	03-5253-7526	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7536	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	T E L	67-048-500-7526	67-048-500-7782
	F A X	67-048-500-7536	67-048-500-7789

10. 通信手段の確保

地震発生後、総合調整部本部班は直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

(1) 電気通信設備の利用

ア．総合調整部本部班は、電気通信事業者に対し、応急回線の作成や利用制限等の措置による通信輻輳^{ふくそう}の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ．優先利用

総合調整部本部班は、必要に応じて電気通信事業者に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(2) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、地震情報の収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

ア．県、近隣市町村との連絡

県防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じ、消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

イ．関係機関との連絡

総合調整部本部班は、関係機関に対し、職員の総合調整部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

ウ．消防電話・警察電話等の利用

総合調整部本部班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、香芝・広陵消防組合又は警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

エ．非常通信の利用

総合調整部本部班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

(ア) 警察、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

(イ) 放送局が保有する無線

(ウ) アマチュア無線等

(3) 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令、派遣等の適当な手段によって行う。

第2節 災害広報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、市民向けの広報活動を実施する。

1. 実施機関

総合調整部情報収集整理班は、関係機関との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように配慮する。

2. 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(1) 地震発生直後の広報

- ア．地震の規模、余震、気象の状況
- イ．出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ．災害弱者への支援の呼びかけ
- エ．避難の指示、勧告及び避難先の指示

(2) その後の広報

- ア．二次災害の危険性
- イ．安否情報
- ウ．被災状況とその見通し
- エ．ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ．交通規制情報
- カ．医療機関等の医療関連情報
- キ．ゴミ、し尿収集等の生活関連情報
- ク．食糧、生活必需品の供給及び給水に関する情報
- ケ．救援物資等の取扱い
- コ．その他人心安定及び社会秩序保持に関すること

(3) 広報の方法

- ア．広報紙の掲示、配布等による広報
- イ．広報車やハンドマイク等による現場広報
- ウ．避難所等における職員の派遣、チラシの掲示・配布
- エ．インターネットの活用
- オ．自主防災組織等の市民団体の協力
- カ．コミュニティメディアを通じたの広報
- キ．報道機関への情報提供

(4) 災害時の広報体制

- ア．広報責任者による情報の一元化
- イ．広報資料の作成
- ウ．関係機関との連絡調整

(5) 災害弱者に配慮した広報

災害弱者への広報は、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービス、インターネット等のメディアを活用するほか、ボランティア等の協力を得て、手話、点字、外国語等による広報を行う。

3. 報道機関との連携

(1) 緊急放送の実施

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合においては「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日）に基づき、県を通じて報道機関に、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を依頼する。

(2) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して、定期的な情報提供を行う。

4. 広聴活動の実施

総合調整部情報収集整理班は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファックスを備えた窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

震災に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧対策の万全を期する。

1. 応援の要請

応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間、身分の移動を伴わずに、応援を要請する。なお、要請については総合調整部本部班が窓口となり、受入れは総合調整部要員班が実施する。

(1) 応援要請のできる要件

市域に震災が発生したとき、次の場合に応援の要請を行う。

ア．応急措置を実施するため必要があると認める場合

イ．自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

ウ．緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

(2) 応援に当たっての要請事項

ア．震災の状況及び応援を要請する理由

- イ．応援を必要とする期間
- ウ．応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ．応援を必要とする場所
- オ．応援を必要とする活動内容
- カ．その他必要事項

(3) 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。この場合には、県消防防災課を通じて要請する。

(4) 他の市町村等に対する応援の要請

協定締結した関係機関に対し、協定内容に基づき必要な食糧、医療品、生活必需品、資機材等の物資援助の要請を行う。また、他の市町村に対し災害対策基本法第67条に基づき、応援要請を行う。

ア．大規模災害相互物資援助協定

大阪府交野市 三重県名張市

イ．災害時における相互応援協定

滋賀県栗東市

ウ．大規模災害時における物資調達に関する協定

香芝市商工会

エ．災害時における香芝市と香芝局区内郵便局との相互協力に関する覚書

香芝局区内郵便局

締結市及び担当部局

平成14年1月1日現在

市町村名等	担当部局	電 話	F A X
大阪府交野市	都市整備部 防災安全課	072-892-0121 67-027-200-530-8900(衛星)	072-893-2636 67-027-200-530-8800(衛星)
三重県名張市	市民部 生活安全課	0595-63-2111 67-024-208-11(衛星)	0595-64-2560 67-024-208-19(衛星)
滋賀県栗東市	総務部 住民自治課	077-551-0110 67-025-321(衛星)	077-553-0250 67-025-321(衛星)
香芝市 商工会	商工会事務局	77-4328	78-2224
香芝郵便局	総務課	76-5401	78-3673
香芝五位堂郵便局	-	76-0288	76-0213
香芝別所郵便局	-	76-0033	76-1505
香芝二上郵便局	-	76-0088	78-4094
香芝関屋郵便局	-	76-2324	77-4088
香芝西真美郵便局	-	76-0808	79-0888
香芝真美ヶ丘郵便局	-	77-0400	77-0440
西大和片岡台郵便局	-	73-6100	73-3180
西大和まきの郵便局	-	77-8477	77-8478

2. 消防活動に係る応援の要請・受入れ

香芝・広陵消防組合単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき、他市町村消防機関の応援を要請する。

(1) 大地震発生時における相互応援

震災時においては、個々の市町村・組合の消防力及び消防応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御又は救助等が困難であることが予想されるので、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

ア．県内市町村相互の広域応援体制

(ア) 自らの消防力では対処できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援を要請する。

(イ) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、奈良県消防広域応援基本計画に定めるブロック幹事消防本部から代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定市町村へ行う。

イ．他都道府県からの応援体制

奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、ブロック幹事消防本部から代表消防本部を通じて知事に対し応援要請を行う。

ウ．応援受入体制の整備

応援要請を行う際には、次により受入体制を整備する。

(ア) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化

(イ) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化

(ウ) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握

(エ) 資機材の手配

(オ) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

(2) 大規模災害応援

地震による大規模な災害が発生した場合に、被災地近隣の消防本部が「消防組織法第21条」に基づき、いち早く被災地に駆けつけ、効率的な消火、救急、救助等の応援活動を展開することにより、被害の軽減を図る。

この体制は、主に発災直後から「緊急消防援助隊要綱」に定める消防庁長官の措置（消防組織法第24条の3）による体制が機能し始めるまでの間実施されるものであり、消防庁長官の措置による応援体制が行われた時点で、同法に基づく体制となる。

(3) 緊急消防援助隊の派遣

緊急消防援助隊は、「緊急消防援助隊要綱」に基づき地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動を行う。

緊急消防援助隊は平成7年6月に発足し、市町村長は設置した救助、救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。

出動については、消防庁長官が被災地の属する都道府県の知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、「消防組織法第24条の3」の規定に基

づき、適切な措置をとるものとされている。

3．職員の派遣要請

地震発生時に応急対策、復旧対策を実施するときに、本市の職員のみでは対応ができない場合は、県、他の市町村、関係機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

(1) 県、他の市町村又は指定地方行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条、又は地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- ア．派遣を要請する理由
- イ．派遣を要請する職員の職種別人数
- ウ．派遣を必要とする期間
- エ．派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ．その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、応急対策又は復旧対策のため必要があるときは、知事に対して、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、総合調整部本部班は、その場合の手続を、次の事項を記載した文書で行う。ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請するものとする。

- ア．派遣のあっせんを求める理由
- イ．派遣のあっせんを求める職員の職種別人数
- ウ．派遣を必要とする期間
- エ．派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ．その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条及び「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について」（平成7年2月23日付け自治公第5号自治省行政局公務員部公務員課長通知）による。

4．民間との協力

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

応援の要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、公共職業安定所に労働者の供給のあっせんを求めるほか、従事命令等を執行し、要員の確保に努める。

ア．従事命令等の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長
		” 第65条第2項	警察官
		” 第65条第3項	派遣を命じられた 部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に 基づく救助)	従事指示	災害救助法 第24条	知 事
	協力命令	” 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急処置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知 事 委 任 を 受 け た 市 長
	協力命令	” 第71条第2項	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警 察 官
消 防 作 業	従事命令	消 防 法 第29条第5項	消 防 吏 員 消 防 団 員

イ．従事命令等の対象者

命 令 区 分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該市の区域の市民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1．医師、歯科医師又は薬剤師 2．保健師、助産師又は看護師 3．土木技術者又は建築技術者 4．大工、左官又はとび職 5．土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6．鉄道事業者及びその従事者 7．軌道経営者及びその従事者 8．自動車運送事業者及びその従事者 9．船舶運送業者及びその従事者 10．港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者

ウ．公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更あるいは取消すときは災害対策基本法に定める公用令書を交付する。

エ．費用

市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ．損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

ア．公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

(ア) 必要労働者数

(イ) 作業の内容

(ウ) 作業実施期間

(エ) 賃金の額

(オ) 労働時間

(カ) 作業場所の所在

(キ) 残業の有無

(ク) 労働者の輸送方法

(ケ) その他必要な事項

イ．賃金の支払

賃金は、通常の場合を勘案したうえで、市において予算措置し、就労現場において作業終了後、直ちに支払うものとする。

なお、作業終了後、直ちに賃金を支払うことができない場合は、就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

ウ．労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送を考慮する。

(3) 自治会等の民間団体の協力

災害時における地域の防災活動について、自治会や企業等に協力を求める。

5．要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

この職員は各機関で定める計画にしたがい、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては、協力団体等の意見を尊重して行う。

- ア．炊き出し、その他災害救助活動の協力
- イ．清掃及び防疫
- ウ．災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- エ．応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ．軽易な作業の補助
- カ．その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ア．り災者の救出
- イ．り災者の安全な場所への避難誘導
- ウ．医療及び助産における各種移送業務
- エ．飲料水の供給
- オ．救済用物資の輸送
- カ．その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令又は協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じて指示された業務に従事する。

第4節 自衛隊災害派遣

市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

1．災害派遣依頼基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 大規模な災害が発生し、又は発生することが予想され、緊急に応援を必要とするとき。
- (3) 市内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

2．派遣依頼手続

- (1) 市長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- (2) 自衛隊派遣要請依頼手続は、総合調整部本部班が行う。
- (3) 知事への依頼ができない場合は、市長は直接自衛隊に対して派遣依頼の通知をす

ることができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。市長は、通知した旨を知事へ報告する。

(4) 災害対策に当たる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して市長へ上申する。

(5) 派遣の依頼は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

ア．災害の状況及び派遣を依頼する事由

イ．派遣を希望する期間

ウ．派遣を希望する区域及び活動内容

エ．その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に依頼するものとする。

(6) 自衛隊緊急時連絡網

ア．陸上自衛隊 第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）	
京都府宇治市広野町風呂垣外 1 - 1	
電 話	0 7 7 4 - 4 4 - 0 0 0 1
通 信 相 手	第4施設団本部 第3科 総括班 (内線 2 3 5、2 3 6、2 3 7)
夜 間 通 信 先	第4施設団本部付隊当直（当直室）（内線 2 2 3）
F A X	0 7 7 4 - 4 4 - 0 0 0 1（交換切替、内線 2 4 8） (第4施設団の交換台を呼び出し、内線 2 4 8 に切替えを依頼した後、F A X ボタンを押す。)
県 防 災 無 線	6 7 - 5 7 1 - 1 1 (夜間：6 7 - 5 7 1 - 1 2)
県 防 災 無 線 F A X	6 7 - 5 7 1 - 2 1
イ．航空自衛隊 奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）	
奈良県奈良市法華寺町 1 5 7 8 幹部候補生学校	
電 話	0 7 4 2 - 3 3 - 3 9 5 1（内線 2 1 1）

(7) 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣の依頼ができない場合は、次の機関に連絡する。

陸上自衛隊 第3師団長（主として陸上自衛隊に関する場合）

兵庫県伊丹市広畑 1 - 1

通 信 先 第3師団 第3部 防衛班

電 話 0 7 2 7 - 8 1 - 0 0 2 1（内線 3 3 3、夜間内線 3 0 1）

F A X 0 7 2 7 - 8 1 - 0 0 2 1（交換切替、内線 2 3 4）

3. 派遣部隊の受入体制

派遣を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊が派遣されることとなったときは、警察署長に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア. 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため、連絡担当者を指名する。

イ. 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所及び宿泊場所等を確保する。

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの設営等

大規模災害に際し、ヘリコプターを使用することとなった場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(3) 自衛隊の活動内容

以下の事項について、災害の態様に応じた活動を自衛隊に依頼する。

ア. 被害状況の把握

イ. 避難の援助

ウ. 避難者等の捜索及び救助

エ. 消防活動

オ. 道路の啓開

カ. 応急医療、救護及び防疫

キ. 人員及び物資の緊急輸送

ク. 炊飯及び給水

ケ. 物資の無償貸付け又は譲与

コ. 危険物の保安及び除去

サ. その他必要な活動

4. 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担するものとする。

(1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

(2) 上記に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

5. 派遣部隊等の撤収依頼

作業の進捗状況を把握し、派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、知事に対して文書をもって

撤収の依頼を行う。

第5節 消火、救助・救急活動

被害状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救急活動を実施する。

1. 消火活動

消防部は、出火・延焼災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から市民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減することを目的として次のとおり実施する。

(1) 活動の基本

職員は、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生することを認識し、事故隊の責任で対処する決意をもって消防力を最大限に発揮し、効果的な火災現場活動及び救助・救命活動に努めなければならない。

(2) 火災出勤の原則

消防力が火勢に対して優勢な場合は、先制防御活動により一挙鎮滅を図り、消防力が下回るときは、震災消防活動の効率性を確保するため、次の原則により出勤するものとする。

ア．避難地、避難路確保の優先

延焼火災が発生した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保の防御を行う。

イ．重要地域防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して防御を行う。

ウ．消火可能地域防御の優先

同地域に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防御を行う。

エ．重要対象物防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要対象物を優先に防御を行う。

2. 救助・救急活動

震災のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は搜索してその人を保護するため、救助・救急活動を行う。

(1) 実施機関

救援部救援班及び消防部が、警察署と協力して実施する。これらのみでは対応できない場合は、隣接する警察署、市町村、県に応援を要請し、特に大規模災害に際して必要と思われるときは、県に対し自衛隊の派遣を依頼する。

(2) 救助の対象

- ア．地震時、倒壊家屋の下敷きになったような場合
- イ．地震火災時に火中に取り残されたような場合
- ウ．地震に伴う崖崩れ、山崩れ、地すべり等の土砂災害に遭遇した者
- エ．地震に伴う列車、自動車等の大事故によって、生命や身体が危険な状態にある者
- オ．地震に伴うガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等の大事故により、生命や身体が危険な状態にある者
- カ．その他、救出、救助を必要とする者

(3) 救助の方法

- ア．消防部は、救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助（救出）を実施する。
- イ．延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を実施する等、救命効果の高い活動を実施する。
- ウ．救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。また、救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、ボランティア等に配付、貸与し、初動時における救助（救出）の円滑を図る。

(4) 救急活動

- ア．初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- イ．救助・救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- ウ．傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を判断するとともに、応急救護を実施する。

(5) 行方不明者の搜索

消防部は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

- ア．震災の規模等を勘案して、警察との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

- イ．行方不明者の搜索機関は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。
- ウ．行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

(6) 相互応援

市単独では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、県、他市町村等に応援を要請する。

第6節 医療活動

震災時において、緊急医療及び助産の必要なり災者のうち、災害時に混乱等のため医療及び助産の途を失った者に対する医療援助について以下のとおり実施する。

1．医療情報の収集活動

救援部救援班は消防部と協力して、医療関係機関と密接な連携のもと、救急情報システム等を活用して、医療施設の被害状況及び空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

2．初期医療体制

地震発生後、倒壊現場や火災現場等において発生した負傷者に対し災害現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタグを付したうえ、応急手当を実施し、重症者を救急医療機関等へ搬送する。また、多くの軽傷者は、避難所に開設される救護所や最寄りの医療機関で医療処置を受ける。

ただし、救護所が開設されるまでは、本部長は医療救護班を派遣し応急手当を行う。

3．現地医療対策

被災市民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど現地医療を確保する。

(1) 現地医療の確保

ア．医療救護所の設置

救援部救援班は、必要に応じて医療救護所を設置し、運営する。なお、医療救護所を設置した場合は、その旨の標識を設置するとともに、総合調整部本部班を通じて関係機関に報告を行う。

(ア) 設置基準

- ・市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応できない場合
- ・傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- ・被災地域と医療機関との位置関係、又は傷病者数と搬送能力との関係から、被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ．医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

(ア) 医療品、医療用資機材の補給

(イ) 医療用水の確保

(ウ) 交代要員の確保

- (イ) 食糧、飲料水の確保
 - (オ) 携帯電話等通信手段の確保
 - (カ) その他医療救護活動に必要な事項
- (2) 医療救護班の編成・派遣

救援部救援班は、医療救護所を設置した場合、医療救護班を編成し、派遣する。

ア．医療救護班の編成及び構成

医療救護班は、医師 1 名、看護師 2 名、事務職員 1 名の計 4 名で 1 班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ．派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に医療救護班の派遣を要請する。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

救援部救援班は、医療救護班の受入窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

4．後方医療活動

市内及び周辺市町村の病院及び医院は、被災地内の医療機関や医療救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。また、これらの後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段を優先的に確保する等特段の配慮を行う。

5．医薬品等の確保供給活動

救援部救援班は、地域の各種医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

第7節 避難誘導

人的被害を軽減するため、関係機関が連絡調整を密にし、あらかじめ定めた基準により、市民を速やかに安全な場所に避難誘導する。避難の際には、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害弱者に十分配慮する。

1. 避難の勧告・指示

(1) 避難のための立ち退き勧告又は指示等の権限

避難の勧告・指示の実施責任者

種別	勧告又は指示を行う要件	勧告・指示を行う者	根拠法令
災害全般	市民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき。	市長	災害対策基本法第60条
	市において、事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき、市長が実施すべき事務の全部又は一部を代行する。	知事	災害対策基本法第60条
	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求があったとき。 (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官	(1)(2)は災害対策基本法第61条 (3)は警察官職務執行法第4条
	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいらない場合	自衛官 (災害派遣を命じられた部隊)	自衛隊法第94条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

(2) 避難勧告

実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき。 ・火災が拡大するおそれがあるとき。 ・爆発等のおそれがあるとき。 ・地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき。 ・その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地区 ・避難先 ・避難路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項 ・その他の必要事項
伝達方法	<pre> graph LR A[災害対策本部] --- B[各出先機関の職員の口頭伝達] A --- C[サイレン、警鐘(消防組合・消防団による 広報車等の拡声器及び徒歩による広報)] A --- D[電話] A --- E[伝令] A --- F[報道機関] B --- G[避難地区住民] C --- G D --- H[自治会] E --- H F --- H H --- G </pre>
避難勧告伝達文(例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。×××から避難準備の指示が出されました。</p> <p>のため、地区は災害発生のおそれがありますので、避難してください。(避難先等注意事項を続ける。)</p>

(3) 避難指示

実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告と同じ
伝達方法	<p>避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。</p>
避難指示文(例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。×××から避難の指示が出されました。</p> <p>のため、地区は災害発生のおそれがありますので、直ちに避難してください。(避難先等注意事項を続ける。)</p>

2. 避難者の誘導

避難誘導は、消防職員(消防団員)、警察官、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

(1) 誘導に当たっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、妊産婦、傷病人、乳幼児、高齢者、障害者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。なお、これらの誘導に当たっては迅速、的確に行う。

(2) 避難所及び避難路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。

- (3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
- (4) 避難に当たっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
- (5) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両等により行う。
- (6) 災害が広範囲で大規模な立ち退き移送を要し、市では対応不可能なときは、県に協力を要請する。

3．学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあつては、日頃から市、消防組合及び警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・処置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

4．警戒区域の設定等

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入りの禁止及び退去を命じることができる。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。更に、警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

種別	設定権者	要件(内容)	根拠法令
災害全般	市長	市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
	知事	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条
	警察官	市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合。	
火災	消防長 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生すれば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第23条の2
	警察署長	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	
水災を除く災害	消防吏員 消防団員	水災を除く災害の現場。	消防法第28条 同第36条
	警察官	消防吏員又は消防団員が現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	

第8節 二次災害の防止

余震による地すべり、崖崩れ及び建築物の倒壊、地震火災による延焼等に備えて、二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

1. 土砂災害危険箇所

建設部調査復旧班は、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害を防止するために、総合調整部本部班を通じて県に対し斜面判定土の出動要請を行う。

斜面判定土は、土砂災害危険箇所や被災施設に対する点検を行い、その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

2. 公共土木施設等

建設部調査復旧班は、二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況等を早急に把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

(1) 道路、橋りょう

ア. 被害状況の把握

道路や橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ. 他の道路管理者への通報

市管理道路以外の道路が損壊等によって通行に支障を来している場合は、総合調整部本部班を通じて当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。ただし、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

ウ. 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ. 応急措置

被害を受けた市管理道路について、優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて国土交通省又は県に対し応援を要請する。

(2) 河川、水路、ため池

ア. 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に係る浮遊物等の障害物の除去、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ. 河川管理者、ため池管理者への通報

市の所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総合調整部本部班を通じて当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ. 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ. 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、市の所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県に対し応援を要請する。

3. 建築物

(1) 公共建築物

総務部総務班及び避難部避難所班は、公共建築物の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急措置を行うなど、二次災害の防止対策を講じる。

ア. 市所管の公共建築物

市が所管する公共建築物のうち、防災関連業務に必要な施設に被害が生じている場合は、被害状況に応じて応急措置を講じる。

(ア) 危険個所があれば緊急に復旧措置を講じる。

(イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。

(ウ) 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、総合調整部本部班を通じて関係機関に応急措置の実施を要請する。

(エ) 応急措置が不可能な場合は、建物内への立入禁止措置や避難対策等の二次災害防止対策を講じる。

(オ) 防災関連業務の実施のため必要がある場合は、仮設建築物の建設を手配する。

イ. 市所管以外の公共建築物

なお、市の所管以外の公共建築物に被害が生じている場合は、総合調整部本部班を通じて当該施設管理者に通報し、必要に応じて応急措置の実施を要請する。

(2) 民間建築物

整備部調査復旧班は、調査部被害調査班が実施した被害状況調査に基づき、民間建築物の応急危険度判定を行う。また、総合調整部本部班を通じて被害状況を県に報告するとともに、応急危険度判定の実施に当たり人材が必要な場合は、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

ア. 応急危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、県、奈良県建築士会等に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(ア) 住宅地図等の準備、割当区域の計画

(イ) 応急危険度判定士受入れ名簿の作成

(ウ) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針、調査表、判定標識、備品等の交付

イ. 調査の体制

被災建築物応急判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

ウ. 判定結果の通知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

4. 危険物等

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、香芝・広陵消防組合及び関係者は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物・劇物の施設を保有する管理者に対し、施設の点検及び応急措置を講じるよう要請する。

(1) 施設の点検、応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、施設管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

(2) 避難及び立入制限

爆発、施設の倒壊等によって著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに施設管理者に対し、市民等への連絡及び適切な避難対策を実施するよう要請する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険物区域へ立入制限を実施するよう要請する。

第9節 緊急輸送活動

消火・救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1．緊急交通路の決定と確保

(1) 道路施設の調査・点検

整備部調査復旧班は、道路管理者等と連携してあらかじめ選定した緊急交通路の中から使用可能な道路を把握するため、当該道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) 県への点検結果の報告等

総合調整部本部班は、道路施設の点検結果を県及び警察に報告するとともに、市域に流入するその他の道路について、県から情報を収集する。

(3) 緊急交通路の決定

整備部調査復旧班は、県、警察、道路管理者と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急交通路を決定する。

(4) 緊急交通路の道路啓開

整備部調査復旧班は、緊急交通路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材等を民間業者等の協力を得て調達し、市管理道路の啓開作業を行う。

また、他の道路管理者等が行う道路啓開作業に協力するとともに、必要に応じて啓開作業を行う。

2．輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 車両の確保

- ア．総務部総務班は、市が所有するすべての車両の集中管理を行う。
- イ．車両が不足する場合は、運送業者等に協力を依頼する。

(2) 配車計画

ア．輸送の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、概ね以下の順とする。

- (ア) 負傷病者、災害弱者等の被災者の輸送
- (イ) 被災者の避難のための人員の輸送
- (ウ) 医療救護のための人員及び資機材の輸送
- (エ) 被災者救出のための人員及び資機材の輸送
- (オ) 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- (カ) 飲料水の供給のための物資の輸送
- (キ) 緊急物資の輸送
- (ク) その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

イ．配車手続等

- (ア) 総務部総務班は、各部各班で所有する車両及び運送業者等から調達した車両について、総合的に調整し、配分する。
- (イ) 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。
- (ウ) 防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

(3) 緊急通行車両の確認

ア．事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済みの交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ．災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務部総務班が運送業者等から調達した車両については、直ちに自動車検査等の必要書類を警察に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

ウ．緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

(4) 車両以外の輸送手段

道路、橋りょうの損壊等により輸送できない場合若しくは著しく緊急性を要する場合には、鉄道や航空機等による輸送計画を作成し、被災地域の状況に応じた輸送体制を確保する。

第10節 交通規制

県公安委員会、警察との連携のもと、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1. 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等に危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は規制を行うが、道路管理者及び警察は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

交通規制の実施責任者及び範囲

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公 安 委 員 会	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合		道路交通法 第6条第4項	

2. 道路管理者による交通規制

(1) 市の管理道路

建設部調査復旧班は、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は災害道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、高田土木事務所、警察に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 県の管理道路

関係機関相互間の協議・報告によって道路の通行の禁止又は制限を実施する。

(3) 国の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互間の協議・報告によって交通規制を実施する。

3．県公安委員会、県警察による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通路について、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を行う。

4．警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に障害が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき、警察官がその場にいらない場合に限り、自らの緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。

5．相互連絡

総合調整部本部班は、高田土木事務所、警察と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6．交通規制の標識等の設置

建設部調査復旧班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、車両の通行の禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

7．広報

総合調整部情報収集整理班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、警察、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、市民に対しても、規制内容、迂回路について広報する。

第11節 ライフラインの緊急対応

地震発生時における迅速かつ的確な初動対応を行うとともに、ライフライン施設の被害拡大や二次災害の防止のための対策を実施する。

1．被害状況の報告

- (1) 給水部給水班及び整備調査復旧班は、地震が発生した場合には、速やかに所管施設設備の被害状況を調査し、総合調整部情報収集整理班に報告する。なお、被害が生じた場合には、総合調整部本部班を通じて県に報告する。
- (2) ライフライン事業者は、地震が発生した場合には、速やかに所管する施設設備の被害状況を調査し、総合調整部情報収集整理班及び県に報告する。

2．各事業者における対応

ライフライン施設設備の被害拡大の防止や必要機能の確保、二次災害の防止のため、必要となる措置を講じる。

また、必要に応じて、県、香芝・広陵消防組合、警察等の関係機関に通報するとともに、付近住民に周知する。

(1) 上水道施設

給水部給水班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止、又は制限を行い、総合調整部情報収集整理班に報告する。

また、必要に応じて、総合調整部本部班を通じて県に通報するとともに、総合調整部情報収集整理班と連携して付近住民に周知する。

(2) 下水道施設

整備部調査復旧班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに応急措置を講じるとともに、総合調整部情報収集整理班に報告する。

また、必要に応じて、総合調整部本部班を通じて県に通報するとともに、総合調整部情報収集整理班と連携して付近住民に周知する。

(3) その他のライフライン

ア．電力、ガスの各事業者は、感電事故、漏電火災及びガスの漏洩等による二次災害が発生するおそれがある場合は、それぞれの危険予防措置を講じるとともに、市、県、警察及び付近住民に周知する。

イ．電気通信事業者は、地震発生時の通信輻輳^{ひくそう}の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の設定、利用制限等の措置を講じるとともに、非常緊急電報を一般の電話、又は電報に優先して行う。

第12節 交通の安全確保

地震発生時における迅速かつ的確な初動対応を行うとともに、利用者の安全確保のための対策を講じる。

1．道路施設

(1) 被害状況の報告

建設部調査復旧班は、地震が発生した場合には、速やかに市域の道路の被害状況を調査し、総合調整部本部班に報告する。なお、被害が生じた場合には、総合調整部本部班を通じて県に報告する。

(2) 他の道路管理者への通報

市が管理する以外の道路に被害が生じている場合は、総合調整部本部班を通じて当該道路管理者に適切な措置を講じるよう通報する。

(3) 各道路管理者における対応

建設部調査復旧班及びその他の道路管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。

ア．あらかじめ定めた基準に基づき、通行の禁止又は制限、若しくは速度制限を行う。

イ．負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、香芝・広陵消防組合及び警察に通報し、出動の要請を行う。

ウ．交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

2．鉄道施設

(1) 被害状況の報告

調査部被害調査班は、地震が発生した場合には、各鉄道施設管理者と連携して、速やかに市域の鉄道施設の被害状況を調査し、総合調整部情報収集整理班に報告する。なお、被害が生じた場合には、総合調整部本部班を通じて県に報告する。

(2) 鉄道施設管理者における対応

鉄道施設管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。

ア．あらかじめ定めた基準に基づき、列車の緊急停車、運転の見合せ又は速度制限を行う。

イ．負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、香芝・広陵消防組合及び警察に通報し、出動の要請を行う。

ウ．乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への誘導を行う。

第3章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法等による救助

一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を申請し、法に基づいて実施する。

1. 救助の実施

災害救助法に基づく救助活動は、知事が実施し、市長がこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助活動の実施を待つことができない場合、市長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し、指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

救助の種類及び実施機関

救 助 の 種 類	実施機関
1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 災害にかかった者の救出 4 埋葬 5 遺体の捜索及び処理	市 長
1 応急仮設住宅の給与 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 3 医療及び助産 4 災害にかかった住宅の応急修理 5 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 6 学用品の給与 7 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知 事

2. 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と、住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められており、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- (1) 市域内の住家滅失世帯が80世帯以上に達するとき。
- (2) 県下の住家滅失世帯数が 1,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。
- (3) 県下の住家滅失世帯数が 7,000世帯以上である場合であって、市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があるとき。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3．住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 土砂の堆積等で一時的な生活困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

4．適用手続

- (1) 市長は、市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被害者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を申請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

5．救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」（資料編 資料4 - 9）に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度等、災害の状況により応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

6．費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。

ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

7．県の小災害に対する救助内規

市域で、「災害救助法」の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。この応急救助に対応して各部各班は、「香芝市災害対策本部規程」に基づく所掌事務により被災者に応急救助を実施するものとする。

8．日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、下記の救助を行う。

(1) 全・半壊及び全・半焼の場合

- | | |
|--------|----------------------|
| 毛 布 | 1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚） |
| 日用品セット | 1世帯に対して1個（内容は4人分） |
| バスタオル | 1人に対して1枚 |

- 布 団 1人に対して1組(11月~翌3月)
 - (2) 避難所等に避難の場合
 - 毛 布 1人に対して1枚(11月~翌3月は2枚)
 - 日用品セット 1世帯に対して1個(内容は4人分)
 - バスタオル 1人に対して1枚
 - 布 団 1人に対して1組(11月~翌3月)
 - (3) 死亡者の遺族
 - 見舞金 1人に対して20,000円
- ただし、災害救助法が適用された場合を除く。

第2節 避難所の開設・運営

地震による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする市民を臨時に收容することのできる避難所を指定し、開設する。

1. 避難所の開設

(1) 避難所の開設

ア. 本部長は、地震が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所施設の管理者に連絡する。

イ. 本部長は、速やかに避難部避難所班を派遣し避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、消防団員やあらかじめ要請した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

ウ. 避難所を開設した場合、総合調整部本部班は、直ちに次の事項を知事及び警察署長に報告するものとする。(閉鎖したときも同様に報告する)

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 箇所数及び收容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名

エ. 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、收容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することができる。

(2) 避難所の收容対象者

ア. 住居が全壊、全焼、半壊、半焼等の被害を受け、居住の場所を失った者

イ. 自己の住家には直接被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ. 災害により、現に被害を受けるおそれがある者

エ. 避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

オ. その他避難が必要と認められる者

2. 避難所の管理運営

避難部避難所班は、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって避難所の運営が行われるよう支援する。

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

(2) 自主運営

自治会、自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的に運営するよう努力する。

(3) ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難所の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

(4) 避難所の管理

ア．避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配付・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これをもとに避難者収容記録簿を作成し、避難部避難所班を通じて総合調整部情報収集整理班に報告する。

イ．食糧、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数について、避難部避難所班を通じて環境部環境班及び救援部救援班に報告し、調達を要請する。

ウ．情報等の提示

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序維持のため、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を提示する。

エ．生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施等、生活環境の整備に努める。

オ．災害弱者への配慮

(ア) 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の災害弱者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

(イ) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が社会福祉施設や病院等へ入所できるよう避難部避難所班と協議する。

また、それら施設等への入居が困難な場合は、避難所でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

(ウ) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設のスロープを設置する。

(エ) 高齢者や障害者に配慮したトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設等の対応策について避難部避難所班と協議する。

カ．総合調整部への報告

管理責任者は、次の事項が発生したときには、直ちに避難部避難所班を通じて

総合調整部情報収集整理班に報告する。

(ア) 被災者の収容を開始したとき。

(イ) 収容者の全部が退出又は転出したとき。

(ウ) 収容者が死亡したとき。

(エ) 避難所に悪疫が発生したとき。

(オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき。

(5) 他の避難所への収容

ア．管理責任者は、地震により多数の被災者が発生し、当該避難所では収容できない場合、本部長の指示のもと、避難者を他の地区の避難所に収容する。

イ．被災地域が広域にわたり、市域内に予定していた避難所では被災者の収容ができない場合、本部長は、県を通じて他の市町村への避難を要請する。

ウ．他の避難所に避難者を輸送する場合は、その距離を考慮したうえで、輸送手段を判断する。また、避難者の生命、身体保護のため、輸送を必要とする場合は、総務部総務班を通じて、市保有の車両又は借り上げ車両により輸送を行うものとする。

3．避難所の閉鎖

(1) 本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、管理責任者に必要な指示を与える。

(2) 管理責任者は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な処置をとる。

(3) 本部長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

第3節 緊急物資の供給

震災に際して家屋の滅失、損壊等により飲料水、食糧、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。

1．給水活動

(1) 情報の収集

給水部給水班は、地震発生後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握する。

ア．配水場等水道施設の状況を確認し、貯水量の把握を行う。

イ．各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 給水の実施

給水部給水班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

ア．給水対象者

(ア) 地震により水道施設が被災し、飲料水を得ることができない者

(イ) 飲料水の汚染等により、飲料に適した水を得ることができない者

イ．目標量

被災者 1 人当たり 1 日 3 リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合わせて順次給水量を増加する。

ウ．給水方法

(ア) 給水拠点における給水

配水場を給水拠点として、給水を実施する。

(イ) 給水車による給水

避難所、病院、学校等で水槽又は容器を備えている場所については、給水車による給水を実施する。

また、配水場が被災した場合は、給水車を給水拠点として給水を実施する。

(ウ) 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

(エ) その他の方法による給水

避難所、病院、診療所、産院等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模な避難所等については、給水袋等による給水を実施する。

(3) 広報

総合調整部情報整理班を通じて、市の広報車や防災行政無線により給水場所や給水時間を市民に広報するとともに、震災時における節水について周知する。

(4) 応援要請

市単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県、他の市町村に応援を要請する。

2．食糧の供給

環境部環境班は、避難者、被災者等に対する食糧を確保し、炊き出しその他の方法によって応急供給を実施するよう努める。

(1) 食糧供給の対象者

ア．避難所に収容された者

イ．被災によって調理ができない者

ウ．旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

(2) 必要量の把握

食糧供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(3) 食糧の確保

食糧供給計画に基づき、市が保有する備蓄食糧や調達によって確保する。

ア．災害用備蓄物資

市が備蓄する食糧は、「災害用備蓄物資一覧」(資料編 資料7-2)に示すとおりである。

イ．調達食糧

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、市において食糧の調達が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村や大阪食糧事務所奈良事務所に応援を行った場合は、県に報告する。

ウ．災害弱者への配慮

高齢者や病弱者、障害者等には、必要に応じて、かゆ等の食べやすい食糧の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

(4) 供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食糧を供給する。なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

(5) 炊き出しの実施

避難部避難所班と連携し、必要に応じて炊き出しを実施する。

ア．炊き出しの方法

(ア) 炊き出しは、自治会や自主防災組織、ボランティア、自衛隊等の協力を得て実施する。

(イ) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

(ウ) 他団体等からの炊き出しの申入れについては、調整のうえ受入れる。

イ．炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所等の適当な場所において実施する。なお、調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

3．生活必需品の供給

救援部救援班は、被災者に対し、寝具や被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

ア．被服、寝具及び身のまわり品

イ．タオル、石けん等の日用品

ウ．ほ乳瓶

エ．衛生用品

オ．炊事道具、食器類

カ．光熱用品

キ．医薬品等

ク．高齢者・障害者等用の介護機器、補装具、日常生活用品等

(3) 必要量の把握

生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(4) 生活必需品の確保

供給計画に基づき、市が保有する備蓄品や調達によって確保する。

ア．災害用備蓄物資

市が備蓄する生活必需品は、「災害用備蓄物資一覧」（資料編 資料7-2）に示すとおりである。

イ．調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、市において生活必需品の調達が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村や日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

(5) 供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

第4節 保健衛生活動

被災地域における感染症・食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

1．防疫活動

環境部環境班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律114号）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づいて、関係機関と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

(1) 消毒

県の指示により、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項に基づき、感染症の患者がいた場所等の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある場所や、病原体に汚染され又は汚染された疑いがある飲食物や衣服、寝具その他の物件を消毒する。

(2) 鼠^{ネズミ}族、昆虫等の駆除

県の指示により、感染症予防法第28条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある鼠^{ネズミ}族や昆虫等を駆除する。

(3) 生活の用に供される水の使用制限等

県が感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いあるとして、生活の用に供される水の使用又は供給を制限した場合は、感染症予防法第31条第2項に基づき、当該生活の用に供される水の利用者に対し給水を実施する。

(4) 感染症の予防

感染症を予防するため必要がある場合は、予防接種法第6条に基づき県に予防接種の実施を要請するとともに、県から指導があった場合は救援部救援班と連携して臨時に予防接種を行う。

また、被災地域において感染症患者又は病原体保有者が発生した場合は、直ちに県（葛城保健所）に通報するとともに、県が感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を実施するので、県の指導によりその他の予防措置をとる。

(5) 避難所等の防疫指導

県防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

(6) 応援要請

市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県に協力を要請する。

(7) 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総合調整部本部班及び葛城保健所を経て県に提出する。

2. 被災者の健康維持活動

救援部救援班は県と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

ア．被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ．被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。

ウ．経過観察中の在宅療養者や災害弱者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

県が設置する心の健康に関する相談窓口及び精神科救護所の運営に協力する。

第5節 福祉活動

高齢者、障害者、乳幼児等の要援護者を重点に継続した福祉サービスを行う。

1．要援護者の被災状況の把握

救援部救援班は、要援護者の安否確認並びに被災状況及び被災した要援護者の福祉ニーズの把握に努める。

(1) 要援護者等の安否確認及び被災状況の把握

ア．自治会や自主防災組織、民生児童委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに住宅要援護高齢者・障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

イ．社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した要援護高齢者・障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの把握に努める。

2．被災した要援護者への支援活動

救援部救援班は、被災した要援護者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供や情報提供の支援活動に努める。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア．被災した要援護高齢者・障害者等に対し、居宅、避難所及び応急仮設住宅において補装具や日常生活具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

イ．被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するために、心のケア対策に努める。

(2) 要援護者の施設への緊急入所

社会福祉施設入居者が安心して生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、居宅や避難所等では生活ができない要援護高齢者や障害者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

(3) 情報の提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要援護高齢者や障害者等に対する居宅、避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

3．被災した外国人への支援活動

(1) 情報の提供

ア．被災した外国人に対し、被害の状況、避難勧告・指示等の避難情報、医療救護情報、食糧や飲料水、生活必需品等の供給情報の提供に努める。

イ．情報提供の手段として、広報紙・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送等に努める。

(2) 支援サービス

ボランティアの協力を得て、外国人に対する相談窓口を避難所に設置するよう努める。

第6節 社会秩序の維持

地震発生に際して被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、かつ社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

1．市民への呼びかけ

総合調整部情報収集整理班及び県は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、流言飛語を防止し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2．警備活動

総合調整部本部班は、警察署等との密接な連絡協力をを行い、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施するよう要請する。

また、総合調整部情報収集整理班は、災害広報を通じて、市民に自主防犯の注意、指導を行う。

3．物価の安定及び物資の安定供給等

救援部救援班、県及び関係機関は、買占め、売惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と、経済復興の促進を図る。また、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や広報活動等により万全を尽くす。

(1) 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(2) 生活必需品等の確保

生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議して、物資が速やかに市場に流通するよう努める。

第7節 ライフラインの確保

地震災害により途絶したライフライン施設について速やかに復旧を進める。

1．上水道施設

- (1) 給水部給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重点施設へ優先的な応急復旧を行う。
- (3) 被災状況によっては協定や要請に基づき、総合調整部本部班を通じて他の水道事業者に応援を要請する。

2．下水道施設

- (1) 整備部調査復旧班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 被災状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (3) 被災状況によっては協定や要請に基づき、総合調整部本部班を通じて他の下水道管理者に応援を要請する。

3．その他のライフライン

電力、ガス、電気通信の措置及び復旧については、各社の応急復旧計画に基づき行うが、市では総合調整部情報収集整理班が情報の収集を行うとともに、復旧作業を効率的に行えるよう協力する。

第8節 交通の機能確保

都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

1．障害物の除去

鉄道及び道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

2．各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設

各鉄道施設管理者は、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

ア．線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、段階的な応急復旧を行う。

イ．被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

ウ．運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関

等を通じて広報する。

(2) 道路施設

建設部調査復旧班及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

ア．被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通量路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど普及に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

イ．被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ．運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

第9節 住宅の確保

被災者の住宅を確保するため、県と協力し速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設等の必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置等に努める。

1．被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

2．住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では障害物の除去を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、障害物の除去を実施する。

3．応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅の建設主体

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が全壊、全焼し、住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し供与する。

(2) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、総務部総務班があらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地の中から選定する。

(3) 建設戸数

全焼、全壊戸数、災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して、応急仮設住宅の必要戸数を算定したうえで、県にその建設を要請する。

(4) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県の委任により総務部総務班が選定す

る。なお、選定に当たっては、高齢者や障害者等を優先的に入居させることとする。

4．公共住宅等への一時入居

総務部総務班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅・県営住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

5．住宅に関する相談窓口の設置等

総務部総務班は、応急仮設住宅や空き家、融資等の住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を推進するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等の適切な措置を講じる。

第10節 応急教育等

地震の発生、又はそのおそれがある場合、児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講じるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒のり災により通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧並びに児童生徒に対する応急教育等を次のとおり実施する。

1．校園の応急対策

避難部避難所班は、速やかに平常の教育活動ができるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設整備について必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保するなど必要な措置を講じる。

- (1) 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- (2) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の校園又は公民館、その他適当な公共施設を利用する。
- (3) 校園舎の一部が使用できない場合は、特別教室や体育館等を活用する。なお、授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切りや仮設トイレ等を設置する。
- (4) 校園が避難所等に利用され、校園舎の全部又は大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と協議する。

2．応急教育の実施

避難部避難所班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

(1) 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族のり災程度、避難者の収容状況、交通機関・道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ア．臨時休校
- イ．短縮授業
- ウ．二部授業
- エ．分散授業
- オ．複式授業
- カ．上記の併用授業

(2) 授業時間数の確保

- ア．休校、二部授業その他のために授業時間数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時間数の確保に努める。
- イ．長期にわたり休校となった場合は、児童や生徒に対して自宅学習を促すとともに、夏季休業日を利用するなど振替授業によって授業時間数の確保に努める。

(3) 教員の確保

教員の被災等によって教員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- ア．不足教員が少ないときは、当該学校内で操作する。
- イ．当該学校内で操作できない場合は、市内の学校長に応援を要請する。
- ウ．それでもなお確保できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

(4) 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

(5) 転校措置

児童・生徒の転校園手続等の弾力的運用を図る。

3．学校給食の実施

被災した学校は、給食施設や設備、物資等に被害があった場合は、速やかに避難部避難所班に報告し協議のうえ、給食活動の可否について決定するものとするが、この場合、次の事項に留意する。なお、避難部避難所班は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じるものとする。

- (1) 被害があってもできる限り継続実施に努めること。
- (2) 震災時に給食施設が被災者用の炊き出しに利用された場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に努めること。
- (3) 給食施設が被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。
- (4) 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については注意のうえ実施すること。

4．就学援助等

避難部避難所は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

(1) 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、又は学費の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

5. 園児・児童・生徒の健康管理等

避難部避難所班は、被災した園児・児童・生徒の身体と健康管理を図るため、県教育委員会及び葛城保健所と連携して、健康診断や教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

6. 保育所等の措置

保育所等の施設についても、上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮する。

第11節 文化財災害応急対策

文化財保護条例等で指定されている文化財の所有者又は管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告する。また、県教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

1. 災害発生の通報

(1) 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに総合調整部本部班を通して、県教育委員会へ通報する。

(2) 県教育委員会は通報を受理したときは、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。

2. 被害状況の調査・復旧対策

(1) 県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。

(2) 被害状況の結果をもとに、県教育委員会は所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受けるものとする。

第12節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動を円滑に促進するため、適切な処理を実施する。

1. し尿処理

環境部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

(1) 初期対応

ア. 上下水道、電力等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、県に報告する。

イ. し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ. 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置

必要に応じ、関係業者と協力して仮設トイレの設置を行う。

ア. 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

仮設トイレ設置箇所数：5箇所/1,000人

仮設トイレ設置台数：1台/100人

イ. 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを利用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総合調整部本部班を通じて県に協力を要請する。

ウ. 仮設トイレの設置

(ア) 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

(イ) 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(ウ) 仮設トイレを設置する際には、地下浸透の防止対策を講じる。

エ. 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

オ. 仮設トイレの管理

関係業者と協力のうえ、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

(3) 処理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確定する。

(4) 応援要請

市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

2. ごみ処理

環境部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

(1) 初期対応

ア．避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握し、県に報告する。

イ．ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

ア．被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ．市所有の車両のほか、必要に応じて業者等の車両を調達し、収集車両を確保する。

ウ．必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

エ．防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い生活ごみや浸水地域のゴミは、迅速に収集処理する。

オ．消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(3) 応援要請

市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

3. がれき処理

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

(1) 初期対応

ア．処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。

イ．がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートを確認する。

(2) 処理活動

ア．がれき処理については、危険な物、道路通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。

イ．がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

(3) 専門業者への委託

ア．アスベスト等の有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する。

イ．環境部環境班は、有害物質による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するよう指導する。

ウ．災害により発生したがれき等の廃棄物の不適切な処理に伴う環境汚染を発見した場合は、速やかに適切な処分及び処理を指導するとともに、総合調整部本部班を通じて県に報告を行う。

(4) 応援要請

市単独でがれきの除去及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

第13節 遺体の処理・埋葬

警察等関係機関と連携のうえ、遺体の処理、埋葬について、必要な措置をとる。

1. 遺体の収容

遺体を発見した場合、環境部環境班は所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

(1) 遺体を発見した場合の措置

ア．遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察に連絡する。

イ．警察は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は環境部環境班）に引き渡す。

(2) 遺体の処理

関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

ア．遺体収容所の開設

遺体収容所は、学校等の敷地、その他公共施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。なお、遺体収容所を開設した場合、総合調整部本部班は関係機関に報告を行う。

イ．収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、警察とその関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。ただし、現場の状況等によって現場での検視や検案が困難な場合は、遺体収容所において行うものとする。

2. 遺体の処理

(1) 災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の埋葬を行うための洗浄、縫合、消毒の処置及び遺体の一時保存あるいは医師による検案を行うことができない場合に、これら遺体の処理を実施する。

(2) 発見された遺体については、警察官の検視を経て、身分調書を作成したのち処理を行う。

(3) 遺体の処理は、環境部環境班が警察官、医師等の協力を得て行う。

3. 遺体の埋葬

環境部環境班は、本部長の指示のもと、遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者を含む）に、下記の埋葬方法に基づき遺体の埋葬を実施する。

- (1) 埋葬は、原則として火葬により実施する。
- (2) 身元不明の遺体及び身元の引取りのない遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、遺体処理台帳及び遺品を保存したうえで、火葬により埋葬を行う。なお、遺骨及び遺品等を市又は寺院等に依頼して保存する。
- (3) 火葬場の稼働状況、ひつぎの確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、ひつぎの調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- (4) 遺体の火葬、遺族等に対するひつぎ、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講じる。
- (5) 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

第14節 自発的支援の受入れ

震災に際して市内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関と連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

救援部救援班は、県や日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

(1) 受入窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関(以下「ボランティア調整機関」という)の自主性を尊重する。

また、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対して情報提供、調整支援を行う窓口を開設する。

(2) ボランティアの確保

ア. 一般ボランティア

震災により多数のボランティアが必要となった場合、総合調整部本部班は、県を通じてテレビやラジオ、新聞等の報道機関に災害ボランティアの募集の報道を要請する。

イ. 専門的技能を有するボランティア

災害応急対策を実施するうえで、各部から下記のような専門的技能を有するボランティアの要請があった場合、総合調整部本部班は、県や関係機関に対し、活動内容や期間、派遣場所等を明らかにしたうえで、ボランティアの派遣を依頼する。

(ア) 医療、助産分野

(イ) 心身障害者、老人福祉分野(ケースワーカー、カウンセラー)

(ウ) 建築分野(建築物危険度判定士)

(エ) 語学分野

(オ) 輸送分野

(カ) 情報通信分野

(※) その他専門的な技能を有する分野

(3) 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所を確保するとともに、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分

総務部総務班は、寄託された義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 義援金・救援物資の募集

テレビやラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて、義援金・救援物資の募集を呼びかける。

(2) 義援金の受入れ及び配分

ア. 受入れ

義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

イ. 配分

(ア) 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法や伝達方法等を協議のうえ決定する。

(イ) 定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

(3) 救援物資の受入れ及び配分

救援部救援班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

ア. 受入れ

(ア) 市役所等に救援物資の受入窓口を開設し運営を行う。

(イ) 仕分作業がスムーズに行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容及数量等の必要事項を記入する。

(ウ) 救援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

- ・救援物資は荷物を開閉することなく、物資名や数量がわかるように表示すること
- ・複数の品目をこん包しないこと
- ・腐敗する食糧は避けること

イ. 救援物資の配分

救援物資の配分については災害弱者を優先する。

ウ. 救援物資の搬送

(ア) 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

(イ) 搬送は、ボランティア等の協力を得て実施する。

3. 海外からの支援の受入れ

総合調整部本部班及び要員班は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 連絡調整

ア．海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

イ．海外からの支援が予想される場合は、県と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要や想定されるニーズを連絡するとともに、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

ア．次のことを確認のうえ、受入準備を行う。

(ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

(イ) 被災地域のニーズと受入体制

イ．海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

(ア) 案内者、通訳等の確保

(イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

第1節 警戒宣言が発令されたときの基本方針

「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域において大規模な地震（震度6弱以上）の発生が予想される場合に、内閣総理大臣は地震災害に関する「警戒宣言」を発令することになっている。

本市は、東海地震に係る地震防災強化地域には指定されていないが、内閣総理大臣が東海地震に関して「警戒宣言」を発令した場合、市民生活及び社会生活に混乱が生じることが懸念される。また、同地域で大規模な地震が発生した場合には、市域で震度4、局地的に震度5弱程度の地震が予想されることから、被害が発生するおそれがある。

このため、「警戒宣言」に伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じることにより、市民の生命、身体、財産等の安全を確保することを目的とし、次の4つの基本方針に基づき、対策を実施する。

1. 「警戒宣言」発令中においても、日常の生活及び市政・都市機能は平常どおりに確保する。
2. 原則として、「警戒宣言」の発令から地震の発生、又は警戒解除宣言の発令の間にとるべき措置を定める。なお、「警戒宣言」の発令がなされていなくても、東海地震に係る地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という）の招集等に関して情報を得た場合には、早期に活動体制を整えるものとする。
3. 市民や事業所に対しては、「警戒宣言」発令中の対処法に関して、広報活動及び行政指導により周知徹底し、全面的な協力を求める。
4. 著しい地震災害が発生した場合には、「地震災害応急対策」の計画に準じるものとする。

第2節 警戒宣言情報等の伝達

市は、警戒宣言が発令された場合の社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生した場合の被害を最小限にするために、講じるべき事前の対策を進める。

1. 判定会招集連絡報の伝達

市は、東海地震に係る判定会の招集が決定された旨の連絡を受けたとき、又はその情報を得たときは、「警戒宣言」の発令に備えて、社会的混乱の防止と被害を最小限に食い止めるために、頻繁に提供される情報を的確に把握して、逐次この情報を迅速に伝達するとともに、速やかに必要な体制に移行するものとする。このときの伝達事項は以下のとおりである。

- (1) 判定会招集連絡報の内容
- (2) 「警戒宣言」の発令に備えて、災害警戒体制の設置準備
- (3) 判定会の結果についての必要事項
- (4) その他関連する事項

2．大規模地震関連情報等の伝達

東海地震の警戒宣言が発令され、大規模地震関連情報が発表された場合は、迅速に関係機関、市民・事業所に連絡する。このときの伝達事項は以下のとおりである。

- (1) 警戒宣言
- (2) 大規模地震関連情報
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

第3節 警戒体制

東海地震による災害が発生する場合を想定して、応急対策を迅速に実施できる体制を整えるとともに、未だ経験したことのない「警戒宣言」の意味合いと地震への備えを広報し、社会の安定化を図ることを重視するものとする。

1．体制の整備

(1) 判定会召集時

判定会召集の段階では、平常時の勤務体制により対応するが、職員は勤務時間外においても「警戒宣言」の発令に備え、速やかに対応できるように準備しておく。

(2) 警戒宣言発令時

「警戒宣言」が発令された場合には、震災対策編に示す「災害警戒体制」をもって情報の収集を行うとともに、東海地震による災害の発生にそなえ、震災応急対策活動のための準備を行うものとする。

2．活動内容

(1) 配備の確認

- ア．活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
- イ．出先機関、防災関係機関等との情報連絡を緊密にする。

(2) 出動の準備

- ア．消防、水防関係者を含む全職員は、地震災害発生に備えて出動準備を整える。
- イ．応急対策に必要な資機材、車両、燃料等の数量並びに保管場所を確認し、機能の整備を行う。
- ウ．勤務時間外において、地震配備体制の関係職員以外の職員は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし動員に備える。

(3) 市民・事業所への広報

- ア．「警戒宣言」が発令された段階で、市民生活や社会経済活動並びに観光客と旅行者に混乱を生じさせないために、広報活動を冷静に繰り返して行う。
- イ．地区自治会に対して、広報活動の協力要請を行う。

第4節 市民・事業所等への広報

「警戒宣言」が発せられたとき、市は市民、事業所等に対して、家庭や職場に必要な防災措置を講じるように周知するとともに、市が行う措置に協力するように要請する。

また、特に外国人を含む観光客、旅行者等に対しては、事態の重要性及び緊急性を周知徹底させ、防災担当者による指示にしたがうように協力を要請する。

1．広報の内容

東海地震が発生しても本市での災害は激甚なものにはならないと予想されることから、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) テレビやラジオ等による地震情報の収集
- (3) 家庭や事業所等における防災会議の実施
- (4) 身の安全確保の方法
- (5) 出火防止のための措置
- (6) 初期消火のための措置
- (7) 避難時の注意事項
- (8) 家庭や事業所における危険防止のための措置
- (9) 流言防止など社会的混乱防止への注意
- (10) 市や防災関係機関が行う防災活動への協力
- (11) その他必要と認める事項

2．広報の方法

- (1) 市有車両、消防自動車等による巡回広報
- (2) テレビ、ラジオによる広報
- (3) 不特定多数が集まる場所でのチラシ、ビラの配布
- (4) 自治会への協力要請による地区住民への周知
- (5) 市掲示板等への広報資料の掲示
- (6) 新聞等報道機関への情報提供

第5節 南海地震への準用

今後、南海地震について東海地震と同様に警戒宣言の発令措置が取られる場合には、上記の内容に準じて警戒宣言発令時の対応を行うものとする。なお、南海地震が発生した場合には、本市において相当な被害が生じることが予想されるとともに、河川の逆流により浸水地域が発生することも考えられるため、上記の内容に加え、避難対策を十分に講じるものとする。

第1節 災害に係る市民相談の実施

1. 生活相談体制の整備

災害により被害を受けた市民が、生活の再建ができるように各種生活相談に応じるため、相談窓口を設置するとともに速やかに事務処理が行える体制を整えるように努める。

(1) 相談窓口の設置

被災者の住宅、医療、法律など生活全般に関する各種相談に対し、迅速で的確な対応に努める。

(2) 相談内容

- ア. 行方不明者の捜索等に関する事。
- イ. 被災住宅の修理及び仮設住宅のあっせんに関する事。
- ウ. 建物被害判定に関する事。
- エ. ライフラインの復旧に関する事。
- オ. 各種法律相談に関する事。
- カ. 税等に関する事。
- キ. 生業資金のあっせん、融資に関する事。
- ク. 義援金品の支給に関する事。
- ケ. その他、必要な事項に関する事。

(3) 相談スタッフの充実

- ア. 相談内容に的確に対応するため、市以外の関係機関と連携するとともに民間の専門スタッフの協力を得るように努める。
- イ. 相談体制の充実を図るため、手話通訳者、外国語通訳者の配置に努める。

2. メンタルケアの充実

災害に伴い被災者は、様々な精神症状に陥ることがある。これらの症状には個別的な対応を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や関係機関と協力し、速やかに次の対策を講じる。

- (1) 精神科医、保健師等による巡回相談
- (2) 総合福祉センターにおける精神保健相談
- (3) 小・中学校での児童カウンセリングの実施
- (4) 広報紙による情報提供

第2節 生活の確保

1. 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し支給する。

(1) 対象となる自然災害

対象となる自然災害は、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、次のいずれかに該当するものである。

ア．災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害（同条第2項のみなし規定を含む）

(ア) 市域内の住家減失世帯数が80世帯以上の自然災害

(イ) 県下の住家減失世帯数が1,500世帯以上で市域内の住家減失世帯数が40世帯以上の自然災害

(ウ) 半壊又は半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯、床上浸水及び土砂の堆積等で一時的な生活困難世帯は3世帯をもって1世帯とする

イ．市域内で10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した自然災害

ウ．県域内で100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した自然災害

(2) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、全壊・全焼・全流失した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

収入合計額	総所得金額 の合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
			複数世帯	単数世帯
500万円 以下の世帯	346万円 以下の世帯	世帯主の 年齢問わず	100万円	75万円
500万円超700万円 以下の世帯	346万円超510万円 以下の世帯	被災日において 世帯主が45歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円超800万円 以下の世帯	510万円超600万円 以下の世帯	被災日において 世帯主が60歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円

注：収入合計額は、被災世帯に属する者の当該世帯が被災世帯となった年の前年の収入を対象とし、「地方税法（昭和25年法律第226号）」第5条第2項第1号の市民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額に基づき算出する。

(3) 支給金額

	通常経費		特別経費	合計
	生活必需品の 購入費・修理費	住居の移転費		
複数世帯	55万円	15万円	30万円	100万円
単数世帯	45万円	10万円	20万円	75万円

注：上限額50万円世帯の場合はそれぞれ半額

ア．通常経費

(ア) 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費

(イ) 住居の移転費

イ．特別経費

(ア) 被災世帯の住居地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

(イ) 住居移転のための交通費

(ウ) 住宅を賃借する場合の礼金

(エ) 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

2．災害弔慰金等

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、条例に定めるところによって、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した者がある場合に市長がその遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

自然災害により著しい障害を受けた者に対し、市長が災害障害見舞金を支給するものである。

(3) 災害援護資金

災害により住居等に被害を受けた世帯主に対し、市長が災害援護資金の貸付を行う。

3．住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対しては、「住宅金融公庫法」の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

4．生活福祉資金

低所得者世帯（資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融資を他から受け

ることが困難であると認められるものをいう)であって、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な者に対して貸付を行う。

災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付を行う。

5．母子・寡婦福祉資金

配偶者のない女子であって、現に未成年者を扶養している者に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している未成年者の福祉を増進するために活用する場合に対して貸付ける。

6．生活保護

生活保護法に基づく保護の要件を備えたり災者に対して、災害救助法が適用されない場合、災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服について特別基準を設定し、申請に基づいて範囲内で支給する。

7．義援金品の配分

災害の発生に伴い、市民、他府県市町村等から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分するものとする。

(1) 義援金の配分

義援金配分委員会で定めた配分方法や伝達方法に基づき、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 義援品の配分

ボランティア等の協力を得て、災害弱者を優先して配分する。

(3) 義援品の保管

義援品の保管については、配分が完了するまで公共施設に一時保管場所を確保する。

8．郵政事業の特例措置

(1) 小包郵便料金の免除

総務大臣が公示した場合は、被災者救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社あての救助物資の小包郵便物の料金は免除される。

(2) 郵便はがきの無償交付

災害救助法が適用された場合は、被災1世帯あたりはがき5枚及び郵便書簡1枚を交付する。

9．租税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は香芝市税条例により、市税の緩和措置を図るため、事態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付できないと認められるときは、その申請により2箇月を越えない期限においてこれらの納税期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、又は早急に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予、延滞金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対して必要と認められる場合は、固定資産税等の減税及び納入義務の免除を行う。

10. その他の減免等

- (1) 国民健康保険料の減免及び徴収猶予
- (2) 国民年金保険料の免除
- (3) 保育・幼稚園保育料の減免
- (4) J R 運賃の減免
- (5) 学校給食費の減免
- (6) し尿汲取り料の減免
- (7) 上下水道料金の減免

第3節 り災証明書等の発行

各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、り災証明書等の交付体制を確立し、り災証明書等を交付する。

1. り災証明書の発行

調査部被害調査班は、被災者からり災証明書発行の申請があった場合には、次の要領によりり災証明書を発行する。

(1) 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア. 住家

- (ア) 全壊、全焼、流失
- (イ) 半壊、半焼
- (ウ) 床上浸水

イ. 人

- (ア) 死亡
- (イ) 行方不明
- (ウ) 負傷

(2) り災台帳の作成

家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯についてり災台帳を作成し、下記の調査結果に基づき、必要事項を記入する。

- ア. 総合調整部情報収集整理班が収集した人的被害の状況
- イ. 調査部被害調査班が実施した住家の被害状況調査の結果
- ウ. 整備部調査復旧班が実施した民間建築物の応急危険度判定の結果

(3) り災証明書の発行手続き

- ア. り災証明書発行申請に対して、り災台帳により確認のうえ発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。
- イ. り災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに判断して、り災届出証明書を発行する。この場合、その後の調査によって確認した場合は、り災証明書に切り替え発行する。
- ウ. 被災住家のり災証明書の発行は、原則として1世帯あたり1枚とする。なお、やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

(4) 証明手数料

り災証明については、証明手数料は徴収しない。

2. 被災証明書の発行

り災証明書の発行に至らない被災状況であって、被災者から各種援助制度の申請手続きに必要な被災証明の交付申請があった場合、調査部被害調査班は、現地調査の結果や写真等の申請者の立証資料をもとに判断したうえで、被災証明書を発行する。

第4節 民生安定計画

災害時において市民生活が大混乱し、社会不安が増長されることがしばしば見受けられる。市民生活の早期安定を図り、社会経済活動を回復させるための復旧対策を以下のように実施ものとする。

1．住宅の確保

(1) 公営住宅の確保

市は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、関係機関と調整のうえ、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修理及び建設費の融資

「災害救助法」の適用を受けた災害によって住宅に被害を受けた場合は、住宅金融公庫から住宅の建設資金又は補修資金の融資を受けることができる。

(3) り災都市借地借家法臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係を巡る混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれがある場合は、県を通じて国に法の適用検討を要請する。

2．雇用機会の確保

(1) 市は、被災者の職業あっせんについて県へ要請等を行う。

(2) 県は、災害による離職者の実態把握に努め、就職について公共職業安定所を通じて速やかにあっせんを行う。

また、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後に公的機関の発行する証明書（り災証明書等）により失業の認定を行い給付を行う。

第5節 中小企業及び農林業関係者の復興支援

被災した中小企業及び農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

1．中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融公庫及び国民金融公庫等の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

2．農林漁業復興資金

災害により、農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に低利の資金を融資することにより、その経営を維持安定させることを目的として、天災融資資金農林漁業金融公庫等の制度金融による救済措置が講じられる。

第6節 公共施設等の復旧計画

災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において、応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施するものとする。

1．災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討のうえ、復旧計画を樹立する。

2．災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業（関係省庁：国土交通省、農林水産省）
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業（関係省庁：農林水産省）
- (3) 文教施設等災害復旧事業（関係省庁：文部科学省）
 - ア．公立学校施設災害復旧事業
 - イ．その他（文化財等）
- (4) 厚生施設等災害復旧事業（関係省庁：厚生労働省）
 - ア．社会福祉施設等災害復旧事業
 - イ．環境衛生施設等災害復旧事業
 - ウ．医療施設災害復旧事業
 - オ．その他（水道施設、感染症指定医療機関）
- (5) その他の施設に係る災害復旧事業（関係省庁：国土交通省）
 - ア．都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等）
 - イ．公営住宅災害復旧事業
 - ウ．鉄道災害復旧事業

3．激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚災害法」という。）に基づいて、市では被害の状況を速やかに調査し把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

第7節 災害復旧に係る財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。

1. 法律等による一部負担又は補助

災害復旧事業の実施にあたり、法律等に基づき国が負担又は補助する主な事業は次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関等復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路、都市排水施設等の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設の復旧
児童福祉法	児童福祉施設の復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設の復旧
老人福祉法	老人福祉施設の復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設の復旧
売春防止法	婦人保護施設の復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

2. 激甚災害法に定める事業

激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア．公共土木施設災害復旧事業
- イ．公共土木施設災害関連事業
- ウ．公立学校施設災害復旧事業
- エ．公営住宅災害復旧事業
- オ．生活保護施設災害復旧事業
- カ．児童福祉施設災害復旧事業
- キ．老人福祉施設災害復旧事業
- ク．身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ．知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ．婦人保護施設災害復旧事業
- サ．感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ．感染症予防事業
- ス．堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- セ．湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア．農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ．農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ．天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- エ．土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- オ．森林災害復旧事業の対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア．中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ．小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ．事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ．中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア．公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ．私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ．市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ．母子及び寡婦保健法による国の貸付の特例
- オ．水防資機材費の補助の特例
- カ．り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ．産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク．公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ．雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第 8 節 復興計画

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

1．基本方針の決定

市及び県は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国や県、関係機関と協議を行うとともに、必要に応じて関係機関の代表者により構成する復興計画策定委員会を設置し、災害復興の基本方針を策定する。また、基本方針を策定した場合には、速やかに市民に公表する。

2．原形復旧

原形復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

3．復興計画の策定

市は、生活及び事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、災害復興の基本方針を踏まえ、具体的な災害復興計画の策定を行う。

(1) 復興計画の基本的方向

ア．地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤等の改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ．市は、復興計画の迅速かつ確かな作成と遂行のため、広域調整、国・県との連携等の体制整備を行う。

ウ．市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

(2) 復興計画に定める事項

ア．市街地復興に関する計画

イ．住宅復興に関する計画

ウ．産業復興に関する計画

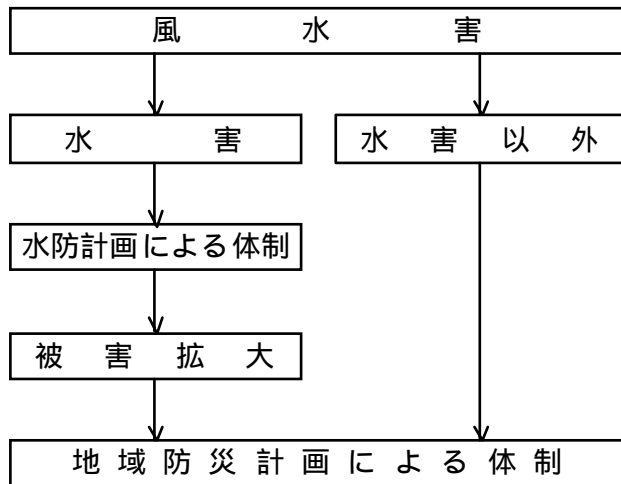
エ．生活復興に関する計画

オ．上記各計画の事業手法、財源の確保、推進体制に係る事項

第 1 章 災害対策のための体制

第 1 節 風水害等における組織動員の概要

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は必要に応じ、災害対策本部を設置し、緊急な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。災害対策本部を設置するに至らない場合は、災害警戒体制をとる。



水害については、水防管理者である市長が、水防に関する予報、警報、情報等の気象状況の通知を受けたとき、又は洪水等による被害が予想され、水防活動の必要があると認められたときからその被害が解消するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。なお、被害が拡大し、災害対策本部が設置された場合には、水防本部は災害対策本部に統合され、地域防災計画に基づく体制により対応するものとする。

1．災害警戒体制

災害対策本部を設置するに至らない災害が発生した場合、又は応急対策の必要が生じた場合は、市長の指示により企画調整部長を長とする災害警戒体制をもって対処する。

2．災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づき、市域に災害が発生し、その対策を必要とする場合、市長は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部は、市長が本部長となり、職員を統括して災害応急対策及び二次災害予防を実施する。

3．非常配備体制

勤務時間外に突発的に大規模な災害が発生し、災害対策本部を設置するいとまがない場合、職員の自主参集による非常配備体制をとり、被害情報の収集等の初動期の対応を行うものとする。なお、その後、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に定める動員体制をとり、別途定める各班の所掌事務に基づく活動を行うものとする。

第2節 災害警戒体制

1. 設置基準

- (1) 小規模の災害の発生が予想される場合
- (2) その他、市長が必要と認めた場合

2. 廃止基準

- (1) 市長が、災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、災害対策本部の設置により災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると市長が認めた場合

3. 組織及び運営

災害警戒体制の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に準じるものとする。

4. 設置及び廃止の通知

市長は、災害警戒体制を設置又は廃止した場合は、各部にその旨を通知する。

第3節 災害対策本部

1. 設置基準

- (1) 市域に相当規模の災害が発生し、又は気象予警報等により災害の発生が予測される場合で、市長がその設置を決定した場合
- (2) その他、市長が必要と認めた場合

2. 廃止基準

- (1) 本部長が、市域において災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めた場合
この場合、必要に応じて被害状況に即した体制（災害警戒体制等）に移行する。

3. 組織及び運営

(1) 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び所掌事務に基づくものとする。

本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施時の指令を行う。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項を協議し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。

ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

災害対策本部会議の構成及び協議事項

本部会議の構成	職名	構 成 員
	本部長	市長
	副本部長	助役、収入役、教育長
	本部員	部長級の職員 企画政策課長 その他本部長が指名する者
本部会議における協議事項		<ul style="list-style-type: none">・災害応急対策の基本方針に関すること。・動員配備体制に関すること。・各部各班間の調整事項に関すること。・避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。・自衛隊災害派遣依頼に関すること。・他市町村への応援要請に関すること。・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。・災害救助法適用要請に関すること。・激甚災害の指定の要請に関すること。・その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

4．設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各部、知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

5．設置場所

災害対策本部は、市役所西側会議室棟第6会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図る必要がある場合は、市長の判断によりふたかみ文化センター等の市施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等には、電話等によって周知徹底を図るものとする。

6．本部表示等の掲示

- (1) 災害対策本部が設置された場合、市役所正面玄関及び本部の入口に「香芝市災害対策本部」の標識を掲示する。
- (2) 本部長、副本部長、部長、班長及び班員は、災害時において非常招集に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、別図の規格による腕章を左腕に着用するものとする。
- (3) 職員の身分証明は、職員が常に所持している職員証によるものとする。ただし、災害対策基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票については別図のとおりとする。

7．職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合には、助役、収入役、教育長の順位で代行する。

8．対策の実施

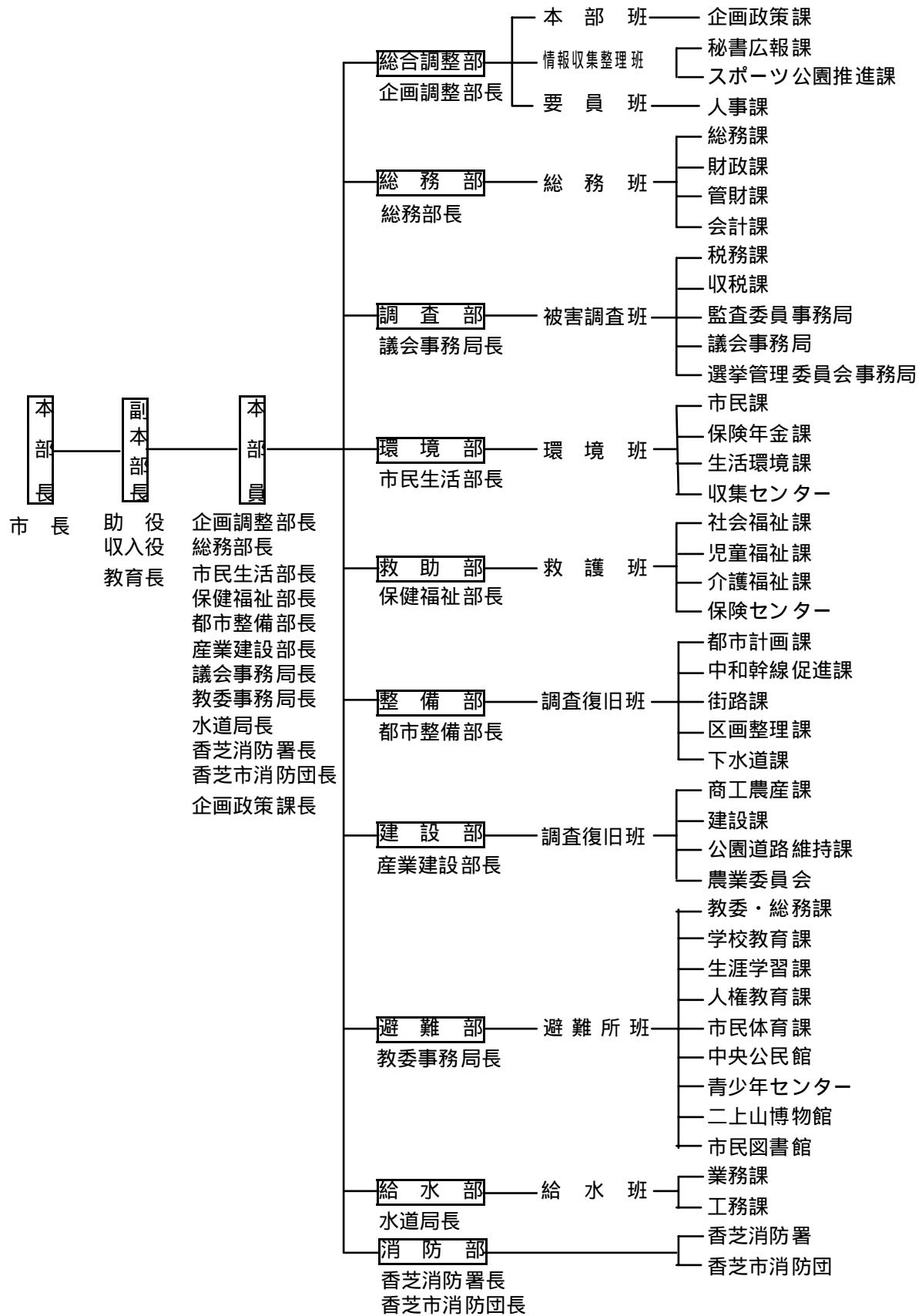
各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害対策活動を実施する。本部から各部各班へ決定事項が迅速かつ的確に伝わるよう、各部の部長は、災害対策本部に集まるものとする。

9．現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域において重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する活動内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

災害対策本部組織表



香芝市災害対策本部所掌事務

部（担当部）	班（担当課）	所 掌 事 務
総合調整部 （企画調整部）	本部班 （企画政策課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．本部の運営及び庶務並びに総合企画に関する事。 2．本部会議に関する事。 3．本部長の指示及び命令の伝達に関する事。 4．各部及び関係機関等との連絡調整に関する事。 5．国及び県への報告に関する事。 6．自衛隊及び関係機関等への応援要請に関する事。 7．臨時ヘリポートの開設に関する事。 8．情報網の確保及び通信機器の管理に関する事。 9．災害に関する文化振興財団との連絡調整に関する事。
	情報収集整理班 （秘書広報課） （スポーツ公園 推進課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．被害情報、災害情報及び気象情報の収集及び集約に関する事。 2．各部、各機関から収集、集約した情報の伝達に関する事。 3．避難勧告及び災害広報の伝達に関する事。 4．被害状況の記録に関する事。
	要員班 （人事課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．各部間の応援動員及び人員調整に関する事。 2．職員の食糧の確保及び配給に関する事。 3．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。
総務部 （総務部）	総務班 （総務課） （財政課） （管財課） （会計課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．災害に関する自治会との連絡調整に関する事。 2．災害に関する財政・出納等に関する事。 3．市有施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 4．公用車両の確保及び配車に関する事。 5．応急仮設住宅の建設に関する事。 6．義援金の受領及び配付に関する事。 7．災害に関する土地開発公社との連絡調整に関する事。 8．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

部（担当部）	班（担当課）	所 掌 事 務
調査部 （議会事務局）	被害調査班 （税務課） （収税課） （監査委員事務局） （議会事務局） （選挙管理委員会事務局）	<ol style="list-style-type: none"> 1．一般民家の被害状況の調査、収集及び報告に関する こと。 2．り災証明等の発行に関すること。 3．避難勧告の実施に関すること。 4．交通機関の被害調査に関すること。 5．災害に関する市議会との連絡に関すること。 6．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との 連絡調整に関すること。
環境部 （市民生活部）	環境班 （市民課） （保険年金課） （生活環境課） （収集センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1．応急食糧の調達、配給に関すること。 2．炊き出し協力要請に関すること。 3．防疫活動に関すること。 4．臨時ゴミ収集に関すること。 5．臨時し尿収集に関すること。 6．遺体の収容・埋火葬に関すること。 7．災害に関する香芝・王寺環境施設組合との連絡調整 に関すること。 8．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との 連絡調整に関すること。
救援部 （保健福祉部）	救援班 （社会福祉課） （児童福祉課） （介護福祉課） （保健センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1．救援物資等の輸送に関すること。 2．救援物資の受入配分並びに管理に関すること。 3．被服、寝具その他生活必需品の調達、配給に関する こと。 4．ボランティアの受入体制の確立に関すること。 5．医療・助産活動に関すること。 6．医薬品等の確保に関すること。 7．医療機関との連絡調整に関すること。 8．医療救護班の編成及び出動計画に関すること。 9．災害に関する社会福祉協議会との連絡調整に関す ること。 10．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との 連絡調整に関すること。

部（担当部）	班（担当課）	所 掌 事 務
整備部 （都市整備部）	調査復旧班 （都市計画課） （中和幹線促進課） （街路課） （区画整理課） （下水道課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．緊急輸送道路の被害状況調査及び復旧に関すること。 2．道路交通情報の収集に関すること。 3．被災建築物応急危険度判定に関すること。 4．下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5．被害（復旧）状況の記録に関すること。 6．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
建設部 （産業建設部）	調査復旧班 （商工農産課） （建設課） （公園道路維持課） （農業委員会）	<ol style="list-style-type: none"> 1．道路、河川、橋りょう、公園等、公共施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 2．農林水産業・商工業の被害調査及び復旧に関すること。 3．交通規制の実施に関すること。 4．被害（復旧）状況の記録に関すること。 5．災害用資機材の確保及び輸送に関すること。 6．災害に関する香芝市商工会との連絡調整に関すること。 7．災害に関するシルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 8．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。
避難部 （教委事務局）	避難所班 （教委・総務課） （学校教育課） （生涯学習課） （人権教育課） （市民体育課） （中央公民館） （青少年センター） （二上山博物館） （市民図書館）	<ol style="list-style-type: none"> 1．学校教育施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 2．社会教育施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 3．教育施設の使用協力及び教員、給食調理員等の動員に関すること。 4．避難所の開設及び管理運営に関すること。 5．ボランティア活動の支援に関すること。 6．被災学校における授業の応急措置に関すること。 7．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

部（担当部）	班（担当課）	所 掌 事 務
給水部 （水道局）	給水班 （業務課） （工務課）	<ol style="list-style-type: none"> 1．水道施設の被害調査、応急復旧に関する事。 2．飲料水の供給に関する事。 3．水質検査に関する事。 4．県水道局との連絡調整に関する事。 5．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。
消防部 （香芝消防署） （香芝市消防団）		<ol style="list-style-type: none"> 1．水害、火災、その他災害処理、救出・救助活動に関する事。 2．香芝・広陵消防組合との連絡に関する事。 3．総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

第4節 動員体制

1. 動員基準

- (1) 災害警戒体制の場合は、企画調整部長の発令により災害警戒体制における動員とする。
- (2) 災害対策本部が設置された場合は、本部長（本部長不在のときは副本部長）の発令により1号動員から3号動員（全職員）とする。

体制	動員区分	動員基準	動員内容
災害警戒体制	事前配備	災害の発生のおそれがある 気象予警報が発表された場合	気象予警報等の情報収集及び関係機関との連絡が可能な体制とする。
	警戒配備	災害の発生のおそれがあるが、時間規模の推測が困難な場合	災害の発生にそなえ、関係機関との連絡及び物資や資機材の点検・整備が可能な体制とする。
災害対策本部	1号動員	小規模あるいは局地的な災害が発生したとき、又は発生することが予想される場合	各部、各班の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒体制をとり、あわせて小災害が発生した場合に対処できる体制とする。
	2号動員	相当規模の災害が発生したとき、又は発生することが予想される場合	中規模の災害が発生した場合に対処し得る配備体制とする。
	3号動員	大規模の災害が発生したとき、又は発生することが予想される場合	大規模の災害が発生した場合は、各部、各班の全員をもって直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。
非常配備体制	自主参集	勤務時間外に、突発的に大規模な災害が発生し、災害対策本部を設置するいとまがない場合	災害対策本部の設置に至るまでの体制として、被害情報の収集をはじめとする初動期の対応が可能な体制とする。

2. 勤務時間内における動員体制

(1) 連絡方法

各対策部への連絡は、総合調整部本部班が庁内放送又は電話によって行う。

(2) 活動体制への移行

平常時の勤務体制から、各班を編制して、災害応急活動時の動員体制に切り替える。

3. 勤務時間外における動員体制

(1) 連絡方法

ア. 職員は自らラジオ・テレビ等によって災害情報を収集し、動員基準に定める災害の発生を確認した場合は、動員配備該当職員は、連絡がなくとも直ちに参集する。

イ. 総合調整部本部班から各部長に電話又はその他の方法で連絡する。

ウ. 各班においては、「緊急時動員名簿」によりあらかじめ連絡方法を定めておき、不時の災害に備えるものとする。また、各班長は、毎年4月1日付けで同名簿を作成し、1部を総合調整部本部班に提出するものとする。(ただし、提出後において内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の名簿を提出するものとする。)

(2) 動員状況の報告及び連絡

ア. すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

イ. 班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を部長に報告するとともに、参集状況を総合調整部要員班へも報告する。

ウ. 総合調整部本部班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

(3) 参集場所

職員の参集場所は、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とする。ただし、勤務場所に不在の場合や勤務時間外において非常招集を受けた場合で、交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、可能な限り最寄りの市の施設に参集し、本部に連絡を取り指示を受けるものとする。

(4) 参集途上の活動

勤務時間外等において参集場所に参集する場合、参集途上において情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

ア. 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後直ちに「応急被災状況報告書」(資料編 資料4-2)を作成し、所属班長を通じて総合調整部情報収集整理班に報告するものとする。

(ア) 浸水被害の状況

(イ) 道路交通施設の冠水、倒木、落石崩壊等の状況

(ウ) 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況

(エ) 崖崩れ等の土砂災害の状況

(オ) その他必要な状況

イ. 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場に遭遇した場合は、警察、消防署に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

第5節 人員の確保等

1. 人員確保

(1) 1号動員及び2号動員の場合

各部長は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員調整をし、その旨を総合調整部要員班へ報告する。

(2) 3号動員の場合

各部長は、各班の防災活動の遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、部内で人員を調整し、なおかつ応援が必要な場合は、総合調整部要員班に要請する。この場合、総合調整部要員班は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

2. 平常業務の機能確保

3号動員の配備体制下では、災害発生から時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能の確保については、総合調整部本部班と協議のうえ、市民サービス部門等から優先して平常業務を確保していく。

3. 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、速やかに災害対策本部に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

(1) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生により傷病の程度が重傷である場合

(2) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

(3) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

(4) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

(5) 当該職員が居住する自宅が全壊、半壊等の被害を受けた場合

(6) その他の事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

香芝市災害対策本部動員表

部	班	課	災害警戒体制		災害対策本部			非常配備 体制 勤務 時間外
			事前 配備	警戒 配備	1号 動員	2号 動員	3号 動員	
総合 調整部	本部班	企画政策課	100%	100%	100%	100%		
	情報収集 整理班	秘書広報課						
	要員班	緑ヶ丘公園推進課						
総務部	総務班	人事課	部長級 以上	課長級 以上	20%	50%	100%	100% (自主参集)
		総務課						
		財政課						
調査部	被調査班	管財課	部長級 以上	課長級 以上	20%	50%	100%	100% (自主参集)
		会計課						
		税務課						
		収税課						
環境部	環境班	監査委員事務局	部長級 以上	課長級 以上	30%	50%	100%	100% (自主参集)
		議会事務局						
		選挙管理委員会事務局						
		市民課						
救援部	救援班	保険年金課	部長級 以上	課長級 以上	20%	50%	100%	100% (自主参集)
		生活環境課						
		収集センター						
		社会福祉課						
整備部	調復旧査班	児童福祉課	部長級 以上	課長級 以上	20%	50%	100%	100% (自主参集)
		介護福祉課						
		保健センター						
		都市計画課						
建設部	調復旧査班	中和幹線促進課	部長級 以上	課長級 以上	100%	100%	100%	100% (自主参集)
		街路課						
		区画整理課						
		下水道課						
避難部	避難所班	商工農産課	部長級 以上	課長級 以上	20%	50%	100%	100% (自主参集)
		建設課						
		公園道路維持課						
		農業委員会						
		教委・総務課						
		学校教育課						
		生涯学習課						
		人権教育課						
市民体育課								
中央公民館								
給水部	給水班	青少年センター	部長級 以上	課長級 以上	20%	50%	100%	100% (自主参集)
		二上博物館						
消防部		市民図書館	部長級 以上	課長級 以上	20%	50%	100%	100% (自主参集)
		業務課						
		工務課						
		香芝消防署	主任級以上		100%	100%		
		香芝市消防団	団長					

注) 幼稚園、小・中学校及び保育所職員を除く。

水害については、別に定める水防計画に準じ動員を行うものとする。

水防本部、災害警戒体制が設置され、既に警戒体制をとっている部や班については、そのままの人員を配備しておくものとする。

第2章 災害警戒期の活動

第1節 警報等の伝達

気象災害は気象情報等を迅速かつ的確に把握することにより、災害の発生をある程度回避できる。気象予警報等その他の災害に関する情報は、関係機関の有機的連携のもとに、伝達、周知徹底を図る。

1. 気象予警報等の種類と発表基準

(1) 注意報

注意報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において被害の発生が予想される場合において、奈良地方気象台が一般に注意を促すために発表するものをいう。

(2) 警報

警報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、奈良地方気象台が一般に厳重な警戒を促すために発表するものをいう。

奈良地方気象台から一般及び水防活動の利用に供するために県下に発表される気象、地象、水象の注意報、警報の種類及び基準は次のとおりである。

なお、香芝市は、奈良県地方気象台が発表する注意報、警報の地域区分のうち、北部に位置する。ただし、気象予警報は、さらに地域細分界（南東部、南西部、北西部、北東部、五條・北部吉野）により発表されることがあり、この場合、香芝市は北西部に該当する。

種 類		発 表 基 準
注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪による被害が予想される場合。具体的には雪を伴い、平均風速が毎秒12メートル×以上と予想される場合に行う。
	強 風 注 意 報	強風による被害が予想される場合。具体的には平均風速が毎秒12メートル×以上と予想される場合に行う。
	大 雨 注 意 報	大雨による被害が予想される場合。具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う。 1 時間降水量が、25mm以上 総降水量 60mm以上 3 時間降水量が、50mm以上 24時間降水量が、100mm以上 と予想される場合

種 類		発 表 基 準
注 意 報	気 象	大雪注意報 大雪による被害が予想される場合。具体的には24時間の降雪の深さが平地で5cm以上と予想される場合に行う。
		雷注意報 落雷等により被害が予想される場合に行う。
	注	乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には最小湿度が40%以下、実効湿度が65%以下になると予想される場合に行う。
		濃霧注意報 濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には視程が100メートル以下になると予想される場合に行う。
	報	霜注意報 4月以降の晩霜によって、農作物に著しい被害が予想される場合に行う。
		なだれ注意報 なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には積雪の深さが50cm以上であり、最高気温が10℃以上又はかなりの降雨があると予想される場合に行う。
		低温注意報 低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が-5℃以下になると予想される場合に行う。
		着雪(氷)注意報 着雪(氷)が著しく、通信線や送電線等に被害が起これると予想される場合。具体的には24時間降雪の深さが平地で20cm以上で、気温が-2℃から+2℃の範囲であると予想される場合。
	報	地面現象注意報 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、被害が起これると予想される場合。
		浸水注意報 浸水によって災害が起これると予想される場合。
洪水注意報 大雨、長雨等の現象により河川が増水し、洪水により被害が起これると予想される場合。具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う。 1時間降水量が、25mm以上 総降水量が60mm以上 3時間降水量が、50mm以上 24時間降水量が、100mm以上 と予想される場合		
警 報	気 象	暴風警報 暴風により重大な災害が起これると予想される場合。具体的には平均風速が毎秒20メートル以上と予想される場合に行う。
		暴風雪警報 暴風雪により重大な災害が起これると予想される場合。具体的には雪を伴い、平均風速が毎秒20メートル以上と予想される場合に行う。
	象 警	大雨警報 大雨により重大な災害が起これると予想される場合。具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う。 1時間降水量が、40mm以上 総降水量が100mm以上 3時間降水量が、80mm以上 24時間降水量が、150mm以上 と予想される場合
		報

種 類		発 表 基 準
警 報	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	洪 水 警 報	大雨、長雨等の現象により河川が増水し、洪水により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件のいずれかに該当する場合に行う。 1時間降水量が 40mm以上 総降水量が100mm以上 3時間降水量が 80mm以上 24時間降水量が、150mm以上 と予想される場合
気 象 情 報		台風、大雨その他の気象現象について必要と認める場合。
(注) 1. 発表基準値は奈良県で発生した災害と、気象条件との関係を調査して定めたものである。 2. *印を付した数値は、奈良地方気象台における値である。 3. *印を付した注意報及び警報は、標題を用いず気象注意報又は気象警報に含めて行う。 4. 緊急時における警報の発表は、警告を特に必要とする事項（見出し的警告文）だけで行うことがある。 5. 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除するまで継続される。また新たに注意報、警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報、警報は同時に解除又は切り替えられて新たな注意報、警報が発表されたものとする。		

2. 火災気象通報

消防法により奈良地方気象台は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報する。市長がこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令するものとする。

なお、火災気象通報の基準は、次のとおりとする。

- (1) 実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下
- (2) 実効湿度が65%以下で、最大風速が7 m / s をこえる見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

3. 水防警報

水防警報とは、水防法第10条の6（昭和24年法律第193号）に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川に洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を国土交通大臣又は知事が発表するものをいう。市域には、国土交通大臣指定の河川はなく、奈良県知事指定の河川のみとなっている。当該河川について洪水のおそれがある場合は、知事から水防管理者である市長及びその他水防に係りのある機関に通報される。

香芝市において、知事の発令する水防警報の対象となる河川及びその発表基準は次のとおりである。

(1) 対象河川

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	関係土木 事務所
葛下川	左岸 右岸	大和高田市野口557番地 } 野口大橋 " " " } から 大和川合流地点まで	通報水位 1.10 警報水位 1.70	高 田 土木事務所

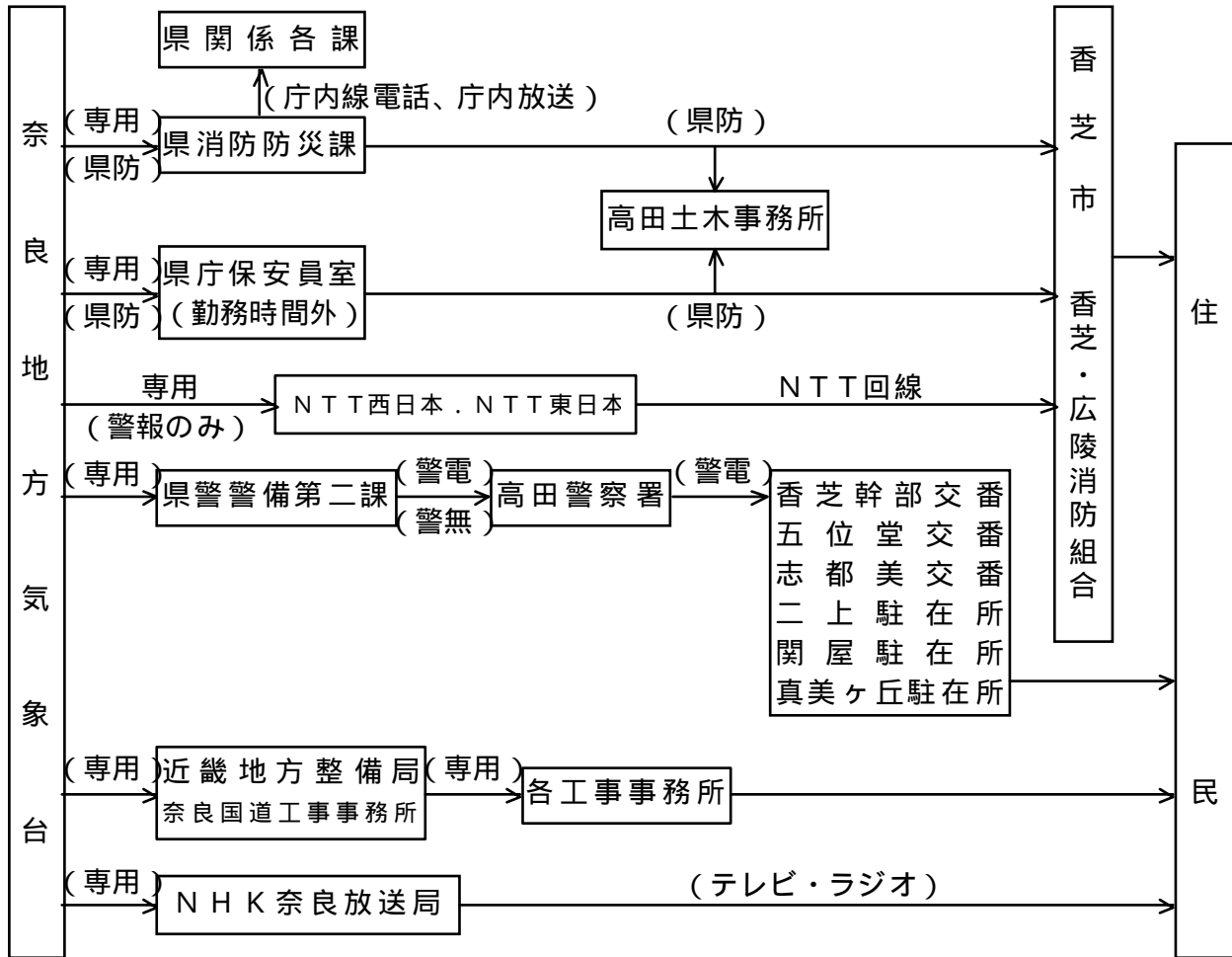
(2) 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待 機	水防機関の出動のための待機を目的とするもので、気象予警報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準 備	水防資機材の点検、水樋門等の開閉準備、巡視の強化、及び水防機関の出動準備等に対するもので、通報水位を超えたときを基準とし、かつ重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、警戒水位を越えたときを基準とし、かつ事態が切迫したときに出す。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知
適 宜	水 位	上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等水防活動上必要なる水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

（ただし、待機、準備の2段階は省略することができる。）

4. 気象予警報等の伝統系統

気象予警報等の伝達系統については次のとおりである。

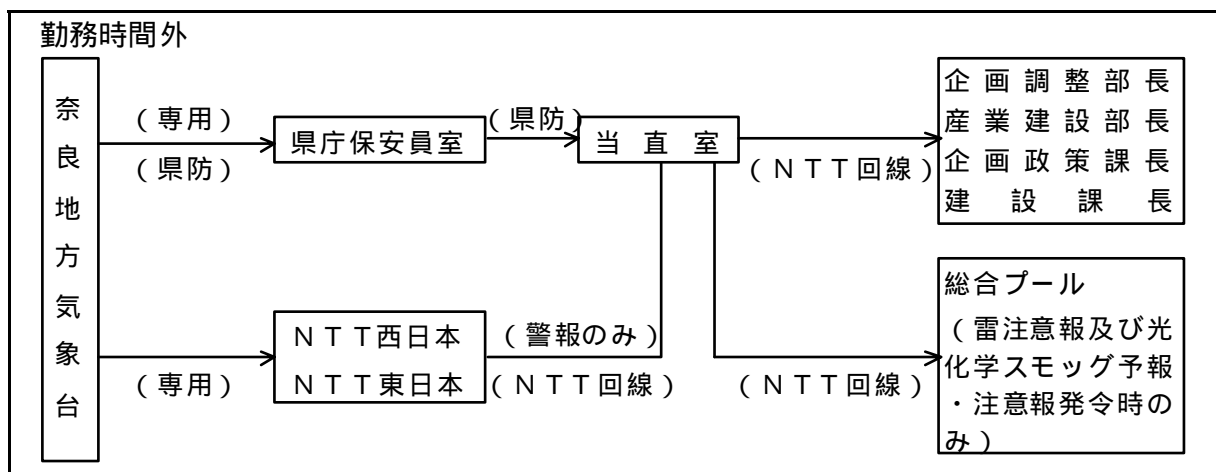
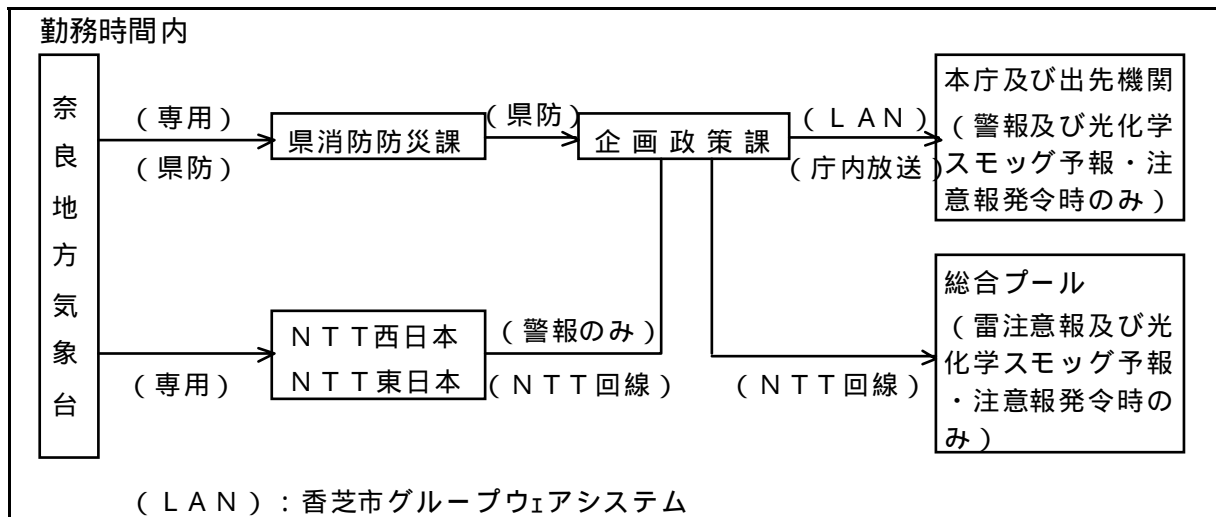


(県防) : 県防災行政無線 (専用) : 専用電話又は無線
 (警電) : 警察電話 (警無) : 警察無線

5. 気象予警報等の伝達機関における措置

気象予警報等を受けた場合、直ちに庁内各部、出先機関に通知する。各部、出先機関にあっては、通報を待つのみでなく、積極的に関係機関と情報交換を行うとともに、ラジオ、テレビ放送等にも注意し、的確な情報収集に留意しなければならない。

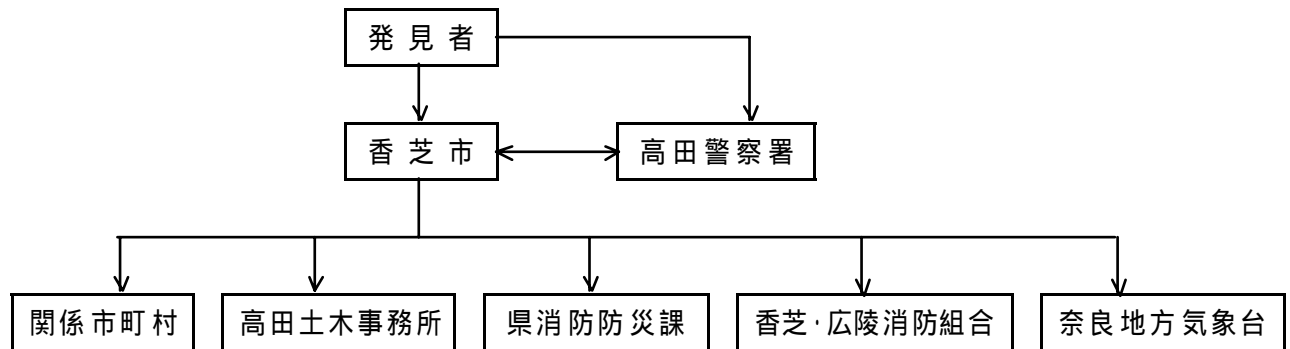
気象予警報別伝達ルート



6. 異常現象発見措置

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象（崖崩れ、なだれ、洪水等）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長に通報しなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)によって通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報しなければならない。
 - ア．奈良地方気象台（著しく異常な気象現象）
 - イ．その災害に関係ある市町村
 - ウ．高田警察署、高田土木事務所、香芝・広陵消防組合等
 - エ．この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達、その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して定めておく。
 - オ．県の出先機関は、市長から上記の通報を受けたときは、速やかにその旨を県消防防災課に通報しなければならない。

[異常現象発見時の措置]



7. その他

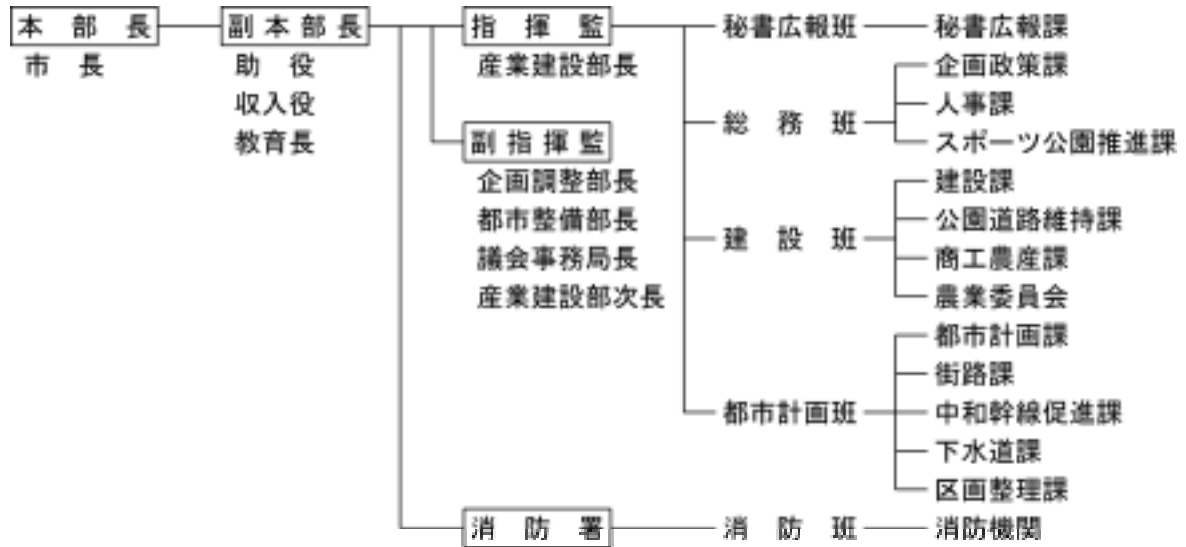
- (1) 災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができないときは、関係機関は相互に連絡をとり、警報等が速やかに住民に周知徹底する応急的な措置を講じる。
- (2) この計画に関係ある各機関は、警報等の受領、伝達の取扱主任者及び副主任者を定めておかなければならない。
- (3) この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して定めておく。
- (4) この計画で各機関との気象注意報警報の伝達受信は原則として資料編に示す様式によって行う。

第2節 水防活動

1. 水防本部

- (1) 水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発表された場合、又は洪水等による被害が予想され、水防活動の必要があると認められたときから、その危険が解消されるまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- (2) 本計画に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に統合されるものとする。
- (3) 水防本部は、産業建設部内に置き、組織系統及び事務分掌は次のとおりとする。

2. 水防本部組織表



3. 水防事務分掌

秘書広報班	(1) 本部長、副本部長の秘書に関する事。 (2) 広報活動に関する事。 (3) 報道機関との連絡及び情報の提供に関する事。 (4) 災害時の記録写真に関する事。
総務班	(1) 水害、水防活動状況のとりまとめ、記録に関する事。 (2) 県本部との連絡に関する事。 (3) 水防予算に関する事。 (4) 車両の徴用に関する事。 (5) 食糧の調達に関する事。 (6) 災害対策本部との連絡調整に関する事。 (7) 水防本部からの指示によるところの動員班の発令、及び建設班への協力に関する事。
建設班	(1) 水防本部要員の招集決定に関する事。 (2) 本部の指示、命令の伝達に関する事。 (3) 各水防機関との連絡に関する事。 (4) 各班との連絡調整に関する事。 (5) 他部局への応援要請に関する事。 (6) 河川、道路、橋りょう等の巡視、警戒、防御に関する事。 (7) 土木業者等関係業者への協力要請に関する事。 (8) その他所管施設に係る予防措置に関する事。
都市計画班	(1) 所管都市施設の水害対策及び応急復旧と被害調査に関する事。 (2) 建設班への協力に関する事。 (3) 必要機材、作業要員の運搬輸送に関する事。

4. 水防配備

(1) 水防配備要領

ア. 奈良地方気象台から、気象業務法等に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合において、水防上必要なときは、下表による水防配備体制をとる。

イ. 水防本部に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発表が予想されるときは、自主的にその勤務に就かなければならない。

ウ. 水防配備勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまでは、勤務場所を離れてはならない。

エ. その他の交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障を来さないようにしなければならない。

オ. 水防配備指令発令後においては、水防業務は一般業務に優先して行わなければならない。

(2) 水防配備体制

水防配備体制は、以下のとおり4配置とする。

配 備 区 分	配 備 時 期	動 員 内 容
第 1 配備 (情報連絡体制)	気象情報の通知を受け、今後の気象情報に注意と警戒を必要とするとき。	産業建設部長 都市整備部長 企画調整部長 産業建設部次長
第 2 配備 (情報連絡強化体制)	奈良県水防本部の指令又は奈良県地方気象台、その他の気象通報により水防体制に入るか、又は水防開始の必要ありと認めたととき、情報連絡活動を主とし実態の推移によって直ちに招集その他活動ができる体制とする。	第 1 配備 企画政策課長 建設課長 公園道路維持課長 建設課 公園道路維持課 企画政策課
第 3 配備 (警戒体制)	河川の水位が通報水位を超えたとき、又はそれ相応の水位を超えたとき、かつ重大な水防事態の発生が予想されるとき。	第 1 配備 第 2 配備 総務班 建設班 都市計画班の 課長及び係長
第 4 配備 (非常体制)	河川の水位が警戒水位を超えたとき、又はそれ相応の水位を超えたときを基準とし、かつ事態が切迫し水防活動が必要となったとき。	秘書広報班 総務班 建設班 都市計画班

5．水防作業

(1) 施設の操作

井堰及び水（樋）門扉等管理者（河川占有者）、並びに調整池、ため池等管理者は、あらかじめその操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平時から工作物の点検をなし、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象状況の通知を受けた場合、並びに河川が通報水位又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を市長に通知し、市長は、高田土木事務所長及び県耕地課長（ため池の場合）その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講じることとする。

(2) 水防工法

水防管理者は、香芝・広陵消防組合と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び崖崩れ、溢水等のそれぞれの以上事態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

(3) 決壊後の措置

水防第18、19条に基づき、堤防その他の施設が決壊したときは、市長又は消防長は、直ちにその旨を高田土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

また、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

6．水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなったとき、市長はこれを一般に周知させるとともに高田土木事務所長にその旨報告するものとする。

7．水防報告と水防記録

(1) 水防記録

市長は、次の記録を作成し、保管しなければならない。（セ．以外は、箇所ごとに作成）

ア．水防実施箇所・日時

イ．水防作業の概況及び工法

ウ．被災概況及びその原因

エ．人的被害

オ．出勤人員

カ．現場指揮者の職・氏名

キ．所要経費

ク．使用資材の内訳

ケ．水防第21条第1項に基づき、水防現場において使用、収用若しくは処分した土地、土石、竹木、器具、資材、工作物等の所有者、種類、数量、場所及びその理由

- コ．水防法第22条に基づく立ち退き指示の状況及びその理由
- サ．水防従事者の死傷者の職、氏名、その原因及び手当
- シ．今後の水防活動に関する問題点
- ス．被災写真及び水防作業写真
- セ．水防実施箇所及び浸水区域を表示した図面

(2) 水防報告

- ア．市長は、次の事項について、その都度高田土木事務所長に通知し、土木事務所長は県水防本部に報告する。
 - (ア) 通報水位、警戒水位に達したとき。
 - (イ) 水防作業を開始したとき。
 - (ウ) 水防警戒体制を解除したとき。
 - (エ) 堤防その他施設、河川占用物、危険区域に異常を発見したとき、その措置及び被災状況
 - (オ) 水防法第22条に基づき立ち退き指示をしたとき及びその理由
 - (カ) その他緊急報告を必要とする事項
- イ．水防活動が終結したときは、遅滞なく、活動内容を取りまとめて、「県第1号様式水防実施報告書」により高田土木事務所長に報告するとともに、水防資材の使用状況を含めて正確な水防記録を作成してこれを保管しなければならない。
- ウ．上記の報告のほか、一四半期ごとの活動内容を、市長は「県第3号様式 水防管理団体（市町村）用」により5日以内に高田土木事務所長に報告する。

第3節 土砂災害警戒活動

豪雨、強風等によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集・伝達するとともに、砂防ボランティア（斜面判定士等）との連携によって、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等の土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

1．情報収集

豪雨、強風等の気象警報が発令されるなど、土砂災害の発生するおそれがある場合は、災害警戒体制における事前配備体制をとり、関係機関との連絡体制を整え、風力・雨量等の気象情報の収集及び伝達に努める。

2．警戒活動の内容

豪雨、強風等によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害警戒体制における警戒配備体制をとり、企画調整部長の判断により、次の警戒活動を行う。

(1) 第1次警戒活動

- ア．各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- イ．地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ウ．必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第2次警戒活動

- ア．住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
- イ．必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。

3．砂防ボランティア（斜面判定士等）の整備活用

土砂災害危険箇所の巡視・点検については、産業建設部建設課が中心となって、砂防ボランティア協会との連携によって行う。

第4節 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通にかかわる事業者は、豪雨、強風等によって発生する災害に備える。

1．ライフライン事業者

防災業務計画等に基づき警戒活動を行う。

- (1) 復旧に必要な資機材の点検、整備、確保を行う。
- (2) 浸水のおそれのある施設を巡回・点検する。

2．放送事業者

気象情報等の収集、円滑な広報に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備
- (2) 放送設備・空中線の点検
- (3) 緊急放送の準備

3．交通施設管理者

気象状況により警備警戒をとるとともに、利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄道施設

- ア．定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ、若しくは速度制限を行う。
- イ．適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路・橋りょう施設

- ア．定められた基準により通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ．交通の混乱を防止するため、迂回、誘導灯等の適切な措置を講じる。

第5節 避難誘導

人的被害を軽減するため、関係機関が連絡調整を密にし、あらかじめ定めた基準により、市民を速やかに安全な場所に避難誘導する。水害による避難者は、水害の及ばない避難所又は一時避難地に避難をする。避難の際には、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害弱者に十分配慮する。

1. 避難の勧告・指示

(1) 避難のための立ち退き勧告又は指示等の権限

避難の勧告・指示の実施責任者

種別	勧告又は指示を行う要件	勧告・指示を行う者	根拠法令
災害全般	市民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき。	市長	災害対策基本法第60条
	市において、事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき、市長が実施すべき事務の全部又は一部を代行する。	知事	災害対策基本法第60条
	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求があったとき。 (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官	(1)(2)は災害対策基本法第61条 (3)は警察官職務執行法第4条
	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいない場合	自衛官 (災害派遣を命じられた部隊)	自衛隊法第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第22条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められるとき。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

(2) 避難勧告

実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき。 ・火災が拡大するおそれがあるとき。 ・爆発等のおそれがあるとき。 ・地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき。 ・その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき。
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地区 ・避難先 ・避難路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項 ・その他の必要事項
伝達方法	<pre> graph LR A[災害対策本部] --- B[各出先機関の職員の口頭伝達] A --- C[サイレン、警鐘(消防組合・消防団による 広報車等の拡声器及び徒歩による広報)] A --- D[電話] A --- E[伝令] A --- F[報道機関] B --- G[避難地区住民] C --- G D --- H[自治会] E --- H F --- G H --- G </pre>
避難勧告伝達文(例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。×××から避難準備の指示が出されました。</p> <p>のため、地区は災害発生のおそれがありますので、避難してください。(避難先等注意事項を続ける。)</p>

(3) 避難指示

実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ・災害が発生した現場に残留者がいる場合
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告と同じ
伝達方法	<p>避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。</p>
避難指示文(例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。×××から避難の指示が出されました。</p> <p>のため、地区は災害発生のおそれがありますので、直ちに避難してください。(避難先等注意事項を続ける。)</p>

2. 避難者の誘導

避難誘導は、消防職員（消防団員）、警察官、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

(1) 誘導に当たっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、妊産婦、傷病人、乳幼児、高齢者、障害者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。なお、これらの誘導に当たっては迅速、的確に行う。

(2) 避難所及び避難路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。

- (3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。
- (4) 避難に当たっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
- (5) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両等により行う。
- (6) 災害が広範囲で大規模な立ち退き移送を要し、市では対応不可能なときは、県に協力を要請する。

3．学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあつては、日頃から市、消防組合及び警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・処置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

4．警戒区域の設定等

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入りの禁止及び退去を命じることができる。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張る等、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。更に、警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

警戒区域の設定として、水害、土砂災害、危険物災害に分けて、その基準を定める。

災害種別	警戒区域
水害	逢坂、尼寺、鎌田、下田東、高、上中、今泉、狐井
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流における保全対象地域
危険物災害	爆発物に関しては、約100m以内の区域

[水害については、「香芝市防災アセスメント調査業務 報告書 平成8年3月」による。]

警戒区域の設定権限

種別	設定権者	要件(内容)	根拠法令
災害全般	市長	市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
	知事	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条
	警察官	市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。	
火災	消防長 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生すれば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第23条の2
	警察署長	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	
水災を除く災害	消防吏員 消防団員	水災を除く災害現場	消防法第28条 同第36条
	警察官	消防吏員又は消防団員が現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	
洪水	水防団長 水防団員 又は 消防機関に 属する者	水防上緊急の必要がある現場	水防法第14条
	警察官	現場に水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	

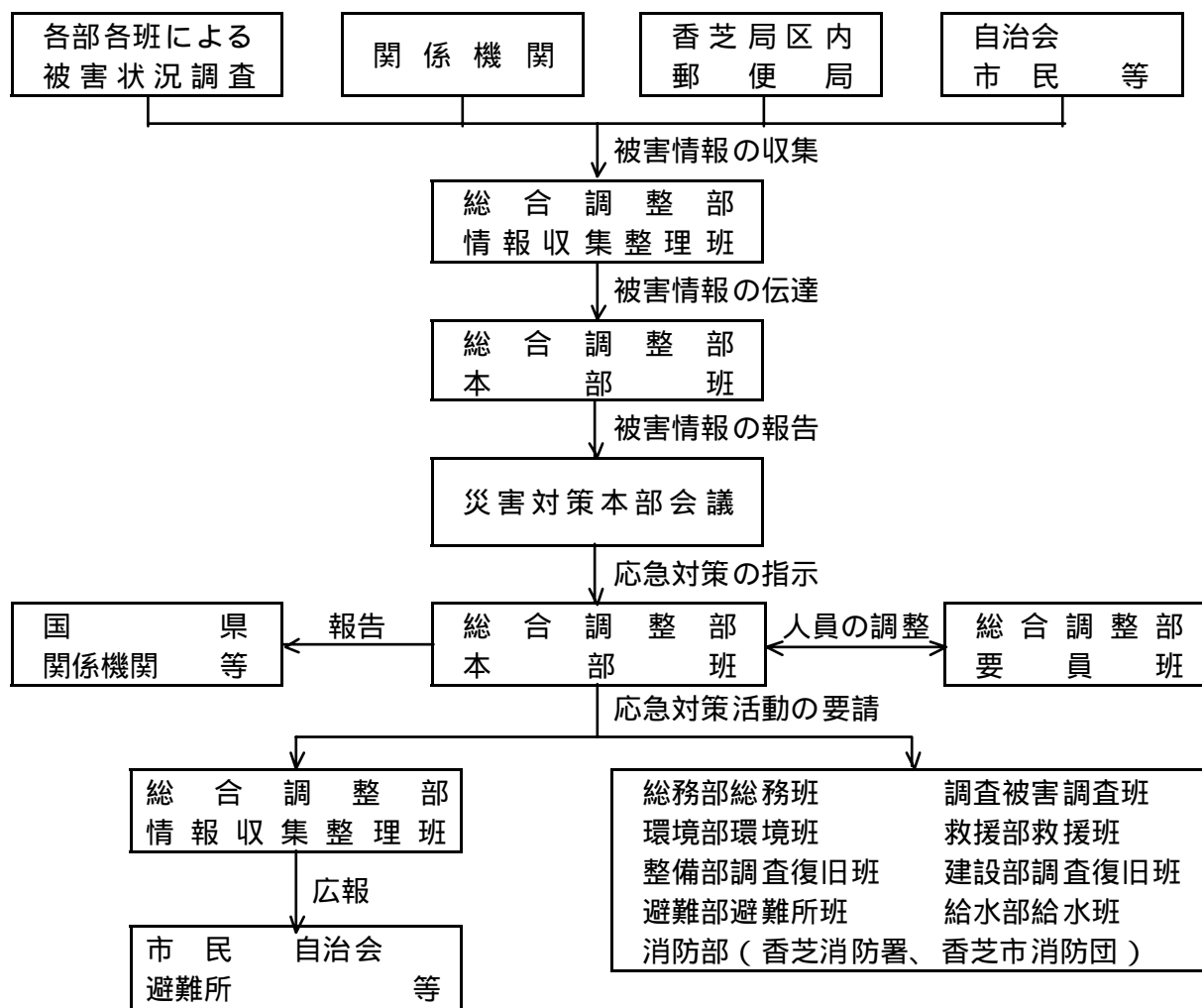
第3章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害対策の基礎として必要不可欠であるため、市は、関係機関と調整をとり、迅速かつ的確に実施する。災害時の各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を速やかに行うため、各機関の通信窓口を統一し、通信連絡経路を整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保及び情報収集体制の強化を図る。

1. 災害に関する情報の収集・伝達系統

市内に災害が発生した場合に、その災害に係わる各種情報を、市、市民及び関係機関に速やかに伝達する。また、香芝局区内郵便局と締結した「災害時における香芝市と香芝局区内郵便局との相互協力に関する覚書」により、被災者の避難先及び被災状況等の情報や災害弱者等についての情報の提供を要請する。



2. 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概要について、災害発生後、速やかに把握するとともに、関係機関、市民等の協力を得て詳細な被害状況を把握する。

(1) 被害状況の把握

ア. 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき被害状況を把握し、総合調整部情報収集整理班に報告する。なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

イ. 把握する内容

(ア) 人的被害の発生状況

(イ) 建物被害（床上・床下浸水、全壊、流失、半壊、全焼、半焼、一部損壊）の状況

(ウ) 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性

(エ) 避難の状況、市民の動向

(オ) 冠水等道路交通の状況

(カ) ライフラインの被害状況、供給等の停止状況

(キ) その他災害の拡大防止措置上必要な状況

ウ. 把握の手段

(ア) 防災行政無線を用いる。

(イ) 電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。

(ウ) 市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

(2) 被害概況の集約

総合調整部情報収集整理班は、各部各班からの報告に基づき、次の被害概況を取りまとめる。

ア. 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

イ. 建物被害

床上・床下浸水、全壊、流失、半壊、全焼、半焼、一部損壊の状況

ウ. 公共土木施設等の被害

(ア) 道路、橋りょうの状況

(イ) 河川、水路、ため池の状況

(ウ) 土砂災害の状況

(エ) 道路交通、公共交通機関の状況

(オ) ライフラインの状況

エ. その他

(ア) 消火・人命救助活動の状況

(イ) 医療活動の状況

(ウ) 避難の勧告又は指示、警戒区域の設定状況

(エ) その他必要な情報

3. 詳細被害状況の把握

(1) 把握する内容及び実務担当

各部各班は、災害発生後速やかに、市内全域について自己の班に属する被害状況の把握を行う。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	総合調整部情報収集整理班
	負傷者の状況	総合調整部情報収集整理班
住家被害	床上浸水・床下浸水、全壊、流失、半壊、一部損壊、土砂流入等の状況	調査部被害調査班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎等）	総務部総務班
	その他（倉庫、車庫等）	調査部被害調査班
その他被害	田畑の被害状況	建設部調査復旧班
	文教施設の被害状況	避難部避難所班
	医療機関の被害状況	救援部救援班
	冠水等の被害状況	建設部調査復旧班
	河川、水路、ため池の被害状況	建設部調査復旧班
	山地災害危険地区等の被害状況	建設部調査復旧班
	上水道施設の被害状況	給水部給水班
	下水道施設の被害状況	整備部調査復旧班
	ごみ焼却施設等の被害状況	環境部環境班
	火葬場の被害状況	環境部環境班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総合調整部情報収集整理班

(2) 調査方法

被害状況の調査方法は、2人1組で外観目視により行うものとする。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(3) り災状況、被害金額の把握

現地調査により把握した被害状況に基づき、自己の班に属するり災状況と被害金額を把握する。

把握する内容		実施担当
り災状況	り災世帯数、り災者数	総合調整部情報収集整理班
被害金額	公共文教施設の被害金額	避難部避難所班
	その他公共施設の被害金額	総務部総務班
	農林水産業施設の被害金額	建設部調査復旧班
	公共土木施設の被害金額	整備部調査普及班
		建設部調査普及班
農林、商工の被害金額	建設部調査復旧班	

(4) 被害状況の報告

現地調査により把握した被害状況、り災状況及び被害金額を「被害状況調査報告書（別紙様式）」（資料編 資料4 - 4）にとりまとめ、総合調整部情報収集整理班に報告する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総合調整部情報収集整理班へ報告する。

(5) 被害状況等の判定

被害状況等の判定は、下記の災害救助法の適用基準に該当する程度のものとする。

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	住家の損壊程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のものである、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

注) 住戸被害戸数については「独立した家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作物を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害項目		報 告 基 準	
非住家の被害		非住家（住家以外の建物）のうち、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
そ の 他 被 害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
		冠水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	河川	「河川」とは、河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする川岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	砂防	「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	
	電話	「電話」とは、通信不能となった一般電話回線のうち、最大時の回線数をいう。	
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち、最大時の戸数をいう。	
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最大時の戸数をいう。	
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最大時の戸数をいう。	
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石垣の箇所数をいう。	
り 災 者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。	

4. 被害状況等の集約・整理等

(1) 被害状況等の集約・整理

総合調整部本部班及び情報収集整理班は、各部から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて、速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア．被害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ．被害分布図等

ウ．市内における被害総額

(2) 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、次の点に留意する。

ア．確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。

イ．確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。

ウ．応援要請等に係る情報を整理すること。

エ．情報の空白地帯を把握すること。

オ．被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

5. 県及び国への報告

災害の状況が次の基準に該当する場合は、総合調整部本部班は県に報告する。

(1) 報告の基準

ア．災害対策本部を設置した場合

イ．災害救助法の適用基準又は小災害に対する救助内規の適用基準に合致する災害が発生した場合

ウ．災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要性があるもの

例 ・崖崩れ、地すべり等により、人的被害又は住家被害が生じた場合

・河川、ため池の破堤により、人的被害又は住家被害が生じた場合

エ．災害に対し、国の財政的援助を要すると認められる場合

オ．災害が当初は軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、あるいは2市町村にまたがるような広域的な災害で、市が軽微な被害であっても、全体的に大規模な同一災害の場合

カ．その他、特に報告の指示があった場合

(2) 報告要領

災害が発生したときから、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、「災害概況即報（別紙様式）」（資料編 資料4 - 5）又は「被害状況即報（第1号様式）」（資料編 資料4 - 6）により、県消防防災課に対して、次の要領により報告を行う。

ア．災害概況即報（早期災害報告様式）

災害発生時の早期報告として、個別の災害現場の概況等を報告する場合には、「災害概況即報（別紙様式）」（資料編 資料4 - 5）により、直ちに次の情報を県防災行政無線等で県（消防防災課）に報告する。

- (ア) 人命危険の有無及び人命災害の発生状況
- (イ) 火災等の二次災害の発生状況及びその危険性
- (ウ) 避難の必要の有無及び避難の状況
- (エ) 住民の動向
- (オ) 道路交通状況
- (カ) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害時の第1報のように死傷者の有無、火災の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、県に報告する。

イ．被害状況即報

災害による被害を覚知したときは、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、「被害状況即報（第1号様式）」により第1報を報告し、以後判明したのから逐次県防災行政無線等により報告する。ただし、知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告する。

ウ．災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報（第1号様式）」により報告するものである。ただし知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告する。

エ．災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報（第2号様式）」により報告するものとする。

(3) 119番通報殺到状況の報告

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに消防庁、県消防防災課それぞれに対し、通報が殺到している状況を報告する。

(4) 国への報告

県への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

奈良県消防防災課の連絡先			
代表電話		0742-22-1101	内線2275
直通電話		0742-24-4150	
F A X		0742-23-9244	
奈良県防災行政無線（衛星）		67-111-9011	
奈良県防災行政無線F A X（衛星）		67-111-9210	
夜間等代表電話		0742-22-1001	
（保安員室対応、保安員室から消防防災課員の自宅を呼び出し対応します。）			
消防庁への報告先			
	区 分	平日（9:30～17:45）	左記以外（宿直室）
N T T回線	T E L	03-5253-7526	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7536	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	T E L	67-048-500-7526	67-048-500-7782
	F A X	67-048-500-7536	67-048-500-7789

6. 通信手段の確保

災害発生後、総合調整部本部班は直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

(1) 電気通信設備の利用

ア．総合調整部本部班は、電気通信事業者に対し、応急回線の作成や利用制限等の措置による通信輻輳^{ふくそう}の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

イ．優先利用

総合調整部本部班は、必要に応じて電気通信事業者に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(2) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障を来す場合は、次のような措置を講じる。

ア．県、近隣市町村との連絡

県防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じ、消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

イ．関係機関との連絡

総合調整部本部班は、関係機関に対し、職員の総合調整部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

ウ．消防電話・警察電話等の利用

総合調整部本部班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、香芝・広陵消防組合又は警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

エ．非常通信の利用

総合調整部本部班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

(ア) 警察、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

(イ) 放送局が保有する無線

(ウ) アマチュア無線等

(3) 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令、派遣等の適当な手段によって行う。

第2節 災害広報

災害が発生したとき又は二次災害等の発生するおそれがあるときは、人心の安定と速やかな復旧作業を推進するために、市民に迅速かつ適切な広報を行う。

1. 実施機関

総合調整部情報収集整理班は、関係機関との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように配慮する。

2. 広報の内容

広報は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示等、各段階に応じて以下に示す方法により広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア. 災害発生直後の広報

- (ア) 気象等の状況・災害の規模
- (イ) 災害弱者への支援の呼びかけ
- (ウ) 避難の指示、勧告及び避難先の指示

イ. その後の広報

- (ア) 二次災害の危険性
- (イ) 被災状況とその見通し
- (ウ) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- (エ) 交通規制情報
- (オ) 医療機関等の医療関連情報
- (カ) ゴミ、し尿収集等の生活関連情報
- (キ) 食糧・生活必需品の供給及び給水に関する情報
- (ク) 救援物資等の取扱い
- (ケ) その他人心安定及び社会秩序保持に関すること

(2) 広報の方法

- ア. 広報紙の掲示、配布等による広報
- イ. 広報車やハンドマイク等による現場広報
- ウ. 避難所等における職員の派遣、チラシの掲示・配布
- エ. インターネットの活用
- オ. 自主防災組織等の市民団体の協力
- カ. コミュニティメディアを通じた広報
- キ. 報道機関への情報提供

(3) 災害時の広報体制

- ア. 広報責任者による情報の一元化
- イ. 広報資料の作成
- ウ. 関係機関との連絡調整

(4) 災害弱者に配慮した広報

災害弱者への広報は、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービス、イン

ターネット等のメディアを活用するほか、ボランティア等の協力を得て、手話、点字、外国語等による広報を行う。

3．報道機関との連携

(1) 緊急放送の実施

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合においては「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日）に基づき、県を通じて報道機関に、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を依頼する。

(2) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して、定期的な情報提供を行う。

4．広聴活動の実施

総合調整部情報収集整理班は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファックスを備えた窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧対策の万全を期する。

1．応援の要請

応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援を要請する。なお、要請については総合調整部本部班が窓口となり、受入れは総合調整部要員班が実施する。

(1) 応援要請のできる要件

市域に災害が発生したとき、次の場合に応援の要請を行う。

ア．応急措置を実施するため必要があると認める場合

イ．自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

ウ．緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

(2) 応援に当たっての要請事項

ア．災害の状況及び応援を要請する理由

イ．応援を必要とする期間

ウ．応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量

- エ．応援を必要とする場所
- オ．応援を必要とする活動内容
- カ．その他必要事項

(3) 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。この場合には、県消防防災課を通じて要請する。

(4) 他の市町村等に対する応援の要請

協定締結した関係機関に対し、協定内容に基づき必要な食糧、医療品、生活必需品、資機材等の物資援助の要請を行う。また、他の市町村に対し災害対策基本法第67条に基づき、応援要請を行う。

ア．大規模災害相互物資援助協定

大阪府交野市 三重県名張市

イ．災害時における相互応援協定

滋賀県栗東市

ウ．大規模災害時における物資調達に関する協定

香芝市商工会

エ．災害時における香芝市と香芝局区内郵便局との相互協力に関する覚書

香芝局区内郵便局

締結市及び担当部局

平成14年1月1日現在

市町村名等	担当部局	電 話	F A X
大阪府交野市	都市整備部 防災安全課	072-892-0121 67-027-200-530-8900(衛星)	072-893-2636 67-027-200-530-8800(衛星)
三重県名張市	市民部 生活安全課	0595-63-2111 67-024-208-11(衛星)	0595-64-2560 67-024-208-19(衛星)
滋賀県栗東市	総務部 住民自治課	077-551-0110 67-025-321(衛星)	077-553-0250 67-025-321(衛星)
香芝市 商工会	商工会事務局	77-4328	78-2224
香芝局 郵便局	総務課	76-5401	78-3673
香芝五位堂 郵便局	-	76-0288	76-0213
香芝別所 郵便局	-	76-0033	76-1505
香芝二上 郵便局	-	76-0088	78-4094
香芝関屋 郵便局	-	76-2324	77-4088
香芝西真美 郵便局	-	76-0808	79-0888
香芝真美ヶ丘 郵便局	-	77-0400	77-0440
西大和片岡台 郵便局	-	73-6100	73-3180
西大和まきの 郵便局	-	77-8477	77-8478

2. 職員の派遣要請

災害発生時に応急対策、復旧対策を実施するときに、本市の職員のみでは対応ができない場合は、県、他の市町村、関係機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

(1) 県、他の市町村又は指定地方行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条、又は地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載して文書で行う。

- ア．派遣を要請する理由
- イ．派遣を要請する職員の職種別人数
- ウ．派遣を必要とする期間
- エ．派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ．その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、応急対策又は復旧対策のため必要があるときは、知事に対して、指定地方行政機関等の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、総合調整部本部班は、その場合の手続きを、次の事項を記載した文書で行う。ただし、文書をもってしては時機を失するおそれがある場合は、口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請するものとする。

- ア．派遣のあっせんを求める理由
- イ．派遣のあっせんを求める職員の職種別人数
- ウ．派遣を必要とする期間
- エ．派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ．その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条及び「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について」（平成7年2月23日付け自治公第5号自治省行政局公務員部公務員課長通知）による。

3. 民間との協力

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

市域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置の実施するための要員が労働者の雇用等によっても、なお不足し、さらなる動員の必要があると認める場合は、災害対策基本法等に基づき従事命令等を発し、対策要員を確保する。

ア．従事命令等の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長
		” 第65条第2項	警察官
		” 第65条第3項	派遣を命じられた 部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に 基づく救助)	従事指示	災害救助法 第24条	知 事
	協力命令	” 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急処置)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知 事 委 任 を 受 け た 市 長
	協力命令	” 第71条第2項	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法 第4条	警察官
消 防 作 業	従事命令	消 防 法 第29条第5項	消 防 吏 員 消 防 団 員
水 防 作 業	従事命令	水 防 法 第17条	水 防 管 理 者 消 防 機 関 の 長

イ．従事命令等の対象者

命 令 区 分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該市の区域の市民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1．医師、歯科医師又は薬剤師 2．保健師、助産師又は看護師 3．土木技術者又は建築技術者 4．大工、左官又はとび職 5．土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6．鉄道事業者及びその従事者 7．軌道経営者及びその従事者 8．自動車運送事業者及びその従事者 9．船舶運送業者及びその従事者 10．港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者又は消防機関の長の従事命令(水防作業)	水防の現場にある者、又は区域内に居住する者

ウ．公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更あるいは取消すときは災害対策基本法に定める公用令書を交付する。

エ．費用

市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ．損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

ア．公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 作業の内容
- (ウ) 作業実施期間
- (エ) 賃金の額
- (オ) 労働時間
- (カ) 作業場所の所在
- (キ) 残業の有無
- (ク) 労働者の輸送方法
- (ケ) その他必要な事項

イ．賃金の支払い

賃金は、通常の場合を勘案したうえで、市において予算措置し、就労現場において作業終了後、直ちに支払うものとする。

なお、作業終了後、直ちに賃金の支払いができない場合は、就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

ウ．労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送を考慮する。

(3) 自治会等の民間団体の協力

災害時における地域の防災活動について、自治会や企業等に協力を求める。

4．要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

この職員は各機関で定める計画にしたがい、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては、協力団体等の意見を尊重して行う。

- ア．炊き出し、その他災害救助活動の協力
- イ．清掃及び防疫
- ウ．災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- エ．応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ．軽易な作業の補助
- カ．その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ア．り災者の救出
- イ．り災者の安全な場所への避難誘導
- ウ．医療及び助産における各種移送業務
- エ．飲料水の供給
- オ．救済用物資の輸送
- カ．その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令又は協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じて指示された業務に従事する。

第4節 自衛隊災害派遣

市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

1．災害派遣依頼基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 大規模な災害が発生し、又は発生することが予想され、緊急に応援を必要とするとき。
- (3) 市内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

2. 派遣依頼手続

- (1) 市長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- (2) 自衛隊派遣要請依頼手続は、総合調整部本部班が行う。
- (3) 知事への依頼ができない場合は、市長は直接自衛隊に対して派遣依頼の通知をすることができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。市長は、通知した旨を知事へ報告する。
- (4) 災害対策に当たる各部署は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して市長へ上申する。
- (5) 派遣の依頼は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

ア．災害の状況及び派遣を依頼する事由

イ．派遣を希望する期間

ウ．派遣を希望する区域及び活動内容

エ．その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に依頼するものとする。

(6) 自衛隊緊急時連絡網

ア．陸上自衛隊 第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）	
京都府宇治市広野町風呂垣外 1 - 1	
電 話	0 7 7 4 - 4 4 - 0 0 0 1
通 信 相 手	第4施設団本部 第3科 総括班 (内線 2 3 5、2 3 6、2 3 7)
夜 間 通 信 先	第4施設団本部付隊当直（当直室）（内線 2 2 3）
F A X	0 7 7 4 - 4 4 - 0 0 0 1（交換切替、内線 2 4 8） (第4施設団の交換台を呼び出し、内線 2 4 8 に切替えを依頼した後、F A X ボタンを押す)
県 防 災 無 線	6 7 - 5 7 1 - 1 1 (夜間：6 7 - 5 7 1 - 1 2)
県防災無線 F A X	6 7 - 5 7 1 - 2 1
イ．航空自衛隊 奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）	
奈良県奈良市法華寺町 1 5 7 8 幹部候補生学校	
電 話	0 7 4 2 - 3 3 - 3 9 5 1（内線 2 1 1）

(7) 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣の依頼ができない場合は、次の機関に連絡する。

陸上自衛隊 第3師団長（主として陸上自衛隊に関する場合）

兵庫県伊丹市広畑 1 - 1

通 信 先 第3師団 第3部 防衛班

電 話 0 7 2 7 - 8 1 - 0 0 2 1（内線 3 3 3、夜間内線 3 0 1）

F A X 0 7 2 7 - 8 1 - 0 0 2 1（交換切替、内線 2 3 4）

3. 派遣部隊の受入体制

派遣を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊が派遣されることとなったときは、警察署長に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア. 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため、連絡担当者を指名する。

イ. 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所及び宿泊場所等を確保する。

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの設営等

大規模災害に際し、ヘリコプターを使用することとなった場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(3) 自衛隊の活動内容

以下の事項について、災害の態様に応じた活動を自衛隊に依頼する。

ア. 被害状況の把握

イ. 避難の援助

ウ. 避難者等の搜索及び救助

エ. 水防活動

オ. 消防活動

カ. 道路又は水路の啓開

キ. 応急医療、救護及び防疫

ク. 人員及び物資の緊急輸送

ケ. 炊飯及び給水

コ. 物資の無償貸付け又は譲与

サ. 危険物の保安及び除去

シ. その他必要な活動

4．経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担するものとする。

- (1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- (2) 上記に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

5．派遣部隊等の撤収依頼

作業の進捗状況を把握し、派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、知事に対して文書をもって撤収の依頼を行う。

第5節 救助・救急活動

災害のため生命、身体に危険が及んでいる人あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその人を保護するため、救助・救急活動を行う。

1．実施機関

救援部救援班及び消防部が、警察署と協力して実施する。これらのみでは対応できない場合は、隣接する警察署、市町村、県に応援を要請し、特に大規模災害に際して必要と思われるときは、県に対し自衛隊の派遣を依頼する。

2．救助の対象

- (1) 火災時に火中に取り残されたような場合
- (2) 流失家屋及び孤立した所に取り残されたような場合
- (3) 崖崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- (4) 電車、自動車、航空機等による集団的事故が発生した場合
- (5) ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
- (6) その他、救出、救助を必要とする者

3．救助の方法

- (1) 消防部は、救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助（救出）を実施する。
- (2) 延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を実施する等、救命効果の高い活動を実施する。
- (3) 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。また、救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、ボランティア等に配付、貸与し、初動時における救助（救出）の円滑を図る。

4．救助・救急活動

- (1) 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
- (2) 救助・救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- (3) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を判断するとともに、応急救護を実施する。

5．行方不明者の搜索

消防部は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

- (1) 災害の規模等を勘案して、警察と密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

- (2) 行方不明者の搜索機関は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。
- (3) 行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

6．相互応援

市単独では、十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、県、他市町村等に応援を要請する。

第6節 医療活動

災害時において、緊急医療及び助産の必要なり災者のうち、災害時に混乱等のため医療及び助産の途を失った者に対する医療援助について以下のとおり実施する。

1．医療情報の収集活動

救援部救援班は消防部と協力して、医療関係機関と密接な連携のもと、救急情報システム等を活用して、医療施設の被害状況及び空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

2．現地医療対策

被災市民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど現地医療を確保する。

(1) 現地医療の確保

ア．医療救護所の設置

救援部救援班は、必要に応じて医療救護所を設置し、運営する。なお、医療救護所を設置した場合は、その旨の標識を設置するとともに、総合調整部本部班を通じて関係機関に報告を行う。

(ア) 設置基準

- ・市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応できない場合
- ・傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- ・被災地域と医療機関との位置関係、又は傷病者数と搬送能力との関係から、被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ．医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

(ア) 医療品、医療用資機材の補給

- (イ) 医療水の確保
- (ウ) 交代要員の確保
- (エ) 食糧、飲料水の確保
- (オ) 携帯電話等通信手段の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

救援部救援班は、医療救護所を設置した場合、医療救護班を編成し、派遣する。

ア．医療救護班の編成及び構成

医療救護班は、医師 1 名、看護師 2 名、事務職員 1 名の計 4 名で 1 班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ．派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に医療救護班の派遣を要請する。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

救援部救援班は、医療救護班の受入窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

3．後方医療活動

市内及び周辺市町村の病院及び医院は、被災地内の医療機関や医療救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。また、これらの後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段を優先的に確保する等特段の配慮を行う。

4．医薬品等の確保供給活動

救援部救援班は、地域の各種医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

第7節 緊急輸送活動

消火・救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

1．緊急交通路の決定と確保

(1) 道路施設の調査・点検

整備部調査復旧班は、道路管理者等と連携してあらかじめ選定した緊急交通路の中から使用可能な道路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) 県への点検結果の報告等

総合調整部本部班は、道路施設の点検結果を県及び警察に報告するとともに、市域に流入するその他の道路について、県から情報を収集する。

(3) 緊急交通路の決定

整備部調査復旧班は、県、警察、道路管理者と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急交通路を決定する。

(4) 緊急交通路の道路啓開

整備部調査復旧班は、緊急交通路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材等を民間業者等の協力を得て調達し、市管理道路の啓開作業を行う。

また、他の道路管理者等が行う道路啓開作業に協力するとともに、必要に応じて啓開作業を行う。

2．輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 車両の確保

ア．総務部総務班は、市が所有するすべての車両の集中管理を行う。

イ．車両が不足する場合は、運送業者等に協力を依頼する。

(2) 配車計画

ア．輸送の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、概ね以下の順とする。

- (ア) 負傷病者、災害弱者等の被災者の輸送
- (イ) 被災者の避難のための人員の輸送
- (ウ) 医療救護のための人員及び資機材の輸送
- (エ) 被災者救出のための人員及び資機材の輸送
- (オ) 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- (カ) 飲料水の供給のための物資の輸送
- (キ) 緊急物資の輸送
- (ク) その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

イ．配車手続等

- (ア) 総務部総務班は、各部各班で所有する車両及び運送業者等から調達した車両について、総合的に調整し、配分する。
- (イ) 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。
- (ウ) 防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

(3) 緊急通行車両の確認

ア．事前届出済みの車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済みの交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ．災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務部総務班が運送業者等から調達した車両については、直ちに自動車車検証等の必要書類を警察に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

ウ．緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

(4) 車両以外の輸送手段

道路、橋りょうの損壊等により輸送できない場合若しくは著しく緊急性を要する場合には、鉄道や航空機等による輸送計画を作成し、被災地域の状況に応じた輸送体制を確保する。

第 8 節 交通規制

県公安委員会、警察との連携のもと、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1. 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等に危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は規制を行うが、道路管理者及び警察は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

交通規制の実施責任者及び範囲

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公 安 委 員 会	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1項
	警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合		道路交通法 第6条第4項	

2. 道路管理者による交通規制

(1) 市の管理道路

建設部調査復旧班は、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は災害道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、高田土木事務所、警察に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 県の管理道路

関係機関相互間の協議・報告によって道路の通行の禁止又は制限を実施する。

(3) 国の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互間の協議・報告によって交通規制を実施す

る。

3．県公安委員会、県警察による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通路について、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を行う。

4．警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に障害が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、自らの緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。

5．相互連絡

総合調整部本部班は、高田土木事務所、警察と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6．交通規制の標識等の設置

建設部調査復旧班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、車両の通行の禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

7．広報

総合調整部情報収集整理班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、警察、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、市民に対しても、規制内容、迂回路について広報する。

第9節 公共土木施設等応急対策

洪水、土砂災害等による公共土木施設や公共建築物等の被害拡大の防止対策を講じる状況を速やかに把握するとともに、応急処置を実施する。

1. 公共土木施設

建設部調査復旧班は、洪水や土砂災害等による被害の拡大を防止するため、公共土木施設の危険箇所や被害状況を把握し、応急措置を講じる。

(1) 道路、橋りょう

ア. 被害状況の把握

道路や橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ. 他の道路管理者への通報

市管理道路以外の道路が冠水、損壊等によって通行に支障を来している場合は、総合調整部本部班を通じて当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。ただし、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

ウ. 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ. 応急措置

被害を受けた市管理道路について、優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて国土交通省又は県に対し応援を要請する。

(2) 河川、水路、ため池

ア. 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物等の障害物の除去、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

イ. 河川管理者、ため池管理者への通報

市の所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総合調整部本部班を通じて当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ. 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険箇所への立入制限を実施する。

エ. 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、市の所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県に対

し応援を要請する。

2. 公共建築物等

総務部総務班及び避難部避難所班は、洪水や土砂災害等による公共建築物等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

公共建築物等の浸水や土砂の堆積等の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の公共建築物等管理者への通報

市の所管以外の公共建築物等に被害が生じている場合は、総合調整部本部班を通じて当該施設管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

公共建築物等に著しい被害が生じ、付近に危険を及ぼす場合は、速やかに関係機関及び市民に周知するとともに、必要に応じて適切な避難対策及び危険区域への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

被害を受けた市所管の公共建築物等について、防災関連業務に必要な施設等、優先順位の高いものから応急措置を実施する。

ア. 応急措置が可能なもの

(ア) 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。

(イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。

(ウ) 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、総合調整部本部班を通じて関係機関と連絡をとり、応急措置及び補修を実施する。

(エ) 防災関連業務に必要な建物で、市単独での応急復旧が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県に対して応援を要請する。

イ. 応急措置が可能なもの

(ア) 二次災害防止措置を重点的に講じる。

(イ) 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第10節 ライフラインの確保

災害により途絶したライフライン施設について速やかに復旧を進める。

1．上水道

(1) 応急措置

給水部給水班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止、又は制限を行い、総合調整部情報収集整理班に報告する。

また、必要に応じて、総合調整部本部班を通じて県に通報するとともに、総合調整部情報収集整理班と連携して付近住民に周知する。

(2) 応急復旧

ア．応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。

イ．被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急復旧を行う。

ウ．被災状況によっては協定や要請に基づき、総合調整部本部班を通じて他の水道事業者に応援を要請する。

2．下水道

(1) 応急措置

整備部調査復旧班は、下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障が生じないよう応急措置を講じるとともに、総合調整部情報整理班に報告する。

また、必要に応じて、総合調整部本部班を通じて県に通報するとともに、総合調整部情報収集整理班と連携して付近住民に周知する。

(2) 応急復旧

ア．応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。

イ．被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。

ウ．被災状況等によっては協定や要請に基づき、総合調整部本部班を通じて他の下水道管理者に応援を要請する。

3．その他のライフライン

電力、ガス、電気通信の応急措置及び復旧については、各社の応急復旧計画に基づき行うが、市では、総合調整部情報収集整理班が情報の収集広報を行うとともに、復旧作業を効率的に行えるよう協力する。

第11節 交通の機能確保

災害が発生したときには、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努める。

1．障害物の除去

鉄道及び道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

2．各施設管理者における復旧

(1) 鉄道施設

各鉄道施設管理者は、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

ア．線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度等を考慮して、段階的な応急復旧を行う。

イ．被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

ウ．運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

(2) 道路施設

建設部調査復旧班及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

ア．被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通量路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど普及に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

イ．被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ．運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

第12節 災害救助法等による救助

一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を申請し、法に基づいて実施する。

1. 救助の実施

災害救助法に基づく救助活動は、知事が実施し、市長がこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助活動の実施を待つことができない場合、市長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し、指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

救助の種類及び実施機関

救 助 の 種 類	実施機関
1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 災害にかかった者の救出 4 埋葬 5 遺体の捜索及び処理	市 長
1 応急仮設住宅の給与 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 3 医療及び助産 4 災害にかかった住宅の応急修理 5 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 6 学用品の給与 7 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知 事

2. 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と、住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められており、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- (1) 市域内の住家滅失世帯が80世帯以上に達するとき。
- (2) 県下の住家滅失世帯数が 1,500世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。
- (3) 県下の住家滅失世帯数が 7,000世帯以上である場合であって、市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があるとき。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3．住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊、全焼及び流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で一時的な生活困難世帯は3世帯をもって1世帯とする。

4．適用手続き

- (1) 市長は、市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被害者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を申請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

5．救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」（資料編 資料4 - 9）に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度等、災害の状況により応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

6．費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。

ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

7．県の小災害に対する救助内規

市域で、「災害救助法」の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。この応急救助に対応して各部各班は、「香芝市災害対策本部規程」に基づく所掌事務により被災者に応急救助を実施するものとする。

8．日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、下記の救助を行う。

(1) 全・半壊、全・半焼及び流失の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
日用品セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル	1人に対して1枚
布 団	1人に対して1組（11月～翌3月）

(2) 床上浸水又は避難所等に避難の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
日用品セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

- | | |
|-------|-------------------|
| バスタオル | 1人に対して1枚 |
| 布 団 | 1人に対して1組(11月~翌3月) |
- (3) 死亡者の遺族
- | | |
|-----|---------------|
| 見舞金 | 1人に対して20,000円 |
|-----|---------------|
- ただし、災害救助法が適用された場合を除く。

第13節 避難所の開設・運営

災害による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする市民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設する。

1. 避難所の開設

(1) 避難所の開設

ア．本部長は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所施設の管理者に連絡する。

イ．本部長は、速やかに避難部避難所班を派遣し避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、消防団員やあらかじめ要請した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

ウ．避難所を開設した場合、総合調整部本部班は、直ちに次の事項を知事及び警察署長に報告するものとする。(閉鎖したときも同様に報告する)

(ア) 開設の日時、場所

(イ) 箇所数及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名(急傾斜地崩壊危険箇所又は土石流危険渓流名等の災害危険区域名)

エ．避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することができる。

(2) 避難所の収容対象者

ア．住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、居住の場所を失った者

イ．自己の住家には直接被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ．災害により、現に被害を受けるおそれがある者

エ．避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

オ．その他避難が必要と認められる者

2. 避難所の管理運営

避難部避難所班は、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって避難所の運営が行われるよう支援する。

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

(2) 自主運営

自治会、自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的に運営するよう努力する。

(3) ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難所の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

(4) 避難所の管理

ア．避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配付・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これをもとに避難者収容記録簿を作成し、避難部避難所班を通じて総合調整部情報収集整理班に報告する。

イ．食糧、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数について、避難部避難所班を通じて環境部環境班及び救援部救援班に報告し、調達を要請する。

ウ．情報等の提示

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序維持のため、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を提示する。

エ．生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施等、生活環境の整備に努める。

オ．災害弱者への配慮

(ア) 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の災害弱者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

(イ) 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が社会福祉施設や病院等へ入所できるよう避難部避難所班と協議する。

また、それら施設等への入居が困難な場合は、避難所でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

(ウ) スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設のスロープを設置する。

(エ) 高齢者や障害者に配慮したトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設等の対応策について避難部避難所班と協議する。

カ．総合調整部への報告

管理責任者は、次の事項が発生したときには、直ちに避難部避難所班を通じて総合調整部情報収集整理班に報告する。

- (ア) 被災者の収容を開始したとき。
- (イ) 収容者の全部が退出又は転出したとき。
- (ウ) 収容者が死亡したとき。
- (エ) 避難所に悪疫が発生したとき。
- (オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき。

(5) 他の避難所への収容

ア．管理責任者は、災害により多数の被災者が発生し、当該避難所では収容できない場合、本部長の指示のもと、避難者を他の地区の避難所に収容する。

イ．被災地域が広域にわたり、市域内に予定していた避難所では被災者の収容ができない場合、本部長は、県を通じて他の市町村への避難を要請する。

ウ．他の避難所に避難者を輸送する場合は、その距離を考慮したうえで、輸送手段を判断する。また、避難者の生命、身体保護のため、輸送を必要とする場合は、総務部総務班を通じて、市保有の車両又は借り上げ車両により輸送を行うものとする。

3．避難所の閉鎖

- (1) 本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、管理責任者に必要な指示を与える。
- (2) 管理責任者は、本部長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な処置をとる。
- (3) 本部長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

第14節 緊急物資の供給

災害に際して家屋の滅失、損壊等により飲料水、食糧、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。

1．給水活動

(1) 情報の収集

給水部給水班は、災害発生後、早期に次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握する。

ア．配水場等水道施設の状況を確認し、貯水量の把握を行う。

イ．各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 給水の実施

給水部給水班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

ア．給水対象者

- (ア) 災害により水道施設が被災し、飲料水を得ることができない者
- (イ) 飲料水の汚染等により、飲料に適した水を得ることができない者

イ．目標量

被災者1人当たり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合わせて順次給水量を増加する。

ウ．給水方法

- (ア) 給水拠点における給水

配水場を給水拠点として、給水を実施する。

- (イ) 給水車による給水

避難所、病院、学校等で水槽又は容器を備えている場所については、給水車による給水を実施する。

また、配水場が被災した場合は、給水車を給水拠点として給水を実施する。

- (ウ) 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

- (エ) その他の方法による給水

避難所、病院、診療所、産院等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模な避難所等については、給水袋等による給水を実施する。

(3) 広報

総合調整部情報収集整理班を通じて、市の広報車や防災行政無線により給水場所や給水時間を市民に広報するとともに、災害時における節水について周知する。

(4) 応援要請

市単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県、他の市町村に応援を要請する。

2．食糧の供給

環境部環境班は、避難者、被災者等に対する食糧を確保し、炊き出しその他の方法によって応急供給を実施するよう努める。

(1) 食糧供給の対象者

- ア．避難所に収容された者
- イ．被災によって調理ができない者
- ウ．旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

(2) 必要量の把握

食糧供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(3) 食糧の確保

食糧供給計画に基づき、市が保有する備蓄食糧や調達によって確保する。

ア．災害用備蓄物資

市が備蓄する食糧は、「災害用備蓄物資一覧」(資料編 資料7-2)に示すと

おりでる。

イ．調達食糧

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、市において食糧の調達が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村や大阪食糧事務所奈良事務所に応援を行った場合は、県に報告する。

ウ．災害弱者への配慮

高齢者や病弱者、障害者等には、必要に応じて、かゆ等の食べやすい食糧の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

(4) 供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食糧を供給する。なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

(5) 炊き出しの実施

避難部避難所班と連携し、必要に応じて炊き出しを実施する。

ア．炊き出しの方法

(ア) 炊き出しは、自治会や自主防災組織、ボランティア、自衛隊等の協力を得て実施する。

(イ) 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

(ウ) 他団体等からの炊き出しの申入れについては、調整のうえ受入れる。

イ．炊き出しの場所

炊き出しは、指定避難所等の適当な場所において実施する。なお、調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

3．生活必需品の供給

救援部救援班は、被災者に対し、寝具や被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて、次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

ア．被服、寝具及び身のまわり品

イ．タオル、石けん等の日用品

ウ．ほ乳瓶

エ．衛生用品

オ．炊事道具、食器類

カ．光熱用品

キ．医薬品等

ク．高齢者・障害者等用の介護機器、補装具、日常生活用品等

(3) 必要量の把握

生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

(4) 生活必需品の確保

供給計画に基づき、市が保有する備蓄品や調達によって確保する。

ア．災害用備蓄物資

市が備蓄する生活必需品は、「災害用備蓄物資一覧」(資料編 資料7-2)に示すとおりである。

イ．調達品

協定業者等から調達するとともに、流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、市において生活必需品の調達が困難な場合は、総合調整部本部班を通じて、県や他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村や日本赤十字社奈良県支部に応援要請を行った場合は、県に報告する。

(5) 供給方法

自治会や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。なお、供給に当たっては、供給品目や数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう配慮する。

第15節 保健衛生活動

被災地域における感染症・食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

1．防疫活動

環境部環境班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律114号)及び「災害防疫実施要綱」(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づいて、関係機関と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

(1) 消毒

県の指示により、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項に基づき、感染症の患者がいた場所等の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある場所や、病原体に汚染され又は汚染された疑いがある飲食物や衣服、寝具その他の物件を消毒する。

また、浸水地域や夏場に災害が発生した場合には、衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により感染症が発生し蔓延するおそれがあるため、浸水地域等の被災地において消毒を実施する。

(2) 鼠^{そそく}族、昆虫等の駆除

県の指示により、感染症予防法第28条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある鼠^{そそく}族や昆虫等を駆除する。

(3) 生活の用に供される水の使用制限等

県が感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いあるとして、生活の用に供される水の使用又は供給を制限した場合は、感染症予防法第31条第2項に基づき、当該生活の用に供される水の使用者に対し給水を実施する。

(4) 感染症の予防

感染症を予防するため必要がある場合は、予防接種法第6条に基づき県に予防接種の実施を要請するとともに、県から指導があった場合は救援部救援班と連携して臨時に予防接種を行う。

また、被災地域において感染症患者又は病原体保有者が発生した場合は、直ちに県（葛城保健所）に通報するとともに、県が感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を実施するので、県の指導によりその他の予防措置をとる。

(5) 避難所等の防疫指導

県防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

(6) 応援要請

市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総合調整部本部班を通じて県に協力を要請する。

(7) 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総合調整部本部班及び葛城保健所を経て県に提出する。

2. 被災者の健康維持活動

救援部救援班は県と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

ア．被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ．被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。

ウ．経過観察中の在宅療養者や災害弱者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

県が設置する心の健康に関する相談窓口及び精神科救護所の運営に協力する。

第16節 福祉活動

高齢者、障害者、乳幼児等の要援護者を重点に継続した福祉サービスを行う。

1．要援護者の被災状況の把握

救援部救援班は、要援護者の安否確認並びに被災状況及び被災した要援護者の福祉ニーズの把握に努める。

(1) 要援護者等の安否確認及び被災状況の把握

ア．自治会や自主防災組織、民生児童委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに住宅要援護高齢者・障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

イ．社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した要援護高齢者・障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの把握に努める。

2．被災した要援護者への支援活動

救援部救援班は、被災した要援護者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供や情報提供の支援活動に努める。

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア．被災した要援護高齢者・障害者等に対し、居宅、避難所及び応急仮設住宅において補装具や日常生活具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

イ．被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するために、心のケア対策に努める。

(2) 要援護者の施設への緊急入所

社会福祉施設入居者が安心して生活を送れるよう必要な支援を行うとともに、居宅や避難所等では生活ができない要援護高齢者や障害者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

(3) 情報の提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要援護高齢者や障害者等に対する居宅、避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

3．被災した外国人への支援活動

(1) 情報の提供

ア．被災した外国人に対し、被害の状況、避難勧告・指示等の避難情報、医療救護情報、食糧や飲料水、生活必需品等の供給情報の提供に努める。

イ．情報提供の手段として、広報紙・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送等に努める。

(2) 支援サービス

ボランティアの協力を得て、外国人に対する相談窓口を避難所に設置するよう努める。

第17節 社会秩序の維持

災害発生に際して被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、かつ社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

1．市民への呼びかけ

総合調整部情報収集整理班及び県は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、流言飛語を防止し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2．警備活動

総合調整部本部班は、警察署等との密接な連絡協力をを行い、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施するよう要請する。

また、総合調整部情報収集整理班は、災害広報を通じて、市民に自主防犯の注意、指導を行う。

3．物価の安定及び物資の安定供給等

救援部救援班、県及び関係機関は、買占め、売惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と、経済復興の促進を図る。また、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や広報活動等により万全を尽くす。

(1) 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(2) 生活必需品等の確保

生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議して、物資が速やかに市場に流通するよう努める。

第18節 住宅の確保

被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設等の必要な措置を講じる。応急仮設住宅の仕様については高齢者、障害者等の災害弱者に配慮するものとする。

1．被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

2．住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では障害物の除去を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、障害物の除去を実施する。

3．応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅の建設主体

災害救助法が適用された場合、県は、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し供与する。

(2) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、総務部総務班があらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地の中から選定する。

(3) 建設戸数

全焼、全壊、流失戸数、災害の状況及び被災者の住宅建設能力等を考慮して、応急仮設住宅の必要戸数を算定したうえで、県にその建設を要請する。

(4) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県の委任により総務部総務班が選定する。なお、選定に当たっては、高齢者や障害者等を優先的に入居させることとする。

4．公共住宅等への一時入居

総務部総務班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅・県営住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

5．住宅に関する相談窓口の設置等

総務部総務班は、応急仮設住宅や空き家、融資等の住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を推進するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等の適切な措置を講じる。

第19節 応急教育等

災害の発生、又はそのおそれがある場合、児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講じるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒のり災により通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧並びに児童生徒に対する応急教育等を次のとおり実施する。

1．校園の応急対策

避難部避難所班は、速やかに平常の教育活動ができるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設整備について必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保するなど必要な措置を講じる。

- (1) 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- (2) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の校園又は公民館、その他適当な公共施設を利用する。
- (3) 校園舎の一部が使用できない場合は、特別教室や体育館等を活用する。なお、授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切りや仮設トイレ等を設置する。
- (4) 校園が避難所等に利用され、校園舎の全部又は大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と協議する。

2．応急教育の実施

避難部避難所班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

(1) 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族のり災程度、避難者の収容状況、交通機関・道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

ア．臨時休校

イ．短縮授業

ウ．二部授業

エ．分散授業

オ．複式授業

カ．上記の併用授業

(2) 授業時間数の確保

ア．休校、二部授業その他のために授業時間数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時間数の確保に努める。

イ．長期にわたり休校となった場合は、児童や生徒に対して自宅学習を促すとともに、夏季休業日を利用するなど振替授業によって授業時間数の確保に努める。

(3) 教員の確保

教員の被災等によって教員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方

法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

ア．不足教員が少ないときは、当該学校内で操作する。

イ．当該学校内で操作できない場合は、市内の学校長に応援を要請する。

ウ．それでもなお確保できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

(4) 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

(5) 転校措置

児童・生徒の転校園手続等の弾力的運用を図る。

3．学校給食の実施

被災した学校は、給食施設や設備、物資等に被害があった場合は、速やかに避難部避難所班に報告し協議のうえ、給食活動の可否について決定するものとするが、この場合、次の事項に留意する。なお、避難部避難所班は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じるものとする。

(1) 被害があってもできる限り継続実施に努めること。

(2) 災害時に給食施設が被災者用の炊き出しに利用された場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に努めること。

(3) 給食施設が被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。

(4) 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については注意のうえ実施すること。

4．就学援助等

避難部避難所は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

(1) 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、又は学費の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

5．園児・児童・生徒の健康管理等

避難部避難所班は、被災した園児・児童・生徒の身体と健康管理を図るため、県教育委員会及び葛城保健所と連携して、健康診断や教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

6．保育所等の措置

保育所等の施設についても、上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮する。

第20節 文化財災害応急対策

文化財保護条例等で指定されている文化財の所有者又は管理責任者と協力のもと、被災状況を調査し、その結果を県教育委員会に報告する。また、県教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

1．災害発生の通報

- (1) 指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに総合調整部本部班を通して、県教育委員会へ通報する。
- (2) 県教育委員会は通報を受理したときは、国指定文化財については直ちにその旨を文化庁に通報する。

2．被害状況の調査・復旧対策

- (1) 県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。
- (2) 被害状況の結果をもとに、県教育委員会は所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受けるものとする。

第21節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動を円滑に促進するため、適切な処理を実施する。

1. し尿処理

環境部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

(1) 初期対応

ア. 上下水道、電力等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、県に報告する。

イ. し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ. 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置

必要に応じ、関係業者と協力して仮設トイレの設置を行う。

ア. 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

仮設トイレ設置箇所数：5箇所/1,000人

仮設トイレ設置台数：1台/100人

イ. 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを利用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総合調整部本部班を通じて県に協力を要請する。

ウ. 仮設トイレの設置

(ア) 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

(イ) 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(ウ) 仮設トイレを設置する際には、地下浸透の防止対策を講じる。

エ. 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

オ. 仮設トイレの管理

関係業者と協力のうえ、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

(3) 処理

処理場の被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確定する。

(4) 応援要請

市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

2. ごみ処理

環境部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

(1) 初期対応

ア．避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握し、県に報告する。

イ．ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

ア．被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ．市所有の車両のほか、必要に応じて業者等の車両を調達し、収集車両を確保する。

ウ．必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

エ．防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い生活ごみや浸水地域のゴミは、迅速に収集処理する。

オ．消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(3) 応援要請

市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

3. がれき処理

関係各部及び関係機関は、がれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

(1) 初期対応

ア．処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。

イ．がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートを確認する。

(2) 処理活動

ア．がれき処理については、危険な物、道路通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。

イ．がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

(3) 専門業者への委託

ア．アスベスト等の有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する。

イ．環境部環境班は、有害物質による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するよう指導する。

ウ．災害により発生したがれき等の廃棄物の不適切な処理に伴う環境汚染を発見した場合は、速やかに適切な処分及び処理を指導するとともに、総合調整部本部班を通じて県に報告を行う。

(4) 応援要請

市単独でがれきの除去及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総合調整部本部班を通じて、県、他の市町村に応援を要請する。

第22節 遺体の処理・埋葬

警察等関係機関と連携のうえ、遺体の処理、埋葬について、必要な措置をとる。

1. 遺体の収容

遺体を発見した場合、環境部環境班は所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

(1) 遺体を発見した場合の措置

ア．遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察に連絡する。

イ．警察は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は環境部環境班）に引き渡す。

(2) 遺体の処理

関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

ア．遺体収容所の開設

遺体収容所は、学校等の敷地、その他公共施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。なお、遺体収容所を開設した場合、総合調整部本部班は関係機関に報告を行う。

イ．収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、警察とその関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。ただし、現場の状況等によって現場での検視や検案が困難な場合は、遺体収容所において行うものとする。

2. 遺体の処理

(1) 災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の埋葬を行うための洗浄、縫合、消毒の処置及び遺体の一時保存あるいは医師による検案を行うことができない場合に、これら遺体の処理を実施する。

(2) 発見された遺体については、警察官の検視を経て、身分調書を作成したのち処理を行う。

(3) 遺体の処理は、環境部環境班が警察官、医師等の協力を得て行う。

3. 遺体の埋葬

環境部環境班は、本部長の指示のもと、遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しない者を含む）に、下記の埋葬方法に基づき遺体の埋葬を実施する。

- (1) 埋葬は、原則として火葬により実施する。
- (2) 身元不明の遺体及び身元の引取りのない遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、遺体処理台帳及び遺品を保存したうえで、火葬により埋葬を行う。なお、遺骨及び遺品等を市又は寺院等に依頼して保存する。
- (3) 火葬場の稼働状況、ひつぎの確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、ひつぎの調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- (4) 遺体の火葬、遺族等に対するひつぎ、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講じる。
- (5) 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

第23節 自発的支援の受入れ

災害の発生に際して市内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関と連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

救援部救援班は、県や日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

(1) 受入窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関(以下「ボランティア調整機関」という)の自主性を尊重する。

また、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対して情報提供、調整支援を行う窓口を開設する。

(2) ボランティアの確保

ア. 一般ボランティア

大規模な災害が発生し、多数のボランティアが必要となった場合、総合調整部本部班は、県を通じてテレビやラジオ、新聞等の報道機関に災害ボランティアの募集の報道を要請する。

イ. 専門的技能を有するボランティア

災害応急対策を実施するうえで、各部から下記のような専門的技能を有するボランティアの要請があった場合、総合調整部本部班は、県や関係機関に対し、活動内容や期間、派遣場所等を明らかにしたうえで、ボランティアの派遣を依頼する。

(ア) 医療、助産分野

(イ) 心身障害者、老人福祉分野(ケースワーカー、カウンセラー)

(ウ) 建築分野(建築物危険度判定士)

(エ) 語学分野

(オ) 輸送分野

(カ) 情報通信分野

(※) その他専門的な技能を有する分野

(3) 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所を確保するとともに、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分

総務部総務班は、寄託された義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 義援金・救援物資の募集

テレビやラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて、義援金・救援物資の募集を呼びかける。

(2) 義援金の受入れ及び配分

ア. 受入れ

義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

イ. 配分

(ア) 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法や伝達方法等を協議のうえ決定する。

(イ) 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

(3) 救援物資の受入れ及び配分

救援部救援班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

ア. 受入れ

(ア) 市役所等に救援物資の受入窓口を開設し運営を行う。

(イ) 仕分作業がスムーズに行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容及数量等の必要事項を記入する。

(ウ) 救援物資の申出があった場合は、次のことを要請する。

- ・救援物資は荷物を開閉することなく、物資名や数量がわかるように表示すること
- ・複数の品目を梱包しないこと
- ・腐敗する食糧は避けること

イ. 救援物資の配分

救援物資の配分については災害弱者を優先する。

ウ. 救援物資の搬送

(ア) 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

(イ) 搬送は、ボランティア等の協力を得て実施する。

3. 海外からの支援の受入れ

総合調整部本部班及び要員班は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

(1) 連絡調整

ア．海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

イ．海外からの支援が予想される場合は、県と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要や想定されるニーズを連絡するとともに、国からの照会に迅速に対応する。

(2) 支援の受入れ

ア．次のことを確認のうえ、受入準備を行う。

(ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

(イ) 被災地域のニーズと受入体制

イ．海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

(ア) 案内者、通訳等の確保

(イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

第 1 章 大規模火災

第 1 節 警戒活動

市及び防災関係機関は、市域において大規模な火災が発生するおそれがある場合、火災警戒活動を実施する。

1．火災の警戒

(1)火災気象通報

消防法第22条に基づき、奈良地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報し、知事が市長に伝達する。

火災気象通報は、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速が7m/s以上の風が吹く見込みのときに通報される。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報されないこともある。

(2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは必要により火災警報を発令する。

(3) 住民への周知

広報車等を利用し、消防団、自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知に当たっては災害弱者に配慮するものとする。

2．火災通報基準

市域における火災の規模等が県の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、県に即報を行う。その後判明したものについては、逐次報告するものとする。

(1) 建物火災

ア．特定防火対象物で死者の発生した火災

イ．高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

ウ．「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火対象物で「適マーク」対象外の部分からの出火を含む。）

エ．大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災

オ．建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

カ．損害額1億円以上と推定される火災

(2) 林野火災

ア．焼損面積10ha以上と推定される場合

イ．空中消火を要請した場合

ウ．住家等への延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(3) 交通機関の火災

航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの

ア．航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

イ．トンネル内車両火災

ウ．列車火災

(4) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

第2節 応急対策

1．市街地火災応急対策

消防機関は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効果的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 火災防御活動の原則

ア．避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、避難地、避難路の確保等、人命の安全を優先とした防御活動を行う。

イ．消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防御活動を行う。

ウ．市街地火災防御優先

大工場、大量危険物貯蔵施設から出火し、多数の消防小隊を必要とする場合は、市街地火災防御を優先し市街地に面する部分を鎮圧した後に、部隊を集中して防御活動に当たる。

エ．特殊建築物等の重要対象物優先

特殊建築物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建築物等の重要対象物の防護上必要な防御活動を優先する。

(3) 火災防御活動の区分

ア．分散防御活動

同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を消防小隊で防御する。

イ．重点防御活動

延焼火災のうち、広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

ウ．拠点防御活動

広域避難地の安全確保のみを目的とする。

(4) 大規模市街地火災の防御対策

ア．消火活動の体制

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況及び延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

イ．延焼拡大の防止

延焼動態から、周辺地域に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

ウ．自衛消防組織による消火活動

自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織は自発的な初期消火活動を実施するとともに、消防署や警察署等の防災関係機関との連携に努める。

(5) 林野火災の防御対策

ア．人命の確保

林野火災発生の情報を得た場合は、地域住民や入山者への周知を行うとともに、必要に応じて避難所を設置し、人命の確保に努める。

イ．現地本部の設置

火災規模に応じて現地本部を設置し、迅速かつ的確な防御活動を実施する。

ウ．延焼拡大の防止

延焼動態から、周辺の人家へ火災の危険が及ぶおそれのある場合は、森林の伐採等、延焼防止のための措置を講じる。

エ．空中消火の要請

地上からの消火活動が困難な場合は、知事を通じてヘリコプターや航空機による消火活動を要請する。

(6) 高層建築物等火災の防御対策

ア．活動期における出動小隊の任務分担

火災の状況に応じて、避難誘導、人命救助、火災警戒区域の設定、消火活動等の任務分担を行い、的確な防御活動を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行うものとする。

イ．排煙、進入時等における資機材の活用

火災現場に進入する際には、排煙やガス漏れ等に十分に留意するとともに、必要な資機材を活用する。

ウ．高層建築物等の防災用設備の活用

消火活動の実施に当たっては、高層建築物等に設置されている消火設備等を活用し、効率的な防御活動を行う。

エ．高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用

地上からの活動が困難な場合には、屋上へのヘリコプターの離着陸の可能かどうか判断したうえで、ヘリコプターによる救助活動や消火活動を行う。

オ．浸水、水損防止対策

消火活動は、浸水や水損防止に配慮して実施する。

(7) 広域断水時火災の防御対策

ア．消防水利の確保

断水により消火栓が使用できない場合には、防火水槽からの取水や、河川、ため池等の自然水利の活用を行うとともに、タンク車の優先出動を行い、消防水利を確保する。

イ．水利統制

断水時には消防水利の確保が重要となるため、有効かつ的確な水利統制を実施する。また、離れた場所からの取水に対応するため、消防車両の積載ホースの増加等により、中継放水を実施する。

(8) 同時多発火災の防御対策

ア．消火活動の体制

出動部隊数の調整及び活動部隊数の合理化、並びに無線統制を行うとともに、消防団と連携し、的確な防御活動を実施する。

イ．活動体制の増強

非番署員の非常召集により緊急増強隊を編成するとともに、知事を通じて他の市町村に消防隊の応援要請を行う。

ウ．消火設備の確保

火災発生場所の分布状況に応じて、消防車両を的確に配分するとともに、ホース等の消火設備の確保を行う。また、消防車両や消火設備が不足する場合には、知事を通じて他の市町村に応援要請を行う。

エ．消防水利の確保

消火栓だけでなく、防火水槽からの取水や、河川、ため池等の自然水利の活用を行い、消防水利を確保する。

2．人命救助活動

香芝・広陵消防組合は警察との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

(1) 活動の方針

ア．香芝・広陵消防組合は、警察と相互に連絡をとり、協力して救出に当たる。また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に協力を要請する。

イ．特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。また、作業用重機は、民間業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(2) 活動の要領

ア．重傷・重体者の救出を優先する。

イ．被害拡大の防止を実施する。

ウ．傷病者の救出を実施する。

エ．救護所への傷病者の搬送を実施する。

オ．二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

カ．遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

3. 消防活動にかかわる応援の要請、受入れ

香芝・広陵消防組合単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき足し町村消防機関等の応援を要請する。

(1) 応援の要請

ア. 消防相互応援協定に基づく応援要請

火災の拡大が著しく単独では十分に消火活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

イ. 航空消防応援協定に基づく応援協定

大規模火災発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、知事を通じて応援を要請する。

ウ. 知事への応援要請

大規模火災発生時に、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第24条の2及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

エ. 消防庁長官の措置による応援体制

大規模火災発生時に、緊急消防隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

オ. 全国消防長会を通じたの応援体制

消防組織法第21条に基づく大規模災害消防応援実施計画によって直ちに応援要請を行う。

(2) 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

ア. 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。

イ. 応援隊との連絡調整のための連絡担当者を指名する。

ウ. 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

エ. 必要に応じて警察に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

オ. ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

4. 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、香芝・広陵消防組合が災害現場に到着するまでの間、初期消火、救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、香芝・広陵消防組合は、必要に応じて自主防災組織等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第2章 その他の災害

第1節 大規模交通災害応急対策

市内において航空機の墜落や鉄道事故等による大規模交通災害が発生した場合には、関係機関と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を要請する。

1. 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- (1) 航空機墜落事故
- (2) 旅客列車の衝突転覆事故
- (3) 大規模な自動車事故

2. 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

(1) 連絡体制

ア. 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって、香芝・広陵消防組合へ大規模交通災害の発生を通報する。

イ. 関係機関への連絡

市域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに事故の概要を直ちに県に報告のうえ、警察及び関係機関に連絡する。

(2) 応急対策の実施

ア. 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は、原則として市長の判断によって決定する。

イ. 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う

ウ. 応急対策活動

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、市民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

また、県をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

エ．広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

第2節 危険物等災害応急対策

香芝・広陵消防組合は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

1．危険物災害応急対策

- (1) 施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- (2) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - ア．災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - イ．危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ウ．災害状況の把握と状況に応じた作業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携確立
- (3) 施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示など必要な応急対策を実施する。

2．高圧ガス災害応急対策

施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示など必要な応急対策を実施する。

3．火薬類災害応急対策

施設の管理者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示など必要な応急対策を実施する。

第3節 化学テロ災害応急対策

1．通報及び初動体制

- (1) 110番又は119番通報の内容から判断して化学テロであることが疑われる場合には通報を受けた警察及び消防は相互にその内容について連絡を行う。
- (2) 保健所に通報があった場合には、保健所から警察及び消防にその内容を連絡する。
- (3) 警察及び消防は化学テロ対応に必要な資機材を有する部隊を出勤させる。
- (4) 通報を受けた消防は、化学テロと判明した場合若しくはその可能性が高い場合には、県に連絡するとともに、自衛隊に情報提供する。

2. 現場における初動体制

- (1) 現場に到着した警察及び消防は、活動及び連携の便宜を勘案の上、それぞれ現地指揮本部を設置するとともに、それぞれの情報をつき合わせて周囲の状況を合理的に判断して、直ちに立入検査区域等を設定する。立入検査区域等は、その後の状況の変化に応じて随時必要な見直しを行う。
- (2) 現場に到着した警察、消防、保健所等の関係機関は、化学テロ対応等に関する協議、連携、役割分担、情報の提供を行う現地調整所を設置するとともに、互いに連携して活動を実施する。現地調整所においては定時ないし随時に会合を開き、現場において活動する機関が設置する現地指揮本部間の総合調整を行う。
- (3) 警察及び消防は、関係機関との連携の下に、被害者に対する救助、一時除染及び救急搬送活動、物資の検知並びに情報収集活動を実施する。

3. 救助・救急搬送、救急医療計画

(1) 情報の集約と現場の連携

香芝・広陵消防組合は、救助・救急搬送、救急医療における情報を集約し、関係機関との連携を行う。

ア. 消防現地指揮本部との連携

- (ア) 消防の現場指揮本部（以下「消防現地指揮本部」という。）からの情報提供、各種要請、問い合わせに対応するとともに、消防現地指揮本部への助言、情報提供を行う。
- (イ) 現場の災害状況、被害者の観察結果、除染状況等の情報（以下「災害情報」という。）を集約するとともに必要に応じて当該災害情報を関係機関へ提供する。
- (ウ) 関係機関からの情報を消防現地指揮本部に提供する。

イ. 医療機関との連携

- (ア) 搬送先医療機関の選定を行う。
- (イ) 災害現場を搬送先医療機関等に提供する。
- (ウ) 現場でトリアージを行う医師の派遣要請を行う。
- (エ) 患者搬送後は、当該搬送先医療機関から、収容患者数、収容患者の氏名、程度（死亡、重症、中等症、軽症）及び症状、疑われる物質名その他参考となる情報、受入可能患者数等の情報（以下「医療情報」という。）を収集するとともに、他の医療機関、警察等にも必要に応じて提供する。

ウ. (財)日本中毒情報センターとの連携

- (ア) 災害情報及び医療情報を日本中毒情報センターに提供する。
- (イ) 日本中毒情報センターから、疑われる物資名、その毒性並びに治療情報その他参考となる情報（以下「中毒センター情報」という。）を収集するとともに、当該中毒センター情報を搬送先医療機関に提供する。

なお、日本中毒センターは、中毒センター情報を警察並びに保健所に対しても提供する。

エ．警察、保健所、その他関係機関との連携

(ア) 必要な情報の関係機関本部への提供、協議等を行う。

(イ) 関係機関から情報を受信し集約する。

(2) 応援要請

多数の被害者が発生する等、関係機関の救助・救急搬送、救急医療に係る対応能力を超えるような場合には、あらかじめ定められた手続きにより、緊急消防援助隊等の広域部隊を有する関係機関、民間輸送機関、医療機関等に対して広域支援を要請する。

第4節 その他突発災害応急対策

その他突発災害が発生した場合、災害の態様に応じ、応急対策を実施する。

本編において、大規模火災、大規模交通災害、危険物等災害、化学テロ災害を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるよう定めているが、その他にも大規模な食中毒・雑踏事故など不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係各部、香芝・広陵消防組合及び関係機関は災害の態様に応じ、「地震災害応急対策」、「風水害応急対策」を準用して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助、応急医療、被害の拡大防止対策、応援要請等の応急対策を実施する。

第1節 災害に係る市民相談の実施

1．生活相談体制の整備

災害により被害を受けた市民が、生活の再建ができるように各種生活相談に応じるため、相談窓口を設置するとともに速やかに事務処理が行える体制を整えるように努める。

(1) 相談窓口の設置

被災者の住宅、医療、法律など生活全般に関する各種相談に対し、迅速で的確な対応に努める。

(2) 相談内容

ア．行方不明者の捜索等に関すること。

イ．被災住宅の修理及び仮設住宅のあっせんに関すること。

ウ．建物被害判定に関すること。

エ．ライフラインの復旧に関すること。

オ．各種法律相談に関すること。

カ．税等に関すること。

キ．生業資金のあっせん、融資に関すること。

ク．義援金品の支給に関すること。

ケ．その他、必要な事項に関すること。

(3) 相談スタッフの充実

ア．相談内容に的確に対応するため、市以外の関係機関と連携するとともに民間の専門スタッフの協力を得るよう努める。

イ．相談体制の充実を図るため、手話通訳者、外国語通訳者の配置に努める。

2．メンタルケアの充実

災害に伴い被災者は、様々な精神症状に陥ることがある。これらの症状には個別的な対応を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や関係機関と協力し、速やかに次の対策を講じる。

- (1) 精神科医、保健師等による巡回相談
- (2) 総合福祉センターにおける精神保健相談
- (3) 小・中学校での児童カウンセリングの実施
- (4) 広報紙による情報提供

第2節 生活の確保

1. 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し支給する。

(1) 対象となる自然災害

対象となる自然災害は、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、次のいずれかに該当するものである。

ア．災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害（同条第2項のみなし規定を含む）

(ア) 市域内の住家減失世帯数が80世帯以上の自然災害

(イ) 県下の住家減失世帯数が1,500世帯以上で市域内の住家減失世帯数が40世帯以上の自然災害

(ウ) 半壊又は半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯、床上浸水及び土砂の堆積等で一時的な生活困難世帯は3世帯をもって1世帯とする

イ．市域内で10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した自然災害

ウ．県域内で100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した自然災害

(2) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、全壊・全焼・全流失した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

収入合計額	総所得金額 の合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
			複数世帯	単数世帯
500万円 以下の世帯	346万円 以下の世帯	世帯主の 年齢問わず	100万円	75万円
500万円超700万円 以下の世帯	346万円超510万円 以下の世帯	被災日において 世帯主が45歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円超800万円 以下の世帯	510万円超600万円 以下の世帯	被災日において 世帯主が60歳以上 または要援護世帯	50万円	37.5万円

注：収入合計額は、被災世帯に属する者の当該世帯が被災世帯となった年の前年の収入を対象とし、「地方税法（昭和25年法律第226号）」第5条第2項第1号の市民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額に基づき算出する。

(3) 支給金額

	通常経費		特別経費	合計
	生活必需品の 購入費・修理費	住居の移転費		
複数世帯	55万円	15万円	30万円	100万円
単数世帯	45万円	10万円	20万円	75万円

注：上限額50万円世帯の場合はそれぞれ半額

ア．通常経費

(ア) 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費

(イ) 住居の移転費

イ．特別経費

(ア) 被災世帯の住居地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

(イ) 住居移転のための交通費

(ウ) 住宅を賃借する場合の礼金

(エ) 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

2．災害弔慰金等

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、条例に定めるところによって、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した者がある場合に市長がその遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

自然災害により著しい障害を受けた者に対し、市長が災害障害見舞金を支給するものである。

(3) 災害援護資金

災害により住居等に被害を受けた世帯主に対し、市長が災害援護資金の貸付を行う。

3．住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対しては、「住宅金融公庫法」の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

4．生活福祉資金

低所得者世帯（資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融資を他から受け

ることが困難であると認められるものをいう)であって、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な者に対して貸付を行う。

災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付を行う。

5．母子・寡婦福祉資金

配偶者のない女子であって、現に未成年者を扶養している者に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している未成年者の福祉を増進するために活用する場合に対して貸付ける。

6．生活保護

生活保護法に基づく保護の要件を備えたり災者に対して、災害救助法が適用されない場合、災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服について特別基準を設定し、申請に基づいて範囲内で支給する。

7．義援金品の配分

災害の発生に伴い、市民、他府県市町村等から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分するものとする。

(1) 義援金の配分

義援金配分委員会で定めた配分方法や伝達方法に基づき、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 義援品の配分

ボランティア等の協力を得て、災害弱者を優先して配分する。

(3) 義援品の保管

義援品の保管については、配分が完了するまで公共施設に一時保管場所を確保する。

8．郵政事業の特例措置

(1) 小包郵便料金の免除

総務大臣が公示した場合は、被災者救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社あての救助物資の小包郵便物の料金は免除される。

(2) 郵便はがきの無償交付

災害救助法が適用された場合は、被災1世帯あたりはがき5枚及び郵便書簡1枚を交付する。

9．租税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は香芝市税条例により、市税の緩和措置を図るため、事態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付できないと認められるときは、その申請により2箇月を越えない期限においてこれらの納税期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、又は早急に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予、延滞金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対して必要と認められる場合は、固定資産税等の減税及び納入義務の免除を行う。

10. その他の減免等

(1) 国民健康保険料の減免及び徴収猶予

(2) 国民年金保険料の免除

(3) 保育・幼稚園保育料の減免

(4) J R 運賃の減免

(5) 学校給食費の減免

(6) し尿汲取り料の減免

(7) 上下水道料金の減免

第3節 り災証明書等の発行

各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、り災証明書等の交付体制を確立し、り災証明書等を交付する。

1. り災証明書の発行

調査部被害調査班は、被災者からり災証明書発行の申請があった場合には、次の要領によりり災証明書を発行する。

(1) 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

ア. 住家

- (ア) 全壊、全焼、流失
- (イ) 半壊、半焼
- (ウ) 床上浸水

イ. 人

- (ア) 死亡
- (イ) 行方不明
- (ウ) 負傷

(2) り災台帳の作成

家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯についてり災台帳を作成し、下記の調査結果に基づき、必要事項を記入する。

- ア. 総合調整部情報収集整理班が収集した人的被害の状況
- イ. 調査部被害調査班が実施した住家の被害状況調査の結果
- ウ. 整備部調査復旧班が実施した民間建築物の応急危険度判定の結果

(3) り災証明書の発行手続き

- ア. り災証明書発行申請に対して、り災台帳により確認のうえ発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。
- イ. り災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに判断して、り災届出証明書を発行する。この場合、その後の調査によって確認した場合は、り災証明書に切り替え発行する。
- ウ. 被災住家のり災証明書の発行は、原則として1世帯あたり1枚とする。なお、やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

(4) 証明手数料

り災証明については、証明手数料は徴収しない。

2. 被災証明書の発行

り災証明書の発行に至らない被災状況であって、被災者から各種援助制度の申請手続きに必要な被災証明の交付申請があった場合、調査部被害調査班は、現地調査の結果や写真等の申請者の立証資料をもとに判断したうえで、被災証明書を発行する。

第4節 民生安定計画

災害時において市民生活が大混乱し、社会不安が増長されることがしばしば見受けられる。市民生活の早期安定を図り、社会経済活動を回復させるための復旧対策を以下のように実施ものとする。

1．住宅の確保

(1) 公営住宅の確保

市は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、関係機関と調整のうえ、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修理及び建設費の融資

「災害救助法」の適用を受けた災害によって住宅に被害を受けた場合は、住宅金融公庫から住宅の建設資金又は補修資金の融資を受けることができる。

(3) り災都市借地借家法臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係を巡る混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれがある場合は、県を通じて国に法の適用検討を要請する。

2．雇用機会の確保

(1) 市は、被災者の職業あっせんについて県へ要請等を行う。

(2) 県は、災害による離職者の実態把握に努め、就職について公共職業安定所を通じて速やかにあっせんを行う。

また、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後に公的機関の発行する証明書（り災証明書等）により失業の認定を行い給付を行う。

第5節 中小企業及び農林業関係者の復興支援

被災した中小企業及び農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

1．中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、環境衛生金融公庫及び国民金融公庫等の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

2．農林漁業復興資金

災害により、農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に低利の資金を融資することにより、その経営を維持安定させることを目的として、天災融資資金農林漁業金融公庫等の制度金融による救済措置が講じられる。

第6節 公共施設等の復旧計画

災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において、応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施するものとする。

1．災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討のうえ、復旧計画を樹立する。

2．災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業（関係省庁：国土交通省、農林水産省）
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業（関係省庁：農林水産省）
- (3) 文教施設等災害復旧事業（関係省庁：文部科学省）
 - ア．公立学校施設災害復旧事業
 - イ．その他（文化財等）
- (4) 厚生施設等災害復旧事業（関係省庁：厚生労働省）
 - ア．社会福祉施設等災害復旧事業
 - イ．環境衛生施設等災害復旧事業
 - ウ．医療施設災害復旧事業
 - オ．その他（水道施設、感染症指定医療機関）
- (5) その他の施設に係る災害復旧事業（関係省庁：国土交通省）
 - ア．都市施設災害復旧事業（街路、都市排水施設等）
 - イ．公営住宅災害復旧事業
 - ウ．鉄道災害復旧事業

3．激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚災害法」という。）に基づいて、市では被害の状況を速やかに調査し把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

第7節 災害復旧に係る財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。

1. 法律等による一部負担又は補助

災害復旧事業の実施にあたり、法律等に基づき国が負担又は補助する主な事業は次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関等復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路、都市排水施設等の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設の復旧
児童福祉法	児童福祉施設の復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設の復旧
老人福祉法	老人福祉施設の復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設の復旧
売春防止法	婦人保護施設の復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

2. 激甚災害法に定める事業

激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア．公共土木施設災害復旧事業
- イ．公共土木施設災害関連事業
- ウ．公立学校施設災害復旧事業
- エ．公営住宅災害復旧事業
- オ．生活保護施設災害復旧事業
- カ．児童福祉施設災害復旧事業
- キ．老人福祉施設災害復旧事業
- ク．身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ．知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ．婦人保護施設災害復旧事業
- サ．感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ．感染症予防事業
- ス．堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- セ．湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア．農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ．農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ．天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- エ．土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- オ．森林災害復旧事業の対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア．中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ．小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ．事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ．中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア．公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ．私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ．市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ．母子及び寡婦保健法による国の貸付の特例
- オ．水防資機材費の補助の特例
- カ．り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ．産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク．公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ．雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第 8 節 復興計画

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

1．基本方針の決定

市及び県は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国や県、関係機関と協議を行うとともに、必要に応じて関係機関の代表者により構成する復興計画策定委員会を設置し、災害復興の基本方針を策定する。また、基本方針を策定した場合には、速やかに市民に公表する。

2．原形復旧

原形復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

3．復興計画の策定

市は、生活及び事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目指し、災害復興の基本方針を踏まえ、具体的な災害復興計画の策定を行う。

(1) 復興計画の基本的方向

ア．地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤等の改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ．市は、復興計画の迅速かつ確かな作成と遂行のため、広域調整、国・県との連携等の体制整備を行う。

ウ．市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

(2) 復興計画に定める事項

ア．市街地復興に関する計画

イ．住宅復興に関する計画

ウ．産業復興に関する計画

エ．生活復興に関する計画

オ．上記各計画の事業手法、財源の確保、推進体制に係る事項

資 料 編

1	災害対策本部関係	
1 - 1	香芝市災害対策本部規程	1
1 - 2	香芝市災害対策本部規定別表（第7条関係）	5
2	消防関係	
2 - 1	危険物施設一覧表	9
2 - 2	消防団数及び装備	10
2 - 3	香芝・広陵消防組合の消防車両配置状況	11
2 - 4	香芝・広陵消防組合の消防主力機械・特殊資機材	11
3	水防関係	
3 - 1	水防警報指定河川及びそれ以外の河川	12
4	被害状況関係	
4 - 1	災害時における被害情報の報告の取扱いについて	14
4 - 2	応急被災状況報告書	16
4 - 3	被害状況調査書	17
4 - 4	被害状況調査報告書	20
4 - 5	災害概況速報（別紙様式）	26
4 - 6	被害状況即報（第1号様式）	28
4 - 7	災害年報（第2号様式）	30
4 - 8	被害状況等の報告系統	32
4 - 9	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	35
5	輸送関係	
5 - 1	緊急通行車両確認証明書及び標章	39
5 - 2	緊急通行車両確認申請書	41
5 - 3	緊急通行車両事前届出書	42
5 - 4	緊急通行車両事前届出済書	43
5 - 5	市における自動車保有状況	44
6	災害注意施設関係	
6 - 1	患者及び助産収容施設一覧表	45
6 - 2	医療機関名一覧表	46
6 - 3	文化財一覧表	47

7	飲料水・食料・生活必需品関係	
7 - 1	応急給水用機械器具	48
8	災害時応援関係	
8 - 1	大規模災害相互物資援助協定	49
8 - 2	災害時における相互応援協定	51
8 - 3	大規模災害時における物資調達に関する協定書	53
8 - 4	災害時における香芝市と香芝局区内郵便局との 相互協力に関する覚書	55
8 - 5	公用令書	57
9	自然条件・災害履歴	
9 - 1	奈良県の被害地震	60
9 - 2	市における近年の風水害	65
10	自衛隊派遣依頼関係	
10 - 1	自衛隊の派遣依頼書及び撤収依頼書	66
11	危険箇所関係	
11 - 1	老朽ため池危険箇所一覧表	68
参 考		
1 .	香芝市防災会議条例	69
2 .	香芝市災害対策本部条例	71
3 .	香芝市防災会議委員	72
4 .	災害対策基本法（抄）	73

香芝市災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 香芝市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織並びに運営については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)並びに香芝市災害対策本部条例(昭和37年条例第14号、以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 条例第3条第1項の規定により設置することのできる部は、次のとおりとする。

- (1) 総合調整部
- (2) 総務部
- (3) 調査部
- (4) 環境部
- (5) 救援部
- (6) 整備部
- (7) 建設部
- (8) 避難部
- (9) 給水部
- (10) 消防部

2 部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総合調整部

- ア. 本部の運営及び庶務並びに総合企画に関すること。
- イ. 各部及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- ウ. 被害情報等の収集及び集約に関すること。
- エ. 災害広報に関すること。
- オ. 各部間の応援動員及び人員調整に関すること。

(2) 総務部

- ア. 災害に関する予算等に関すること。
- イ. 市有施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。
- ウ. 応急仮設住宅の建設に関すること。
- エ. 義援金に関すること。

(3) 調査部

- ア. 一般民家の被害状況調査に関すること。
- イ. 避難勧告の実施に関すること。
- ウ. 交通機関の被害調査に関すること。
- エ. 市議会との連絡に関すること。

(3) 環境部

- ア．応急食糧に関する事。
- イ．清掃に関する事。
- ウ．し尿収集に関する事。
- エ．遺体の収容及び埋火葬に関する事。

(4) 救援部

- ア．救援物資に関する事。
- イ．ボランティアの受け入れに関する事。
- ウ．医療機関との連絡調整に関する事。

(5) 整備部

- ア．被災建築物応急危険度判定に関する事。
- イ．緊急輸送道路に関する事
- ウ．下水道施設災害に関する事。

(6) 建設部

- ア．土木施設災害に関する事。
- イ．農林水産業の被害調査及び復旧に関する事。
- ウ．交通規制に関する事。

(7) 避難部

- ア．教育施設の応急復旧に関する事。
- イ．避難所の開設及び管理運営に関する事。
- ウ．授業の応急措置に関する事。

(8) 給水部

- ア．水道施設災害に関する事。
- イ．給水源の確保に関する事。
- ウ．非常給水に関する事。

(9) 消防部

- ア．消防活動に関する事。
- イ．人命救助に関する事。

第3条 部に次の班を置く。

(1) 総合調整部

- ア．本部班
- イ．情報収集整理班 1班
- ウ．情報収集整理班 2班
- エ．要員班

(2) 総務部

- ア．総務班 1班
- イ．総務班 2班
- ウ．総務班 3班
- エ．総務班 4班

(3) 調査部

- ア．被害調査班 1班
- イ．被害調査班 2班
- ウ．被害調査班 3班
- エ．被害調査班 4班
- オ．被害調査班 5班

(4) 環境部

- ア．環境班 1班
- イ．環境班 2班
- ウ．環境班 3班

(5) 救援部

- ア．救援班 1班
- イ．救援班 2班
- ウ．救援班 3班
- エ．救援班 4班

(6) 整備部

- ア．調査復旧班 1班
- イ．調査復旧班 2班
- ウ．調査復旧班 3班
- エ．調査復旧班 4班
- オ．調査復旧班 5班

(7) 建設部

- ア．調査復旧班 1班
- イ．調査復旧班 2班
- ウ．調査復旧班 3班
- エ．調査復旧班 4班

(5) 避難部

- ア．避難所班 1班
- イ．避難所班 2班
- ウ．避難所班 3班
- エ．避難所班 4班
- オ．避難所班 5班
- カ．避難所班 6班

(8) 給水部

- ア．給水班 1班
- イ．給水班 2班

(班長)

第4条 班に班長を置き、関係課の長をもって充てる。

2 班長は上司の命を受け、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(本部の設置基準)

第5条 法第23条第1項の規定により本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が市域を含めて発令され、総合的な対策を必要とするとき。
- (2) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (3) 市域に大規模な火災、爆発等が発生し、総合的な対策を必要とするとき。
- (4) その他、市長が必要と認めたとき。

(本部の設置場所)

第6条 本部は、市役所西側会議室棟第6会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により他の市有施設に設置するものとする。

(本部の配置)

第7条 本部の組織及び所掌事務は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(本部会議)

第8条 災害に関する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって充てる。

(通報)

第9条 各部において災害情報を得たときは、直ちに本部事務局情報収集整理班に通報するものとする。

- 2 本部事務局情報収集整理班は、各部から災害情報等を受けたときは、速やかに集約整理し、本部事務局本部班に報告するものとする。

(情報の発表)

第10条 災害情報の発表は、本部事務局長が行う。

(本部の廃止基準)

第11条 本部の廃止基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市域において、災害発生のおそれが解消したとき。
- (2) 本部長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- (3) 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めたとき。

- 2 本部廃止後の事務連絡は、企画政策課において行う。

(その他)

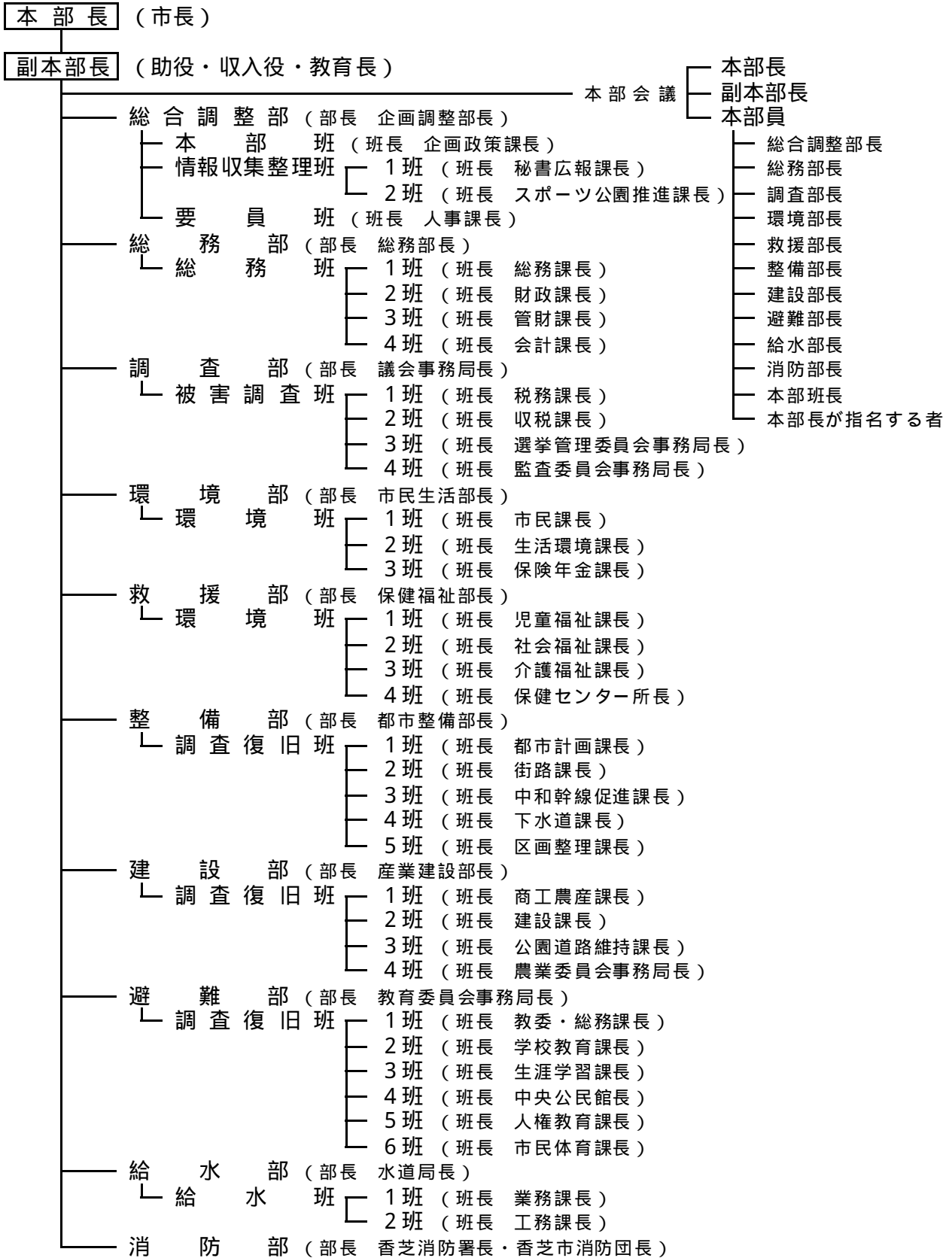
第12条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

災害対策本部組織表



別表第2（第7条関係）

総合調整部

本部班

- 1 本部の運営及び庶務並びに総合企画に関する事。
- 2 本部会議に関する事。
- 3 本部長の指示及び命令の伝達に関する事。
- 4 各部及び関係機関等との連絡調整に関する事。
- 5 国及び県への報告に関する事。
- 6 自衛隊及び関係機関等への応援要請に関する事。
- 7 臨時ヘリポートの開設に関する事。
- 8 香芝市文化振興財団との連絡調整に関する事。

情報収集整理班 1班、2班

- 1 被害情報、災害情報及び気象情報の収集及び集約に関する事。
- 2 各部、各機関から収集し、集約した情報の伝達に関する事。
- 3 避難勧告及び災害広報の伝達に関する事。
- 4 被害状況の記録に関する事。

要員班

- 1 各部間の応援動員及び人員調整に関する事。
- 2 職員の食糧の確保及び配給に関する事。
- 3 総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

総務部

総務班 1班、2班、3班、4班

- 1 災害に関する自治会との連絡調整に関する事。
- 2 災害に関する予算等に関する事。
- 3 市有施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。
- 4 公用車両の確保及び配車に関する事。
- 5 応急仮設住宅の建設に関する事。
- 6 義援金の受領及び配付に関する事。
- 7 香芝市土地開発公社との連絡調整に関する事。
- 8 総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

調査部

被害調査班 1班、2班、3班、4班

- 1 一般民家の被害状況の調査、収集及び報告に関する事。
- 2 被災証明の発行に関する事。
- 3 避難勧告の実施に関する事。
- 4 交通機関の被害調査に関する事。
- 5 災害に関する市議会との連絡に関する事。
- 6 総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

環境部

環境班 1班、2班、3班

- 1 応急食糧の調達、配給に関する事。
- 2 炊き出し協力要請に関する事。
- 3 臨時ゴミ収集に関する事。
- 4 臨時し尿収集に関する事。
- 5 遺体の収容及び埋火葬に関する事。
- 6 香芝・王寺環境施設組合との連絡調整に関する事。
- 7 総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

救援部

救援班 1班、2班、3班、4班

- 1 救援物資等の輸送に関する事。
- 2 救援物資の受入配分並びに管理に関する事。
- 3 被服、寝具その他生活必需品の調達、配給に関する事。
- 4 ボランティアの受入体制の確立に関する事。
- 5 医療・助産活動に関する事。
- 6 医薬品等の確保に関する事。
- 7 医療機関との連絡調整に関する事。
- 8 医療救護班の編成及び出勤計画に関する事。
- 9 香芝市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- 10 総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

整備部

調査復旧班 1班、2班、3班、4班、5班

- 1 緊急輸送道路の被害状況調査及び復旧に関する事。
- 2 道路交通情報の収集に関する事。
- 3 被害（復旧）状況の記録に関する事。
- 4 被災建築物応急危険度判定に関する事。
- 5 下水道施設の被害調査、応急復旧に関する事。
- 6 総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

建設部

調査復旧班 1班、2班、3班、4班

- 1 道路、河川、橋りょう、公園等、公共施設の被害状況調査及び復旧に関する事。
- 2 農林水産業の被害調査及び復旧に関する事。
- 3 交通規制の実施に関する事。
- 4 被害（復旧）状況の記録に関する事。
- 5 香芝市シルバー人材センターとの連絡調整に関する事。
- 6 総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関する事。

避難部

避難所班 1班、2班、3班、4班、5班、6班

- 1 学校教育施設の被害状況調査及び復旧に関すること。
- 2 社会教育施設の被害状況調査及び復旧に関すること。
- 3 教育施設の使用協力及び教員、給食調理員等の動員に関すること。
- 4 避難所の開設及び管理運営に関すること。
- 5 ボランティア活動の支援に関すること。
- 6 被災学校における授業の応急措置に関すること。
- 7 総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

給水部

給水班 1班、2班

- 1 水道施設の被害調査、応急復旧に関すること。
- 2 飲料水の供給に関すること。
- 3 水質検査に関すること。
- 4 県水道局との連絡調整に関すること。
- 5 総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

消防部

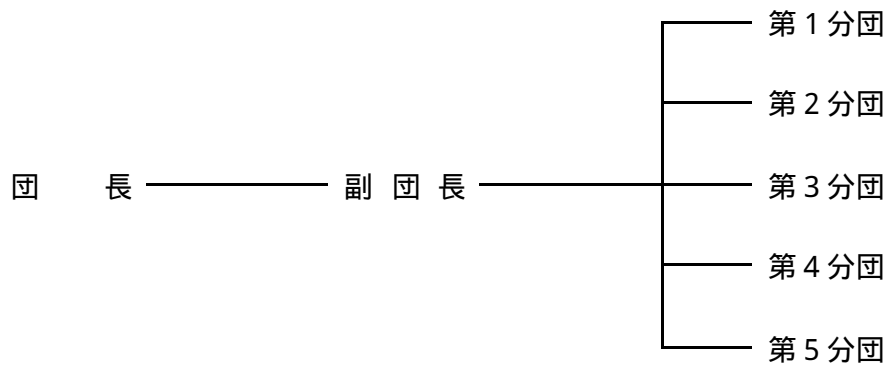
- 1 水害、火災、その他災害処理、救出・救助活動に関すること。
- 2 香芝・広陵消防組合との連絡に関すること。
- 3 総合調整部情報収集整理班との連携及び各部との連絡調整に関すること。

危険物施設一覧表

(平成13年4月1日現在)

製造所等の別		施設数
貯蔵所	屋内貯蔵所	8
	屋外貯蔵所	1
	屋内タンク貯蔵所	4
	屋外タンク貯蔵所	11
	地下タンク貯蔵所	32
	移動タンク貯蔵所	5
	簡易タンク貯蔵所	1
	小計	62
取扱所	給油取扱所	16
	自家用給油取扱所	4
	第1種販売取扱所	0
	一般取扱所	10
	小計	30
合計		92

消防団数及び装備



消 防 車 (台)	6 (指令車1、ポンプ車5)
分団数及び団員数 (人)	5分団 123人
防 火 水 槽 (箇所)	108
消 火 栓 (箇所)	1,473 (降雪1,459、施設14)

(平成13年4月1日現在)

香芝・広陵消防組合の消防車両配備状況

車 両 名	台 数
普通ポンプ車	2
水槽付ポンプ車	1
化 学 車	1
はしご式はしご車	2
高規格救急車	3
救 急 車	1
救助工作車	2
指 揮 車	2
資機材搬送車	1
広 報 車	1
原調車	1

(平成13年12月現在)

資料2 - 4

香芝・広陵消防組合の消防主力機械・特殊資機材

機 械 名	数 量
小型動力ポンプ	5台
耐 熱 服	2式
耐 電 衣	1式
防 毒 衣	4式
防塵マスク	5式
保護メガネ	9式
空気呼吸器	29式
ガス・酸素等測定器	1式
車載用消火器(粉末)	17本
泡消火薬剤 (スーパーフォーム260㍓) (フォスチック180㍓)	320㍓
パーライト	34袋

(平13年12月現在)

水防警報指定河川（知事管理区間）

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	要水防区域			重要水防区域			特に重要な水防区域		
				位置	延長(m)	種別	位置	延長(m)	種別	位置	延長(m)	種別
葛下川	左	高田	大和高田市香芝市上牧町王子河合町	自 大和高田市野口	500	堤防高 家屋連担	自 大和高田市野口	1,660	堤防高 漏水衝			
				至 大和高田市野口			至 香芝市別所					
				自 香芝市別所	300	堤防高 家屋連担	自 香芝市別所	620	堤防高 堤防強度			
				至 香芝市別所			至 香芝市瓦口					
				自 香芝市瓦口	400	堤防高 家屋連担	自 香芝市瓦口	1,090	堤防高 漏水衝			
至 香芝市瓦口	至 香芝市下田東											
自 香芝市下田東	6,220	堤防高 家屋連担										
至 王寺町大峯												

右	高田	大和高田市 香芝市 牧子町 河合町	自 大和高田市野口 至 大和高田市野口	500	堤防高 家屋連担	自 大和高田市野口 至 香芝市別所	1,660	堤防高 漏水衝			
			自 香芝市別所 至 香芝市別所	300	堤防高 家屋連担	自 香芝市別所 至 香芝市瓦口	620	堤防高 堤防強度			
			自 香芝市瓦口 至 香芝市瓦口	400	堤防高 家屋連担	自 香芝市瓦口 至 香芝市下田東	1,090	堤防高 漏水衝			
			自 香芝市下田東 至 王寺町王寺 3丁目	6,220	堤防高 家屋連担						

水防警報指定河川以外の河川（知事管理区間）

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	要水防区域			重要水防区域			特に重要な水防区域		
				位置	延長(m)	種別	位置	延長(m)	種別	位置	延長(m)	種別
竹田川	左	高田	香芝市	至 香芝市穴虫	1,490	堤防高						
	右	高田	香芝市	自 香芝市穴虫 至 香芝市穴虫	1,490	堤防高						
原川	左	高田	香芝市	自 香芝市関屋 至 香芝市穴虫	500	堤防高						
	右	高田	香芝市	自 香芝市関屋 至 香芝市穴虫	500	堤防高						

災害時における被害情報の報告の取扱いについて

1. 総合調整部情報収集整理班への報告

参集途上における報告

勤務時間外等に災害が発生した場合、職員は参集途上において被害状況等の概況把握を行い、参集後直ちに「応急被災状況報告書」（資料4 - 2）を作成し、所属班長を通じて総合調整部情報収集整理班へ報告を行うものとする。

被害状況調査結果の報告

職員は、各自の所属する班長の指示のもと、災害発生後速やかに自らの班が把握すべき被害状況を調査し、「被害状況調査書」（資料4 - 3）により所属班長へ報告を行うものとする。

所属班長は、被害状況調査の結果を「被害状況調査報告書」（資料4 - 4）にとりまとめ、「被害状況調査書」（資料4 - 3）を添付し、総合調整部情報収集整理班へ報告を行うものとする。

2. 奈良県への報告

災害発生直後

気象予警報の発令の有無に関わりなく被害の発生を覚知した場合は、電話にて県消防防災課（夜間・休日の場合は守衛室）に第1報をいれるものとし、また併せて「災害概況速報」（資料4 - 5）を県防災FAXにて報告を行うものとする。

災害警戒体制時

災害警備体制をとった場合は、「被害状況速報」（資料4 - 5）により被害の状況を県消防防災課に県防災FAXにて報告を行うものとする。なお、被害状況について変化があれば速やかに続報をFAXするものとする。

災害対策本部の設置・解散

災害対策基本法第23条に基づく市長を本部長とした災害対策本部を設置した場合は、速やかに県消防防災課に電話連絡するとともに、「被害状況速報」（資料4 - 6）により被害の状況を県消防防災課に県防災FAXにて報告を行うものとする。

災害対策本部を解散した場合も設置した場合と同様であるが、その場合はその後の体制についても報告を行うものとする。

避難の指示・勧告を行った場合

災害対策基本法第60条に基づく避難の指示・勧告を行った場合は、速やかに県消防防災課に電話連絡するとともに、「被害状況速報」(資料4-6)により被害の状況を県消防防災課に県防災FAXにて報告を行うものとする。

なお、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。また、速やかに県消防防災課に電話連絡するとともに、「被害状況速報」(資料4-6)により被害の状況を県消防防災課に県防災FAXにて報告を行うものとする。

なお、報告する場合は、地域名、世帯数、人数を記載するとともに、立退き先を指示した場合は、その場所についても報告するものとする。

避難所を設置した場合(自主的避難がある場合)

避難所を設置した場合は、速やかに県消防防災課に電話連絡するとともに、「被害状況速報」(資料4-6)により被害の状況を県消防防災課に県防災FAXにて報告を行うものとする。

住民が、自主的に避難を行った場合も同様に報告を行うものとする。

なお、報告する場合は、地域名、世帯数、人数を記載するとともに、その収容先についても記載するものとする。

平成 年 月 日

応急被災状況報告書

報告者 所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____

情報入手方法： _____ 情報入手時間： ____日 ____時 ____分

報告場所						私見等		
報告要旨								
死傷者	死者	人	負傷者	人	不明	人	計	人
住家	流失	棟	床上浸水	棟	床上浸水	棟	計	棟
	全焼	棟	半焼	棟			計	棟
	全壊	棟	半壊	棟	一部破損	棟	計	棟

概要図

建築物の全・半壊、道路・橋りょうの通行可否（車、オートバイ、徒歩）、人の死亡、行方不明、
資料 4 資料 3
負傷者未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の明示等を図示して下さい。

平成 年 月 日

被害状況調査書（人的被害・住家等の被害）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

調査場所（住所等）

調査日時

被害 の 状 況	人的被害		住家等の被害					
	死者	人	全壊	棟	世帯	流失	棟	世帯
	重傷者	人	半壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
	軽傷者	人	全焼	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
	行方不明者	人	半焼	棟	世帯	一部破損	棟	世帯
	計	人				計	棟	世帯

救急・救助活動の状況

概要図（別途、住宅地図等を添付してもかまわない。）

- 被害を受けた場所と被害を受けていない場所を明記すること。

平成 年 月 日

被害状況調査書（公共土木施設・ライフライン等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

調査場所（住所等）

調査日時

被害
の
状
況

調査項目

（該当する項目に 印をつけること）

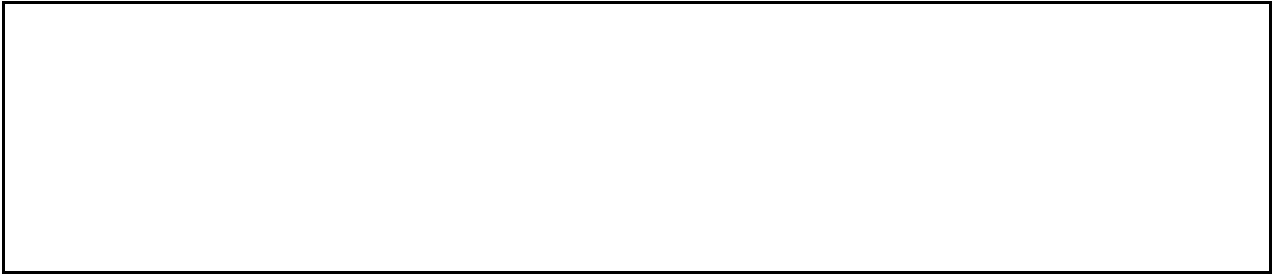
- 道路、橋りょう
- 河川、水路、ため池
- 田畑
- 山地災害危険地区等
- 上水道施設
- 下水道施設
- その他

（ _____ ）

応急対策活動の状況

概要図（別途、住宅地図等を添付してもかまわない。）

- ライフラインについては、被害箇所とともに、供給が可能な区域と不可能な区域を区分すること。



平成 年 月 日

被害状況調査書（公共施設・医療機関等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

施設名称

調査日時

被
害
の
状
況

応急対策活動の状況

概要図

- 建築物の被害状況だけでなく、塀や柵、フェンス、高木等の倒壊の有無についても記載すること。
- また、周辺の道路状況等を含め、当該施設へのアプローチの可否についても記載すること。

資料4 - 3

平成 年 月 日

被害状況調査書（人的被害・住家等の被害）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

調査場所（住所等）

調査日時

被害 の 状 況	人的被害		住家等の被害					
	死者	人	全壊	棟	世帯	流失	棟	世帯
	重傷者	人	半壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
	軽傷者	人	全焼	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
	行方不明者	人	半焼	棟	世帯	一部破損	棟	世帯
	計	人				計	棟	世帯

救急・救助活動の状況

概要図（別途、住宅地図等を添付してもかまわない。）

- 被害を受けた場所と被害を受けていない場所を明記すること。

平成 年 月 日

被害状況調査書（公共土木施設・ライフライン等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

調査場所（住所等）		調査日時
被害 の 状 況		調査項目 (該当する項目に 印をつけること) • 道路、橋りょう • 河川、水路、ため池 • 田畑 • 山地災害危険地区等 • 上水道施設 • 下水道施設 • その他 ()
	応急対策活動の状況	
概要図（別途、住宅地図等を添付してもかまわない。） • ライフラインについては、被害箇所とともに、供給が可能な区域と不可能な区域を区分すること。		

平成 年 月 日

被害状況調査書（公共施設・医療機関等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

施設名称

調査日時

被
害
の
状
況

応急対策活動の状況

概要図

- 建築物の被害状況だけでなく、塀や柵、フェンス、高木等の倒壊の有無についても記載すること。
- また、周辺の道路状況等を含め、当該施設へのアプローチの可否についても記載すること。

平成 年 月 日

被害状況調査報告書（公共土木施設等）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

被害区分	道路、河川等の名称	地 先 名（住 所 等）	被害見込金額	備 考 （被害の程度、復旧の見込等）

* 被害区分について（次に示す区分により、当該番号を記入すること。）

- 1．道路被害 2．橋りょう被害 3．河川被害 4．ため池被害
5．崖くずれ等 6．鉄道被害

平成 年 月 日

被害状況調査報告書（ライフライン）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

被害区分	地 先 名（住 所 等）	供給不能世帯数	被害見込金額	備 考 （被害の程度、復旧の見込等）

* 被害区分について（次に示す区分により、当該番号を記入すること。）

- 1 . 上水道施設の被害 2 . 下水道施設の被害 3 . 電力施設の被害 4 . ガス施設の被害 5 . 電話施設の被害

平成 年 月 日

被害状況調査報告書（農林・商工業）

報告者 所属： _____ 部 _____ 班 氏名： _____

被害区分	地 先 名(住 所 等)	農作物及び取扱品 の 種 類	被害面積 (農林業のみ記載)	被害見込金額	備 考 (被害の程度等)

* 被害区分について（次に示す区分により、当該番号を記入すること。）

- | | | | |
|------------|----------|------------|----------|
| 1．流失・埋没（田） | 2．冠 水（田） | 3．流失・埋没（畑） | 4．冠 水（畑） |
| 5．農業施設被害 | 6．農作物被害 | 7．林地被害 | 8．林道被害 |
| 9．商工業被害 | | | |

別紙様式

災 害 概 況 即 報
災 害 名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分						
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人				計	人	半壊	棟
									床下浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況									

災害概況即報記入要領

- 発生場所、発生日時 ・当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。
- 災害の概況 ・風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- ・地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- ・雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- ・その他これらに類する災害の概況
- 被害の状況 ・判明している事項を具体的に記入すること。
- ・その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。
- ・また、高齢者や障害者の被害状況を併記（再掲）すること。
- 応急対策の状況 ・当該災害に対して市町村（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記入すること。
- ・特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載すること。
- ・また、高齢者や障害者の人員を併記（再掲）すること。

第1号様式 被害状況即報

市 町 村 名			区 分		被 害	
災 害 名 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha	
	第 報			冠 水	ha	
報 告 者 名	月 日 時現在		畑	流失・埋没	ha	
				冠 水	ha	
区 分 被 害			文 教 施 設		箇所	
			病 院		箇所	
人的被害			道 路		箇所	
			橋 り ょ う		箇所	
死 者 人			河 川		箇所	
			負 傷 者		重 傷 人	
行 方 不 明 者 人			港 湾		箇所	
			負 傷 者		軽 傷 人	
全 壊			砂 防		箇所	
			清 掃 施 設		箇所	
半 壊			崖 く ず れ		箇所	
			鉄 道 不 通		箇所	
一 部 破 損			被 害 船 舶		箇所	
			水 道 戸			
床 上 浸 水			電 話 回 線			
			電 気 戸			
床 下 浸 水			ガ ス 戸			
			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
非 住 家			り 災 世 帯 数		世 帯	
			り 災 者 数		人	
公 共 の 建 物			火 災 発 生		件	
			建 物		件	
そ の 他			危 険 物		件	
			そ の 他		件	

区 分		被 害	市対 町策 村本 災部 害	名 称		
公 共 文 教 施 設	千円			設 置	月	日
農 林 水 産 業 施 設	千円		解 散		月	日
公 共 土 木 施 設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
そ の 他	農 業 被 害	千円				
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告、指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 被害額は省略することができるものとする					

被害状況即報記入要領

各 被 害 欄 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入すること。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」「電話」「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

備 考 欄

災害発生場所 被害を生じた地域又は大字名

災害の種類概況 台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入する。

応急対策の状況 次の状況を記載する。

- ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告、指示の状況
 避難の勧告・指示を行った場合はその日時、回数（連続して一体とみなされる避難の勧告・指示は1回と数える）及び避難している住民数等を記入すること。
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

市町村名

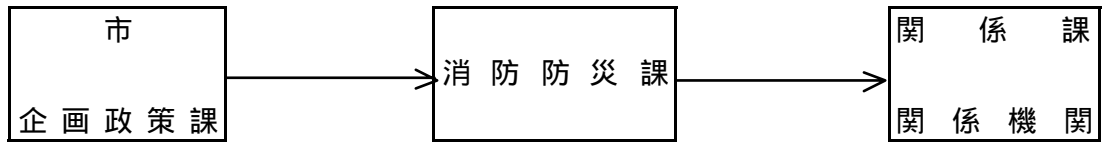
区分		災害名		市町村名					計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部損壊	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没冠水	ha						
		流失・埋没冠水	ha						
その他	畑	流失・埋没冠水	ha						
		流失・埋没冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							

市町村名

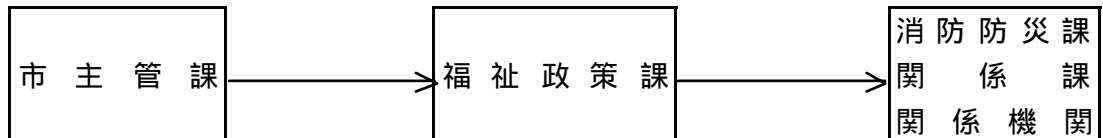
区分	災害名		発生年月日					計
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建	物件						
	危険	物件						
	その他	件						
り	災世帯数	世帯						
り	災者数	人						
公立文教施設	千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産施設	千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木建設	千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()	
小	計	千円	()	()	()	()	()	
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額	千円							
市町村災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日		
	解散	月日	月日	月日	月日	月日		
消防職員	出動延人数							
消防団員	出動延人数							

被害状況等の報告系統

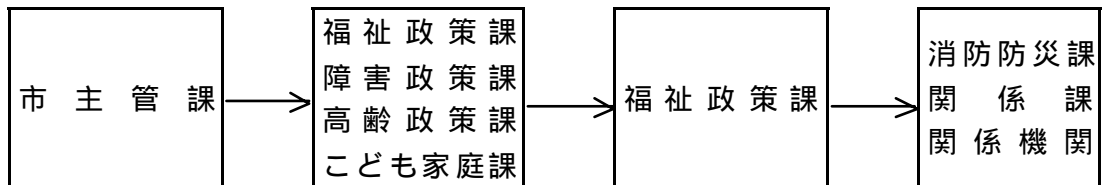
災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告、災害年報



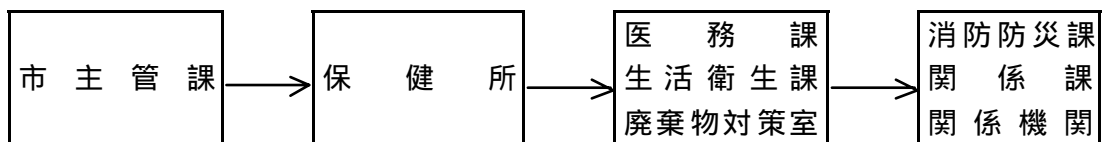
人、住家の被害状況報告



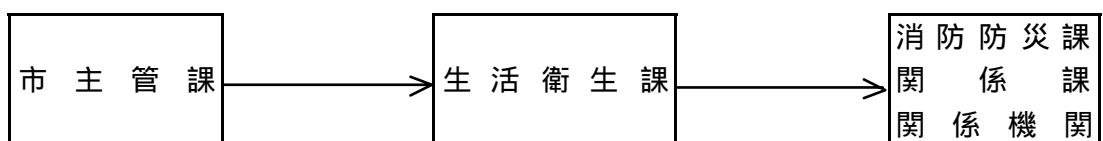
福祉関係施設被害状況報告



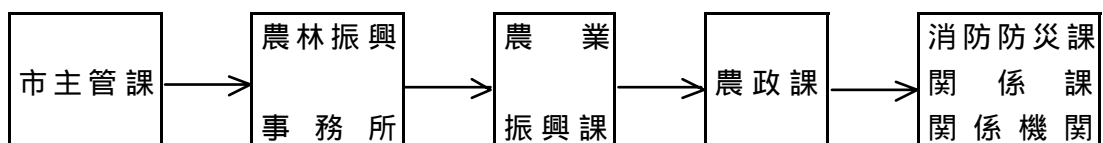
医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害状況報告



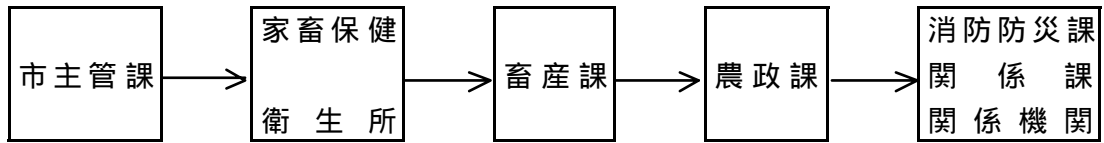
水道施設被害状況報告



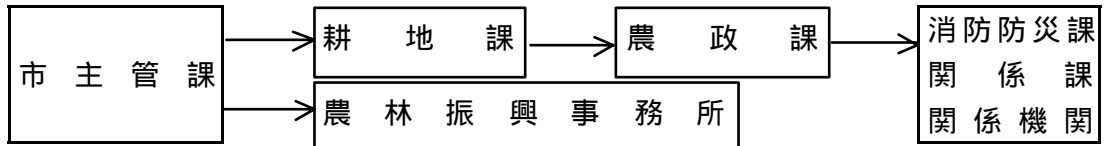
農業関係被害状況報告



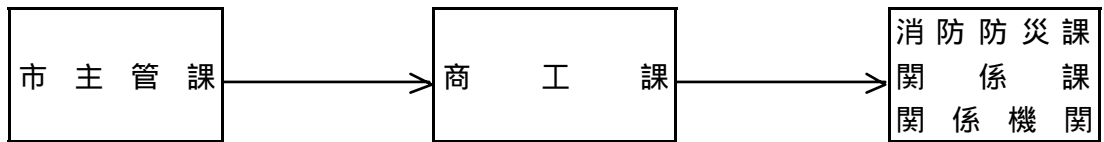
畜産業關係被害狀況報告



農地農業用施設被害狀況報告



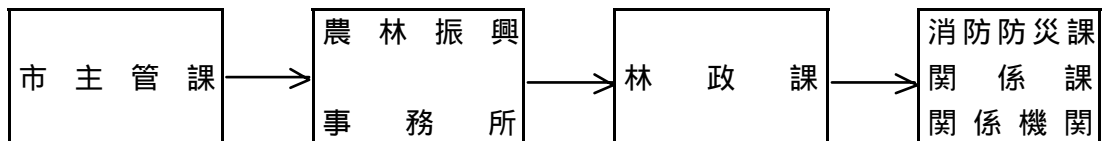
商工關係被害狀況報告



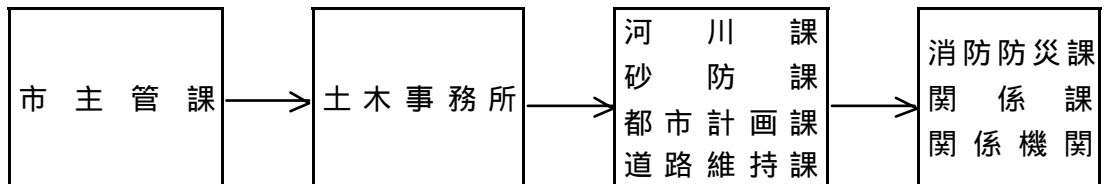
造林地、苗畑、林地等被害狀況報告



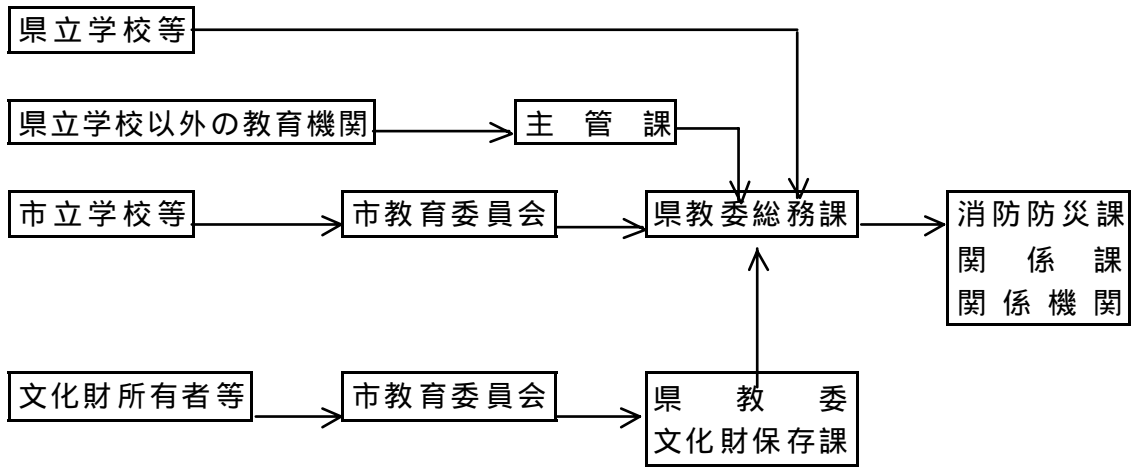
林產物、林產施設被害狀況報告



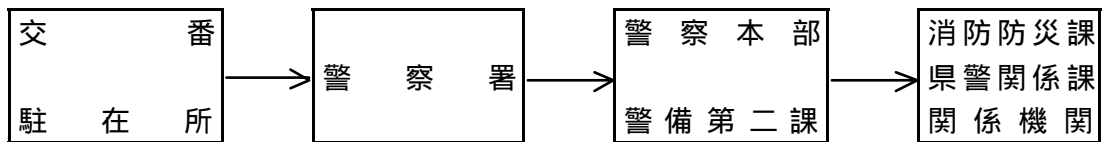
公共土木、都市施設被害狀況報告



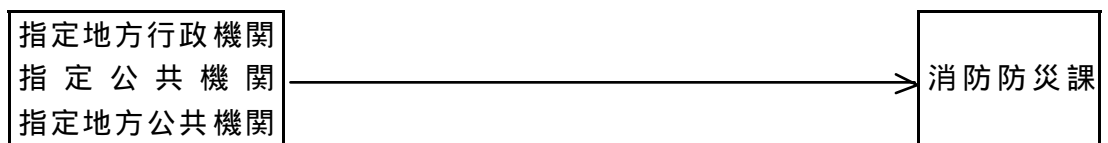
文教関係施設被害状況報告



警察関係施設被害状況報告



生活関連施設被害状況報告



「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格1戸当り平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額1戸当り2,034,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別途定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	1. 基準面積は平均1戸当り29.74㎡、2,498,000円以内であればよい。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2. 供与期間最高2年以内 3. 県外からの輸送費は別枠とする。
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当り 31,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算	災害発生の日から7日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	1. 費用は、避難所の設置、維持、及び管理のための賃金、職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3. 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1. 1人1日当り1,020円以内 2. 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分の支給可(大人、小人の区別なし)	災害発生の日から7日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考				
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		2. 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること				
		区 分	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯			4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊全焼	夏	17,700	22,700			33,500	40,100	50,900	7,400
		流失	冬	29,200	37,700			52,700	61,800	77,500	10,600
		半壊半焼	夏	5,800	7,700			11,600	14,000	18,000	2,400
	床上浸水	冬	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400			
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所... 社会保険診察報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕		患者の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額		分娩した日から7日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕		妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕		1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当り 308,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学校児童及び中学校生徒も含む)	1.教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2.文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当り 4,100円 中学校生徒 1人当り 4,400円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1.備蓄物資は評価額 2.入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人(12歳以上) 179,000円以内 小人(12才未満) 143,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にありかつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	1.輸送費、人件費は別途計上 2.災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,300円以内 — 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000円以内 — 検案 { 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は別途計上 3.死体の保存にドライアイスが必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	1. 自力では除去することのできない者 2. 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合	1世帯当り 141,100円以内	災害発生の日から 10日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	除却対象世帯は半壊及び床上浸水世帯数の1割5分以内とする。ただし、実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び人夫賃	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 災害にかかった者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,900円以内 薬剤師 12,300円以内 保健師、助産師、看護師 11,800円以内 土木技術、建築技術者 17,800円以内 大工、左官、トビ職 21,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 ④ 公安委員会 ④	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通 央 経 路	出発地		目的地
備 考			

備考、用紙は、日本工業規格A 5とする。

標 章



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分 を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認申請書

災害応急対策用	
緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書 平成 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申請者住所 氏 名 (印) 電 話 () -	
指定行政機関等の 名 称	
番号標に表示 されている番号	
車 両 の 用 途	1 警報の発令、伝達及び避難の勧告、指示 2 消防、水防その他応急措置 3 避難、救助その他の保護 4 児童等の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他の保健衛生 7 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 その他()
輸送人員又は品名	
使 用 者	住 所 電話 () -
	氏 名
出 発 予 定 地	

(注) この確認申請書には、当該車両の自動車検査証の写し(契約車等のあつては、契約書の写し等)を添付してください。

緊急通行車両事前届出書（表面）

災害応急対策用	
緊急通行車両事前届出書	
平成 年 月 日	
奈良県公安委員会 殿	
申請者住所 氏 名 (印) 電 話 () -	
指定行政機関等の 名 称	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
車 両 の 用 途	1 警報の発令、伝達及び避難の勧告、指示 2 消防、水防その他応急措置 3 避難、救助その他の保護 4 児童等の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他の保健衛生 7 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 その他()
輸送人員又は品名	
使 用 者	住 所 電話() -
	氏 名
出 発 予 定 地	

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両の自動車検査証の写し(契約車等のあつては、契約書の写し等)を添付してください。

緊急通行車両事前届出済書（裏面）

災害応急対策用	第 号
<p>緊急通行車両事前届出済書</p> <p>裏面のとおりに事前届出を受けたことを証する</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">奈良県公安委員会 印</p>	

(注) 1 災害発生時には、この届出済証の「災害発生時における確認欄」に必要事項を記載の上、警察本部交通規制課又は最寄りの警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。

2 届出内容に変更が生じ、若しくは本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、本届出済証の交付を受けた警察署等に届け出て再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

- (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。
- (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

災害発生時における確認欄	運行（通行）経路	出発地	経由地	目的地
	通行日時	自 平成 年 月 日 時から		
		至 平成 年 月 日 時まで		

市における自動車保有状況

種 類		台 数
乗 用 車		8
軽 貨 物		39
貨 物(トラックを含む)		19
バ ス		6
特殊車両(ゴミ収集車)		24
水 道 局	乗 用 車	3
	トラック	2
	軽 乗 用	1
	軽 貨 物	5
合 計		107

(平成13年12月現在)

患者及び助産収容施設一覧表

施設名	管理者	所在地	電話番号	診療科目	許可病床数							備考
					一般	老人	療養型	精神	結核	伝染	総数	
関屋病院	佐々木 雅綱	香芝市関屋北5-11-1	77-2435	内、眼、歯			350				350	
香芝旭ヶ丘病院	北川 洋	" 上中839	77-2434	内、外、整、耳、放 リハ、麻、リウマチ	99						99	
東朋香芝病院	石田 英文	" 瓦口211-1	76-0251	内、外、整、胃腸、 脳外、リハ	106	48					154	

医療機関名一覧表

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
医療法人下田診療所	香芝市下田西四丁目203-1	77-2613	安田医院	香芝市白鳳台二丁目23-1	78-7100
植嶋内科診療所	" 下田東三丁目1268-2	77-3331	医療法人安川クリニック	" 真美ヶ丘五丁目3-27	78-8555
澤井外科内科診療所	" 五位堂一丁目307	76-5454	片岡医院	" 西真美一丁目5-1	78-1818
医療法人澤田医院	" 五位堂五丁目155	76-2177	藤田産婦人科内科	" 逢坂七丁目130	78-4103
医療法人牧浦医院	" 高28	77-3054	森本眼科	" 西真美一丁目5-1	78-5775
増田医院香芝診療所	" 畑四丁目568-1	76-3476	フジキ整形外科	" 西真美二丁目3-29	71-2737
医療法人柘岡診療所	" 磯壁四丁目162-1	76-7678	岡耳鼻咽喉科	" 真美ヶ丘六丁目10	78-7409
五位堂診療所	" 五位堂四丁目392	77-5141	ふゆひろクリニック	" 磯壁三丁目94-1	79-0246
籾尾池診療所	" 関屋北三丁目12-39	76-1606	大須賀眼科	" 真美ヶ丘六丁目10	76-1324
河井医院	" 藤山一丁目1-13	76-5580	マミ皮フ科クリニック	" 真美ヶ丘六丁目10	77-9997
内科松山医院	" 磯壁六丁目234-6	76-4388	さない内科	" 真美ヶ丘四丁目16-1	78-0239
医療法人安川医院	" 下田西一丁目10-17	78-1700	池原皮膚科	" 瓦口2300	79-6181
松井内科	" 逢坂一丁目458-1	78-0286	山本内科医院	" 真美ヶ丘一丁目14-28	77-3773
まみ小児科	" 真美ヶ丘六丁目7-13	78-5422	よこた耳鼻咽喉科	" 下田西二丁目7-61	78-7041
中坊医院	" 逢坂八丁目207-1	78-1316	池原クリニック	" 五位堂1013	79-8600
香芝村尾クリニック	" 磯壁三丁目40-1	78-5810	高橋耳鼻咽喉科	" 狐井180-4	79-2905
堀川医院	" 穴虫106	77-1197	医療法人白鳳会林産婦人科五位堂分院	" 瓦口2288	71-5201

文化財一覧表 (平成13年3月31日現在)

区 分		名 称	時 代	所有者及び所在地
国	宝	金銅威奈大村骨蔵器	飛鳥(707)	香芝市穴虫出土(四天王寺蔵)
国 指 定 重要文化財	絵 画 彫 刻 史 跡	絹本著色聖衆来迎図 木造大日如来坐像 平野塚穴山古墳	鎌 倉 平 安 古 墳	阿日寺(香芝市良福寺) 常盤寺(香芝市良福寺) (香芝市平野)
奈 良 県 指定文化財	工 芸 工 芸 古 文 書 天然記念物 建 造 物 天然記念物	刀 刀 身 鹿島神社結鎮座文書 どんづる峯 大坂山口神社本殿 志都美神社の社そう	室 町 室 町 鎌倉~江戸 - 江 戸 -	牧浦修(香芝市高) " 鹿島神社(香芝市下田西) 近畿日本鉄道(株)(香芝市穴虫) 大坂山口神社(香芝市逢坂) 志都美神社(香芝市今泉)
香 芝 市 指定文化財	彫 刻 彫 刻 彫 刻 民 俗 史 跡 彫 刻 彫 刻 考 古 彫 刻 民 俗 天然記念物 天然記念物 民 俗 彫 刻 考 古 考 古 考 古 建 築 考 古 史 跡 絵 画	石造線刻阿弥陀如来坐像 石造浮彫不動明王立像 石造浮彫地藏菩薩立像 四季耕作図絵馬 別所城山第1・2号墳 木造阿弥陀如来坐像及両脇侍立像 木造十一面観音菩薩立像 刳抜式長持形石棺蓋石 木造阿弥陀如来立像 鑄鉄燈籠・鑄鉄鳥居 工ノキの巨樹 イチョウの巨樹 五位堂鑄物師関係資料 小原家文書 木造阿弥陀如来立像 伝今泉出土銀装大刀 長持形石棺蓋石 鶴峯荘第一地点遺跡土坑 凝灰岩製層塔 高山火葬墓木櫃 平野2・3号窯 板池紙貼彩色 阿弥陀三尊来迎図	平 安 鎌 倉 鎌 倉 明 治 古 墳 平 安 平 安 古 墳 古 墳 鎌 倉 江 戸 - - 江 戸 鎌 倉 飛 鳥 古 墳 石 器 鎌 倉 奈 良 古 墳 室町~江戸	正楽寺(香芝市平野) 念通寺(香芝市今泉) 地藏講(香芝市良福寺) 蔵島神社(香芝市五ヶ所) 香芝市(城山児童公園内) 宝樹寺(香芝市五位堂) 専称寺(香芝市畑) 香芝市(ふたかみ文化センター) 安遊寺(香芝市穴虫) 十二社神社(香芝市五位堂) 鹿島神社(香芝市下田西) 天神社(香芝市鎌田) 小原奈良雄(香芝市五位堂) 専称寺(香芝市畑) 香芝市(ふたかみ文化センター) 良福寺自治会(香芝市良福寺) 香芝市(ふたかみ文化センター) 三岡 智規(香芝市逢坂) 香芝市(ふたかみ文化センター) 香芝市(白鳳台3号児童公園内) 福応寺(香芝市狐井)

資料 7 - 1

応急給水用機械器具

平成 13 年 12 月現在

種 別	台数	運搬能力	備 考
給水タンク	5	5 t	水道局
水槽付消防ポンプ自動車	1	1.5 t	消防署
水槽付化学消防ポンプ自動車	1	1.5 t	〃
緊急用浄水器	2	五位堂小学校 香芝北中学校	教育委員会

資料 7 - 2

防災用備蓄物資一覧

平成 14 年 3 月 31 日現在

備蓄倉庫

区分	品名	数量	単位	区分	品名	数量	単位
	毛布	960	枚		ブルーシート(10×10)	6	枚
	寝袋	250	枚		ブルーシート(7.2×9)	9	枚
	フロアマット	100	枚		ブルーシート(5.4×7.2)	210	枚
	紙おむつ(S)	1,638	枚		災害救助道具セット	5	台
	紙おむつ(M)	2,160	枚		発電機	10	台
	紙おむつ(L)	2,091	枚		投光器	10	台
	ほ乳瓶	50	本		ヘッドライト	50	台
	簡易トイレ	3	台		ポータブルサーチライト	10	台
	ローソク	894	本		エアジャッキ	1	台
	医薬品(一式)	3	箱		チェーンソー	1	台
	大型救急箱	3	箱		エンジンカッター	7	台
	携帯救急箱	10	箱		水中ポンプ	100	本
	乾パン	720	食		ショベル	100	本
	ビスケット	504	食		さらい	13	本
	アルファーマ	700	食		竹ぼうき	30	本
	保存用豚汁	600	食		ヘルメット	150	個
	保存用うどん	300	食		担架	3	台
	サバイバルフーズ	1,620	食				
	保存水(500ml)	864	本				

ふたかみ文化センター倉庫

区分	品名	数量	単位
	ブルーシート(3.6×5.4)	445	枚

区分 …… 食料・生活必要物資
区分 …… 防災資機材

香芝北中学校倉庫

区分	品名	数量	単位
----	----	----	----

毛布	410	枚
敷マット	100	枚
紙おむつ(S)	42	枚
紙おむつ(M)	360	枚
紙おむつ(L)	51	枚
給水袋	1,000	袋
ローソク	180	本

資料 7 - 2

防災用備蓄物資一覧

平成 14 年 3 月 31 日現在

備蓄倉庫

区分	品名	数量	単位	区分	品名	数量	単位
	毛布	960	枚		ブルーシート(10×10)	6	枚
	寝袋	250	枚		ブルーシート(7.2×9)	9	枚
	フロアマット	100	枚		ブルーシート(5.4×7.2)	210	枚
	紙おむつ(S)	1,638	枚		災害救助道具セット	5	台
	紙おむつ(M)	2,160	枚		発電機	10	台
	紙おむつ(L)	2,091	枚		投光器	10	台
	ほ乳瓶	50	本		ヘッドライト	50	台
	簡易トイレ	3	台		ポータブルサーチライト	10	台
	ローソク	894	本		エアジャッキ	1	台
	医薬品(一式)	3	箱		チェンソー	1	台
	大型救急箱	3	箱		エンジンカッター	7	台
	携帯救急箱	10	箱		水中ポンプ	100	本
	乾パン	720	食		ショベル	100	本
	ビスケット	504	食		さらい	13	本
	アルファ-米	700	食		竹ぼうき	30	本
	保存用豚汁	600	食		ヘルメット	150	個
	保存用うどん	300	食		担架	3	台
	サバイバルフーズ	1,620	食				
	保存水(500ml)	864	本				

ふたかみ文化センター倉庫

区分	品名	数量	単位
	ブルーシート(3.6×5.4)	445	枚

区分 . . . 食料・生活必要物資

区分 . . . 防災資機材

香芝北中学校倉庫

区分	品名	数量	単位
	毛布	410	枚
	敷マット	100	枚
	紙おむつ(S)	42	枚
	紙おむつ(M)	360	枚
	紙おむつ(L)	51	枚
	給水袋	1,000	袋
	ローソク	180	本

大規模災害相互物資援助協定書

(趣 旨)

第 1 条 この協定は災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。)が発生し又は発生するおそれがあると認めるとき、災害応急対策に万全を期するため

大阪府 交野市 と

三重県 名張市 と

奈良県 香芝市 の三市が必要な食糧、医療品、生活必需品、資機材等の物資の相互援助を行うことについての協定を定めるものとする。

(物資援助要請)

第 2 条 災害が発生し又は発生するおそれがあり、物資援助を要請することが必要と認めるときは、協定する市に対し物資援助を要請することができるものとする。

(物資援助の範囲)

第 3 条 援助を要請する物資は次に掲げるものとする。

(1) 主食、副食、医療品、衣料、日用品、資機材等又はこれに類する物資で備蓄した物資とする。

(2) その他、援助を要請する市が指定する物資

(要請の方法)

第 4 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話又は電信等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助要請に基づく措置)

第 5 条 第 2 条の要請を受けたときは、優先的に物資を援助するものとする

(維持管理)

第 6 条 援助された物資の維持管理は、援助を要請した市が行うものとする。

(経 費)

第 7 条 第 2 条の要請に基づき援助した物資並びに輸送、維持管理等に要した経費は、援助を要請した市が負担するものとする。ただし、特段の理由がある場合については別に定める。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく適正な事務執行のため次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 大阪府交野市 土木部 土木総務課長
- (2) 三重県名張市 企画調整部 政策広報課防災対策室長
- (3) 奈良県香芝市 市長公室 企画課長

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は平成8年7月8日から平成11年7月7日までとする。

- 2 前項の期間満了の1月前までに、協定締結をした三市のいずれからもこの協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間協定を延長するものとし以後同様とする。

上記の条項によって大規模災害相互物資援助協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

協定締結の証として本書3通を作り当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年7月8日

大阪府交野市長 北田 輝雄

三重県名張市長 富永 英輔

奈良県香芝市長 先山 昭夫

災害時における相互応援協定

奈良県香芝市と滋賀県栗太郡栗東町は、いずれかの市・町域において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合、被災市・町の要請により、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、その他応援復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第2条 応援を要請する市・町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被災の状況
 - (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
 - (3) 応援を必要とする職員の職種及び人数
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 災害のための通信途絶等により被災市・町から前項の要請がない場合、相手市・町は自主的に情報収集を行い、被災甚大と判断される場合は、第1条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市・町は、誠意をもってこれを実施する。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要する経費の負担については、応援を要請した市・町が負担するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費及び身分等については、「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について」(平成7年2月23日付け自治公第5号自治省行政局公務員部公務課長通知)により、両市町が協議して定めるものとする。

(情報交換)

第5条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成10年4月16日から平成11年3月31日までとし、両市町いずれからこの協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両市町長署名押印のうえ、各々その1通を保有する。

平成10年4月16日

奈良県香芝市長 先山昭夫

滋賀県栗太郡栗東町長 猪飼峯隆

大規模災害時における物資調達に関する協定書

香芝市 市長 先 山 昭 夫（以下「甲」という。）と香芝市商工会 会長 岸 為 治（以下「乙」という。）の間に災害救助に必要な食糧、医療品、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達を協力要請することに関し、次のとおり協定する。

（要 請）

第 1 条 甲は香芝市内に災害（災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 項に規定する災害をいう。）が発生し又は発生する恐れがあると認めるときは、乙を通じて加盟する業者より保有する物資の供給協力を優先的に要請することができるものとする。

（物資調達の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は次に掲げるものとする。

- (1) 主食、副食、調味料、医薬品、衣料、日用品等又はこれに類する物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 3 条 第 1 条の要請は、文書をもって行なうものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 4 条 乙は第 1 条の要請を受けたときは、可能な限り物資の供給に関し協力するものとする。

（価 格）

第 5 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として甲は乙を通じて協議して定める。

（納 品）

第 6 条 物資の納品場所は、甲が指定するものとし、甲は当該納品場所に職員を派遣し物資を確認のうえ受け取るものとする。

（代金の支払い）

第 7 条 物資代金の支払いは、納品後速やかに乙を通じて行なうものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく適正な事務執行のためつぎのとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 香芝市 市長公室 企画課長
- (2) 香芝市商工会 事務局長

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、そのつど甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定の有効期間は、平成8年12月2日から平成9年12月1日までとする。
2 前項の期間満了の1月前までに、協定締結をしいずれからもこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間協定を延長するものとし以後同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年12月2日

香芝市市長	先山 昭夫
香芝市商工会会長	岸 為治

災害時における香芝市と香芝局区内郵便局との相互協力に関する覚書

香芝市長（以下「甲」という。）と香芝局区内郵便局代表者香芝郵便局長（以下「乙」という。）は、香芝市内に発生した地震その他による災害時において、香芝市及び香芝局内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、香芝市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 香芝局区内の郵便局又は香芝市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い
- (3) 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- (4) 所管施設及び用地の相互提供
- (5) 災害情報に係る広報の掲出等
- (6) その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式第1号による要請書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) 前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 前2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費について、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第6条 香芝市災害対策本部へ香芝郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協

議するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 香芝局区内の郵便局は、香芝市又は香芝市内の各地域が行う防災訓練に参加することができる。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては香芝市企画調整部企画政策課長、乙においては、香芝郵便局総務課長とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年6月26日

香芝市長

先山昭夫

香芝局区内郵便局

代表者 香芝郵便局長 平野昭二

公用令書（従事・協力）

従事第	号	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">住 所</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">処分権者 氏名 ㊟</p>		
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格B 6とする。

公用令書（物資の保管）

従事第	号	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">公 用 令 書</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">住 所</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">災害対策基本法 ^{第71条} _{第78条第1項} の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">処分権者 氏名 ㊟</p>		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格B 6とする。

公用令書（管理・使用・収用）

従事第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり管理・使用・収用する。
年 月 日

処分権者 氏名 ㊟

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格B 6とする。

公用変更令書

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）
にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。
年 月 日

処分権者 氏名 ㊟

変 更 し た 処 分 の 内 容

備考 用紙は、日本工業規格B 6とする。

公用取消令書

従事第	号
公 用 取 消 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法 第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)
にかかると処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。	
年 月 日	
処分権者 氏名	
⑩	

備考 用紙は、日本工業規格B 6とする。

奈良県の被害地震（第1部，1884年まで）

	発生年月日 (日本歴)	被災地域 〔地震名〕 震央 東経 北緯	マグニ チュード	被害状況等
-	416. 8.23 (允恭 5. 7.14)	大和・河内 ? - -	-	わが国の歴史に現れた最初の地震。「日本書紀」に「地震(なみふる)」とあるのみで、被害の記述はない。
1	599. 5.28 (推古 7. 4.27)	大和 135.8 34.7	7.0	倒壊家屋を生じた。「日本書紀」に「地震神を祭らしむ」とある。
2	684.11.29 (天武13.10.14)	土佐その他南海 ・東海・西海諸道 (南海トラフ) 134.3 32.8	8.3	歴史に記録された最初の南海トラフ系巨大地震。山崩れ河湧き、諸国の百姓倉、寺塔、神社の倒壊多く、人畜の死傷多し。土佐の田苑約12km ² 海中に沈む。津波襲来。
3	734. 5.18 (天平 6. 4. 7)	畿内 135.6 34.6	7.0	民家倒壊圧死多く、山崩れ、川塞ぎ、地割れ無数に生じる。4月17日詔書が出され政事に欠くることなきよう注意された。生駒、誉田断層系の活動か？
4	745. 6. 5 (天平17. 4.27)	美濃 136.5 35.4	7.9	美濃では櫓館・正倉・仏寺・堂塔・民家が多く倒壊し、摂津では余震が20日間止まなかった。奈良では地割れができ、水が湧きだした。
-	827. 8.11 (天長 4. 7.12)	京都 135.8 35.0	6.8	京都で多くの舎屋が潰れ、余震が翌年6月まであった。奈良の被害は不明。
-	855. 6.26 (斉衡 2. 5. 5)	奈良 - -	-	東大寺大仏の頭落つ。ただし、これは地震によるものかどうか疑わしい点がある。
-	856. 4 (斉衡 3. 3)	京都・(大和) - -	6.3	京都およびその南方で屋舎壊れ、仏塔傾くとある。奈良の被害は不明。
-	868. 8. 3 (貞観10. 7. 8)	播磨・山城 134.8 34.8	7.0	播磨諸郡の官舎・諸定額寺の堂塔ことごとく頽倒。京都では垣屋に崩れたものがあつた。山崎断層の活動か？
5	887. 8.26 (仁和 3. 7.30)	五畿七道 (南海トラフ) 135.0 33.0	8.3	京都で諸司の舎屋および民家の倒壊多く、圧死者多数。津波が沿岸を襲い、溺死者多数。余震多く、1ヶ月続いた。
6	938. 5.22 (承平 8. 4.15)	京都 135.8 35.0	7.0	宮中の内膳司頽れ死者4人。その他堂塔仏像も多く倒れる。余震11月まで続く。
-	976. 7.22 (貞元 1. 6.18)	山城・近江 135.8 34.9	6.7	宮城諸司・駅舎・諸仏寺の転倒多く、死者50人以上。奈良の被害は不明。
7	1070.12. 1 (延久 2.10.20)	山城・大和 135.8 34.8	6.3	東大寺の巨鐘の紐切れ落つ。京都では家々の築垣を損ず。諸国の寺塔も被害を受ける。
-	1091. 9.28 (寛治 5. 8. 7)	京都 135.8 34.7	6.4	京都法成寺の建物・仏像に被害。奈良に被害があつたかどうか不明。
8	1096.12.17 (永長 1.11.24)	畿内・東海道 (南海トラフ) 137.5 34.0	8.3	東大寺の巨鐘また落つ。薬師寺廻廊転倒。京都東寺・法成寺・法勝寺小被害。津波伊勢・駿河を襲う。
9	1099. 2.22 (康和 1. 1.24)	南海道 (南海トラフ) 135.5 33.0	8.2	興福寺西金堂小破、大門と廻廊が倒れた。摂津天王寺に被害。土佐で田千余町海に沈む。
10	1177.11.26 (治承 1.10.27)	大和 135.8 34.7	6.3	東大寺大仏の螺髪および巨鐘落ち、印蔵の丑寅の角頽れ落つ。京都にても地震強し。

	発生年月日 (日本歴)	被災地域 〔地震名〕 震央 東経 北緯	マグニ チュード	被害状況等
11	1185. 8.13 (文治 1. 7. 9)	近江・山城・大和 135.8 35.0	7.4	京都、特に白河辺の被害大。社寺家屋倒壊破損多く、死者多数。比叡山・醍醐寺にも被害。唐招提寺では千手観音破損し、中門が倒れた。
12	1361. 8. 1 (正平16. 6.22)	畿内諸国 (南海トラフ?) - -	-	この月の18日より、京都付近に地震多く、この日の地震で法隆寺の築地多少崩れる。次の地震の前震か。
13	1361. 8. 3 (正平16. 6.24)	畿内・土佐・阿波 (南海トラフ) 135.0 33.0	8.4	諸国に堂塔の破壊破損多く、奈良では薬師寺金堂の二階傾き、唐招提寺の九輪大破、廻廊倒れる。津波により摂津・阿波・土佐で被害大。
14	1449. 5.13 (宝徳 1. 4.12)	山城・大和 135.8 35.0	6.1	興福寺の築地が崩れた。京都の仙洞御所傾き、東寺の築地崩れ、南大門破損。
-	1466. 5.29 (文正 1. 4. 6)	京都または奈良 - -	-	「大乘院寺社雑事記」に、天満社・糺社の石灯籠倒れるとあるが、2社が奈良か京都か不明。
15	1494. 6.19 (明応 3. 5. 7)	奈良 135.7 34.6	6.0	東大寺・興福寺・薬師寺・法華寺・西大寺破損。矢田庄(郡山の西)の民家多く破損。余震翌年に及ぶ。5月中は連日余震。震央はもっと奈良市寄りか。
16	1498. 9.20 (明応 7. 8.25)	〔明応地震〕 (南海トラフ) 138.0 34.0	8.3	京都・三河・熊野で震動が強かったが、震害については不明。津波が紀伊から房総に至る海岸を襲い大被害。死者数万人。
17	1510. 9.21 (永正 7. 8. 8)	摂津・河内 135.6 34.6	6.8	河内の藤井寺・常光寺・剛琳寺潰れ、摂津四天王寺の石の鳥居、金堂の本尊も大破。大阪で潰死者あり。奈良での被害は小さい。
18	1586. 1.18 (天正13.11.29)	畿内・東海・東山・北陸諸道 136.9 36.0	7.8	飛騨地方を中心に広範囲に大被害。白川谷大山崩れのため帰雲城埋没300余人圧死。京都では三十三間堂仏像600体倒れる。奈良興福寺築地崩れる。
19	1596. 9. 5 (慶長1.閏7.13)	〔伏見桃山地震〕 135.6 34.6	7.5	三條より伏見の間被害最も多く、伏見城天守大破、約600人圧死。諸寺民家の倒壊死傷多し。堺で死者600人。奈良では興福寺・唐招提寺・法華寺・海龍王寺など大被害、般若寺十三重塔上部落下。
-	1605. 2. 3 (慶長 9.12.16)	〔慶長地震〕 (南海トラフ) 138.5 33.5	7.9	津波は犬吠岬から九州に至る太平洋岸を襲い、各地に大きな被害。ほぼ同時に二つの地震が起きたともみられる。震動による被害は小さい。地震津波。
20	1662. 6.16 (寛文 2. 5. 1)	近江および 周辺諸国 135.9 35.2	7.4	比良岳付近の被害甚大。唐崎で田畑85町湖中に没す。死者多し。京都でも死者200人余。奈良では2日間に約40回の地震とある。
21	1707.10.28 (宝永 4.10. 4)	〔宝永地震〕 (南海トラフ) 135.9 33.2	8.6	我が国地震史上最大級の地震の一つ。震害と津波の被害は東海道から九州に及び、全体で死者4900人、潰家29000。大和国では死者63、潰家3219。興福寺・法華寺のほか多くの寺で被害。二つの地震と考えるのが妥当である。
22	1802.11.18 (享和 2.10.23)	畿内・名古屋 136.5 35.2	6.8	奈良春日の石灯籠かなり倒れ、名古屋では本町御門西の土居の松倒れ、高壁崩れる。やや深い地震か?

	発生年月日 (日本歴)	被災地域 〔地震名〕 震央 東経 北緯	マグニ チュード	被害状況等
23	1819. 8. 2 (文政 2. 6.12)	近江・伊勢・美濃 136.3 35.2	7.3	琵琶湖の周辺と木曾川下流の地域で被害が著しかった。奈良で春日社の灯籠8分どおり倒れる。
24	1854. 7. 9 (安政 1. 6.15)	〔伊賀上野 地震〕 136.0 34.7	7.3	伊賀・伊勢・大和を中心に隣国でも大きな被害。とくに伊賀上野は潰滅的な被害。全体で死者千数百人、潰家約5000戸。奈良では死者450～520人、潰家750～850戸。春日社、または寺々の灯籠残らず倒れたという。
25	1854.12.23 (安政 1.11. 4)	〔安政東海 地震〕 (南海トラフ) 137.8 34.0	8.4	被害区域は関東から近畿に及ぶ。震害の最もひどかったのは沿津から伊勢湾にかけての海岸。津波による被害も甚大。死者多数。
26	1854.12.24 (安政 1.11. 5)	〔安政南海 地震〕 (南海トラフ) 135.0 33.0	8.4	前日に安政東海地震が起こっており、その32時間後に発生した。震害は近畿・四国が中心で、津波による被害と合わせて死者2万人、壊家2万戸と推定される。奈良では春日社石灯籠多く倒れたほか、東大寺一部破損、春日社家町で潰家あり。

奈良県の被害地震（第2部，1885年以降）

	発生年月日 (日本歴)	被災地域 〔地震名〕 震央 東経 北緯	マグニ チュード	被害状況等
27	1891.10.28 (明治 24)	〔濃尾地震〕 (岐阜県南西部) 136.6 35.6	8.0	日本内陸で起こった地震としては最大級。岐阜・愛知県で大被害。根尾谷を通る大断層を生じた。全体で死者7273人、全壊14万戸。奈良県では死者1人、傷者2人、全壊16戸。
28	1899. 3. 7 (明治 32)	(紀伊半島 南東部) 136.1 34.1	7.0	被害の中心は奈良県南東部と三重県南部。奈良県では北山筋、吉野郡方面で山崩れなど被害大。死者は三重県で7人だが奈良県は0人。春日社石灯籠87倒れる。プレート境界地震か？
29	1909. 8.14 (明治 42)	〔姉川地震〕 (滋賀県 姉川付近) 136.8 35.4	6.8	琵琶湖東北岸虎姫付近で被害最大。滋賀・岐阜両県で死者41人。奈良県は軽微。
30	1925. 5.23 (大正 14)	〔北但馬地震〕 (但馬北部) 134.8 35.6	6.8	円山川流域で被害多く、死者428人、家屋全壊1295戸、焼失2180戸。奈良県は軽微。八木で震度4。
31	1927. 3. 7 (昭和 2)	〔北丹後地震〕 (京都府北西部) 134.9 35.6	7.2	被害は丹後半島の頸分で最も激しく、全体で死者2925人、家屋全壊12584戸。郷村断層(長さ18km、水平ずれ最大2.7m)とそれに直交する山田断層(長さ7km)を生じた。奈良県の被害は軽微。八木で震度5。
32	1936. 2.21 (昭和 11)	〔河内大和地震〕 (二上山付近) 135.7 34.5	6.4	大阪府・奈良県の境で震度が強かった。死者は大阪府8人。奈良県では死者1人、家屋の全半壊148戸、小さな崖崩れあり、法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土塀の損傷などの被害あり。余震多数。余震分布から大和川断層の活動と考えられる。八木で震度5。
33	1938. 1.12 (昭和 13)	(田辺湾沖) 135.1 33.6	6.8	和歌山県日高郡・西牟婁郡などの沿岸地方で土塀の崩壊、家屋の小破、道路の小亀裂などが生じた。奈良県では十津川村などで小被害。紀伊水道沿岸部で地鳴り、井戸水位の増減あり。浅い地震。八木で震度4。
34	1944.12. 7 (昭和 19)	〔東南海地震〕 (南海トラフ) 136.2 33.6	7.9	戦争末期に起こった巨大地震。東海地方で軍用機工場ほぼ全壊などの大被害。近畿地方にも被害及ぶ。全体で死者1251人、全壊16455戸。奈良では死者3人、傷者1人、全壊89戸。橿原で震度5。
-	1945. 1.13 (昭和 20)	〔三河地震〕 (愛知県南部) 137.0 34.7	6.8	規模の割に被害が大きく、死者2306人、住家全壊7221戸、半壊16555戸。深溝断層(延長9km、上下ずれ最大2mの逆断層)が生じた。橿原で震度3。奈良県での被害の記録はないが、戦時中なので詳細は不明。
35	1946.12.21 (昭和 21)	〔南海地震〕 (南海トラフ) 135.6 33.0	8.0	東南海地震の2年後に起こった巨大地震。今度は近畿・四国が被害の中心となった。津波による被害も大きく、全体で死者1330人、全壊9070戸。奈良県では傷者13人、全壊約140戸、春日大社石灯籠約300基倒れる。橿原で震度5。

	発生年月日 (日本歴)	被災地域 〔地震名〕 震央 東経 北緯	マグニ チュード	被害状況等
36	1948. 6.15 (昭和 23)	(和歌山県南部) 135.4 33.8	6.7	和歌山県・奈良県南部で小被害。全体で死者2人(十津川署管内)、家屋倒壊60戸、地滑り・崖崩れなど。奈良市では被害はなかったが、春日大社などの石灯籠3基倒れる。プレート境界地震か? 橿原で震度4。
37	1950. 4.26 (昭和 25)	(奈良県南部) 135.7 33.9	6.5	三重県南部で山崩れ落石などの小被害。奈良県十津川村などでも民家半壊1戸など小被害。春日大社の石灯籠10基倒れる。震源の深さ40km、プレート境界地震か? 奈良で震度4、八木で3。
38	1952. 7.18 (昭和 27)	〔吉野地震〕 (奈良県中部) 135.8 34.5	6.8	近畿地方をはじめ、中部地方の西部でも小被害があった。震源がやや深かった(60km)ために被害地が分散している。全体で死者9人、傷者136人、全壊20戸。奈良県では死者3人、傷者6人、全壊1戸、春日大社の石灯籠650基が倒れる。プレート境界地震。橿原で震度4。
39	1962. 1. 4 (昭和 37)	(和歌山県西岸) 135.2 33.6	6.4	和歌山県で道路に亀裂、山・崖崩れが若干あったほか、奈良県でも南部で崖崩れ1箇所、落石による電話線の被害あり。奈良の震度3。
40	1995. 1.17 (平成 7)	〔兵庫県 南部地震〕 (明石海峡) 135.0 34.6	7.2	近代都市を襲った直下型地震。1949年制定以来初めて、神戸市を中心とした阪神地域および淡路島北部に震度7の激震地が指定された。全体で死者6425人、行方不明者2人、全半壊25万棟異常に及ぶ。奈良は震度4。奈良県内の被害は傷者12人、建物の一部損壊15件など比較的軽微。

- (注)1.ごく軽微な被害(器物の落下転倒、落石など)は省き、家屋・人工構築物・地盤(面)に何らかの損傷・変化のあった地震を取り上げた。
- 2.第1部(1884年まで)と第2部(1885年以降)に分けた理由は、1884年12月から気象庁(当時:東京気象台)で全国的に震度観測を始めたことにより、その前後で震央およびマグニチュードの精度が格段に異なるためである。
- 3.第1部の緯度、経度は史料によって求めた震央分布から推定したもので、概して精度が低く、また、被害があっても記録が残っていないもの、あるいは未発見の史料があることを考慮する必要がある。
- 4.の欄が「-」となっている地震は、奈良県に被害があったかどうか不明な地震、および地震であるかどうか疑わしいものを示す。
- 5.被害地域欄の(南海トラフ)とあるのは、南海トラフ沿いの巨大地震を示す。また、第2部の()内は震央位置を示す。
- 6.緯度、経度およびマグニチュードは、地震予知連絡会地域部会報告第6巻(1994年11月)の表1-1-1-1、表1-1-1-2によった。

市における近年の風水害

年 月 日	災 害 及 び 被 災 の 状 況
S.57. 8. 1~ 3	台風10号が奈良県東側を真北に進み、続いて台風9号くずれの低気圧が四国沖から南岸沿いに東北東進した。 香芝市においては、3日間の総雨量が355mmを越え、家屋の一部破損1棟、床下浸水159棟、田畑の流失埋没・冠水が28ha、道路・橋梁の被害15箇所、河川59箇所、崖崩れ51箇所の被害が生じ、農林水産業施設33,300千円、公共土木施設75,000千円の被害額となった。
S.60. 6.25	梅雨前線の活発化により25日の総雨量が81mmとなり、河川の氾濫、崖崩れ等11箇所の被害を生じた。家屋の浸水は生じなかった。
H. 2. 9.19~20	19日20時過ぎ、和歌山県白浜町に上陸した台風19号は中心気圧945ヘクトパスカル最大風速45mを記録した。農林水産業施設10,000千円、公共土木施設500千円の被害を生じた。
H. 5. 7. 5	7月1日から降り始めた雨は5日に総雨量182mmを記録し、特に5日の3時から4時までの1時間に33mmを記録した。このため家屋の床上浸水2棟、床下浸水39棟、田畑の冠水17箇所、河川8箇所、崖崩れ23箇所、ブロック塀崩壊5箇所の被害が生じた。
H. 7. 5.14~15	14日8時から15日8時までの総雨量は102mmを記録、このため穴虫地区の竹田川の堤防が崩壊、橋梁が落下、付近の家屋の一部を破損した。また、施工中の高山台区画整理地内の香芝西中学校通学路の一部が土砂崩れにより埋没した。
H. 7. 7. 3~ 5	梅雨前線の活発な活動により雨量は3日58mm、4日98mm、5日45mmで総雨量201mmを記録した。このため熊谷川、葛下川の2河川が氾濫し、数箇所護岸が崩壊し、床下浸水35棟、田畑の冠水等の被害を生じた。特に近鉄大阪線の五位堂駅東側一帯が冠水し、一部運行中止となった。
H. 9. 7.13	13日の未明より降り出した雨は、8時から9時の1時間に29mmを記録した。そのため、葛下川が増水し床上浸水80棟、土砂崩れ1箇所、道路・田畑の冠水数箇所等の被害が生じた。
H.10. 9.22	22日高知県室戸岬の東から紀伊水道を通り、13時過ぎ和歌山県御坊市付近に上陸、本市には15時頃に最も接近し最大瞬間風速56.8mを記録し、市内に大きな被害をもたらした。人的被害は軽傷者5名、家屋被害としては、全壊3棟、半壊3棟、一部損壊1,594棟、床下浸水2棟の被害が生じた。また、暴風により電柱が倒れ、市内の90%の家庭で停電が起こり完全復旧までに2日間を要した。

自衛隊の派遣依頼書及び撤収依頼書
派遣依頼書

香 企 第 号
年 月 日

奈良県知事 様

香芝市長 ㊟

自衛隊災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2により災害派遣を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

撤収依頼書

香 企 第 号
年 月 日

奈良県知事 様

香芝市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

平成 年 月 日づけ香企第 号により自衛隊の派遣を依頼しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方を依頼いたします。

記

- 1 撤収希望日時
- 2 災害派遣人員等及び従事作業内容
- 3 その他参考となるべき事項

老朽ため池危険箇所

ため池名	所在地	管理者 代表者氏名	受益 面積 (ha)	ため池の規模					予想される被害				備考	管理代表者 電話番号
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	経過 年数	予 危険 箇所	人家 (戸)	公共建物	道路・鉄 道	田畑 (ha)		
新池	穴虫	西村益一	5.0	3.6	23	5,460	200	堤	30	-	国道、近 鉄	6.0	平成5年度 より改修中	77-3452
中池	平野	中西喜弘	1.2	3.0	43	1,333	500	〃	-	-	〃	1.0		77-3980
新池	逢坂	山中貞治	13. 0	3.0	87	3,220	300	堤 余水吐	50	-	〃	10. 0		76-2270
改正池	狐井	中谷弘	5.0	4.6	397	12,320	400	〃	10	-	市道、J R	4.0		77-0037
分川池	今泉	中西茂雄	20. 0	9.4	47	177,10 0	1,300	堤 余水吐	50	-	市道			77-2829
坂池	五位堂	超智治義	12. 0	2.3	200	30,300	300	堤	40	-	市道、J R			77-2251
井出池	畑	芦高宇佐美	15. 0	4.5	49	3,546	320	堤 余水吐	5	-	市道、近 鉄			77-2043
屯津池	藤山	山中伸晃	6.0	4.1	105	23,208	150	〃	30	-	〃			77-7277
替池新池	鎌田	超智治義	10. 0	3.7	412	14,566	120	堤	60	-	市道			77-2251

香芝市防災会議条例

昭和37年11月12日
条例第13号
昭和60年12月23日条例第18号
平成9年12月25日条例第20号

改正 昭和40年10月6日条例第18号
平成7年12月26日条例第21号
平成12年3月23日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき香芝市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌分掌)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 香芝市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号にかかげるもののほか、法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 奈良県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 議会議長
 - (6) 教育長
 - (7) 香芝・広陵消防組合消防長及び香芝消防署長
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (10) 自治連合会長
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第9号の委員の定数は、それぞれ1人、2人、1人、15人以内及び8人以内とする。
- 7 第5項第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験者のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各項に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則（昭和40年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。

附 則（昭和60年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

香芝市災害対策本部条例

昭和37年11月12日
条例第14号
改正 平成8年3月25日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、香芝市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織及び職務)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を管理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

香芝市防災会議委員

香芝市防災会議条例第3条第5項より

- | | | |
|--------|--------|--|
| 会
委 | 長
員 | 香芝市長 |
| | (1) | 香芝郵便局長 |
| | (2) | 高田土木事務所長
葛城保健所長 |
| | (3) | 高田警察署長 |
| | (4) | 香芝市助役
香芝市収入役
香芝市企画調整部長
香芝市総務部長
香芝市市民生活部長
香芝市保健福祉部長
香芝市都市整備部長
香芝市産業建設部長
香芝市議会事務局長
香芝市教育委員会事務局長
香芝市水道局長
香芝・王寺環境施設組合事務局長 |
| | (5) | 香芝市議会議長 |
| | (6) | 香芝市教育委員会教育長 |
| | (7) | 香芝・広陵消防組合消防長
香芝消防署長 |
| | (8) | 香芝市消防団長 |
| | (9) | 西日本旅客鉄道(株)王寺鉄道部長
西日本電信電話(株)奈良支店長
関西電力(株)高田営業所長
大阪瓦斯(株)奈良支社長
近畿日本鉄道(株)大和高田駅長
近畿日本鉄道(株)高田市駅長 |
| | (10) | 香芝市自治連合会長 |

災害対策基本法（抄）

（昭和36年11月15日法律第223号）
最終改正：平成12年5月31日法律第99号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（ 略 ）

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（自主防災組織）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（ 略 ）

第二章 防災に関する組織

（ 略 ）

第二節 地方防災会議

(略)

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき(第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かななければならない。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約)で定める。

(略)

(災害対策本部)

第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

- 2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。
- 3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。
- 5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあって当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(略)

第三章 防災計画

(略)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共の団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - 四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項
- 3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。
- 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

(以 下 略)